

平成 25 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 9 8

平成 2 6 年 3 月 1 3 日（木曜日）

文教福祉委員会会議録

平成26年3月13日 木曜日

午前10時00分開議

午後 7時35分開議（実時間473分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第4号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第11号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第12号・平成26年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第13号・平成26年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について
1. 議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
1. 議案第37号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正について
1. 議案第38号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について
1. 議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例

の一部改正について

1. 議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正について
1. 議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正について
1. 議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正について
1. 議案第44号・八代市公民館条例の一部改正について
1. 議案第45号・八代市社会教育委員設置条例の一部改正について
1. 所管事務調査
・教育に関する諸問題の調査
（八代市いじめ防止基本方針（案）について）
（八代市立図書館への指定管理者制度の導入について）
（ハッピーブック運動（八代市小中学生読書推進事業）について）
・保健・福祉に関する諸問題の調査
（パトリア千丁温泉施設の休館について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	堀 泰 彦 君
健康福祉部次長兼 健康福祉政策課長 (福祉事務所次長兼務)	岩 本 博 文 君
障がい者支援課長兼 障がい者虐待防止センター所長	碓 塚 康 浩 君
こども未来課長	松 村 浩 君
国保ねんきん課長	中 村 伸 也 君
長寿支援課長	小 林 眞 二 君
長寿支援課長補佐兼 審査認定係長	西 田 裕 一 君
長寿支援課長補佐兼 地域支援係長	野 田 章 浩 君
長寿支援課 介護給付係長	吉 田 浩 君
健康福祉部理事兼 生活援護課長	小 藪 正 君
教育部長	北 岡 博 君
教育部次長	増 住 眞 也 君
教育部首席審議員兼 学校教育課長	塚 副 徹 君
学校教育課審議員	西 村 裕 君
生涯学習課長	宮 崎 和 喜 君
教育施設課長	有 馬 健 一 君
教育総務課長	桑 田 謙 治 君
図書館館長	濱 田 大 祐 君
総務部	
納税課長	辻 本 士 誠 君
市民協働部	
泉支所市民福祉課長	本 田 正 剛 君
東陽支所市民福祉課長	柿 本 健 司 君
千丁支所市民福祉課長	鶴 田 英 治 君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) おはようございます。
す。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(中村和美君) それでは、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費について説明をお願いします。

上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)大変お世話になります。

それでは、議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第11号中の第3款・民生費につきまして、堀次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(堀 泰彦君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(堀 泰彦君) はい。おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部の堀でございます。本日はよろしくお願いいたします。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦 君） それでは、議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算書をお願い申し上げます。

補正予算・第11号のうち、健康福祉部が所管いたします、第3款・民生費につきまして御説明をいたします。

まず、3ページをお願いいたします。歳出の部でございます。第3款・民生費では1億3891万5000円を追加し、201億5475万9000円とし、その内訳として、第1項・社会福祉費に9952万1000円を追加し、90億1336万3000円といたしております。

第2項・児童福祉費では3939万4000円を追加し、82億1122万2000円としております。

3月補正の内容を御説明いたします。13ページをお願いいたします。下のほうの表になります。

第3款・民生費、項の1・社会福祉費、目の1・社会福祉総務費に862万3000円を追加計上し、補正後の金額を53億4246万1000円といたしております。

特定財源の国県支出金は、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等交付金で600万円を予定しております。

節の19・負担金補助及び交付金に同額600万円を計上しております。節の28の繰出金につきましては262万3000円でございます。

説明欄の地域介護・福祉空間整備等交付金事業のほうですが、事業の内容を簡単に説明いたしますと、介護施設の整備につきましては、平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画におきまして計画しているものでございます。平成25年度計画のうち複合型サービス、つまり小規模多機能型居宅介護と訪問看護を行

います2カ所につきましては、公募の結果、代陽校区の有限会社神苑と、二見校区の社会福祉法人川岳福祉会、2カ所に決定しておりまして、本年度9月議会におきまして、ハード補助分、各施設ごと2000万円を補正計上いたしておりますが、今回、地域介護・福祉空間整備推進交付金のソフト交付金につきましても、国との協議ができましたので、今回補正計上させていただきますものでございます。

その内容は、複合型サービス事業所の設置によります地域サービス資源と高齢者の住まいとの連携推進する事業に補助されるもので、開設初年度に、必要な人件費や備品などの設備整備に用いるものでございます。1カ所当たり300万円を限度としまして、2カ所分の600万円を今回予算計上するものでございます。

次に、繰出金262万3000円は、介護保険特別会計の説明において詳しく説明いたしますが、今回、消費税率の改定によります介護報酬の改定及び支払限度基準額の変更に伴いますシステムの改修を、介護保険特別会計の中で行いますため、その財源としまして、一般会計から、基準内の事務費分につきまして262万3000円の繰り出しを行うものでございます。

次に、目の3・社会福祉対策費に62万円を補正して、1億2994万4000円といたしております。

節は、25の積立金でございまして、地域福祉基金に対し、本年度中にありました寄附4件、71万9196円を積み立てるに際しまして、当初予算計上分では不足する金額62万円を補正するものでございます。

次に、目の4・障害福祉対策費では9027万8000円を補正して、補正後の金額を31億7456万3000円としております。

特定財源の、国県支出金に6770万8000円を計上しております。その内訳は、障害者自立支援給付費国庫負担金4513万9000

円、同じく県負担金2256万9000円でございます。節の20・扶助費に補正と同額を計上しております。

説明欄でございますが、障害福祉サービス給付事業に9027万8000円でございます。この補正は、新規事業者が増加するなどによりまして、利用者数と1人当たりのサービスの利用量が増加したことによるものでございます。

その主な事業について、簡単に御説明いたしますと、就労継続支援A型につきましては、4つの新規事業所の開設に加えまして、事業内容は、雇用契約を結び、最低賃金が保障されるものでございますことから、就労継続支援A型へのニーズも高く、平成24年度実績1165件に対し、25年度当初予算の見込みでは1164件としておりましたが、現時点での決算見込みでは1535件と、371件の増見込みとなりまして、扶助費予算の補正が5187万円必要となったものでございます。

また、共同生活介護、いわゆるケアホームにおきましても、平成24年度実績698件に対し、事業所の定員数の増加に加え、入居者の重度化などによりまして、1人当たりの請求単価が高額になってきております。25年度当初予算の見込みでは718件としておりましたが、現在の見込みでは777件と、59件の増加見込みでございまして、扶助費予算の補正が1532万円必要となったものでございます。

次の14ページをお願いしてよろしゅうございますでしょうか。

款の3・民生費、項の2・児童福祉費、目の3・保育所費に3939万4000円を追加し、補正後の額を49億3297万4000円といたしております。

特定財源の国県支出金は1372万円で、その内訳としまして、保育所運営費国庫負担金914万7000円、保育所運営費県負担金457万3000円でございます。

特定財源のその他509万5000円は、保育料でございます。節の内訳として、節の13・委託料に2640万円、節の19・負担金補助及び交付金に1299万4000円でございます。

説明欄をお願いいたします。私立保育所保育委託事業は、私立保育園の入所児童数が、当初見込みより延べ181人少なくなりますものの、保育単価の高い年少児童の入所が多かったことから、不足が見込まれます2640万円を補正計上するものでございます。

また、障がい児保育事業につきましては、保育所に障害児を受け入れる場合、その安全性を確保されますよう保育士を配置するとともに、その障害の特性に応じた児童の心身の健全な発達を促すこととしておりますが、当初予算での見込みと比較しまして、私立保育所において、障害児保育対象児童が3名、28月分、軽度障害児保育対象児童が30名、355月分増加いたしております。障がい児保育事業補助金に1299万4000円を追加いたしましたものでございます。

以上が、今回3月補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（橋本隆一君） 橋本です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。予算のことではなくて、制度のことに対しての、ちょっと確認なんですけれども、平成26年度から、先ほどのグループホーム、ケアホームが一体化されるということになっておりますが、そのような状況というか、情報というのは、市のほうには届いておるのでしょうか。それとも、先ほどの予算では、ケアホームということだったんですけれども、いろんなグループホームにどうやってもですね、26年度からは移行になっている

けども、実際の動きがないということなんですから、福祉部長、そういう情報についてお知らせいただければと思いますけれども。

○委員長（中村和美君） 砦塚障がい者支援課課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（砦塚康浩君） 障がい者支援課の砦塚です。よろしくお願いいたします。

今、橋本議員お尋ねの、今度26年度からのグループホーム、ケアホームの一体——一元化の件ですけれども、これは、昨年、25年度当初からですね、県のほうから、いわゆる地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律と言われるものの中にですね、規定されておりまして、もう既に情報としてはあったんですが、最近中身についてですね、一元化する場合の、例えばケアホームの——グループホームの中にケアホームの状況を入れるとかですね、情報は一応国のほうから来ております。包括型とかですね、外部サービスの利用型とかいうことで、報酬単価についても、こういう場合にはこれだけの単位数を算定するとか、そういうのがありますので、今から始まるので、具体的にはですね、私たちもどのように現実的にされるのかはわかりませんが、一応情報としてはですね、国のほうから来ております。よろしいでしょうか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。それでは、先ほどのケアホームに対しての予算、このことによって……。

○委員長（中村和美君） 橋本委員、ちょっといいですか。委員長からお願いですけど、今回は19件のですね、長い予算を審議しなくちゃいけませんので、それは申しわけございませんけど、後ででも、また、別の機会にでもです

ね、御発言を願いたいと思います。そうすると、夜中までかかるといいますので、予算審議だけを、まず優先的にいきたいといいたいですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（委員橋本隆一君「はい、了解しました」と呼ぶ）

ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。14ページ、保育所費でございますけれども、今回約4000万弱の補正額というところでございました。先ほど御説明の内容も理解したところですが、いわゆる補正が必要になったという経緯については、予算編成時、当初予算が既決したときに比して、実際の保育園児さんの年齢構成だとか、あるいは障害児さんの数が変わったということが、先ほどの御説明にあったと思うんですが、当初予算の見込みと、今御説明にあった対象者が確定したのは——確定ではない、年間移動はあるんでしょうけれども、いつの段階でこの数字を把握されたんでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、松村でございます。

ただいまの西濱委員の御質問は、保育所費で上げております2つの事業におきまして、今回の補正の確定がいつになったかというふうな御質問でよろしゅうございますでしょうか。

まず1つ目の、私立保育所保育委託事業でございますが、こちらにつきましては、2月時点の、頭の時点での入所見込み者を最終的に見込んでの補正の不足額を、今回計上させていただいてます。

障がい児保育事業につきましては、1月時点で、各保育園から実績をとりまして、それに基づいての確定値で、今回その差額の補正をさせていただきます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。御説明を理解しました。

申し上げたかったのは、私が、ちょっと質問の仕方が悪かったんですけども、年度変わる前に申し込みがあって、入園児が確定すると。八代市も予算編成して、当初予算を計上するんですけども、年度変わって、実際にそれぞれの園で、年齢構成だとか障害児さん、預けられるの変わってくると。今回約4000万という金額の補正になるんですけども、年度途中で、できれば保育園というのは、こういったお金が、年間、早いうちに公的に支給されたほうが、運営はよりよくないのかなあって思ったものですから、やはり、毎年この時期にならないと、こういった大きなお金が出せないのかというのを、ちょっと心配してですね、懸念してお尋ねでございました。その点いかがでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。大変済みませんでした。

まず1点目の私立保育所保育委託事業ですけども、こちらにつきましては、総額が約36億円ございますので、今回補正した分につきましては、3月分の保育の実績に基づいて支払う分の内輪の金額になりますので、園のほうに対しては、さほど影響はないというふうに考えております。

ただ、障がい児保育事業につきましては、1年間分のを、今回補正しまして、3月末時点にお支払いするということになりますので、そっちは、保育園のほうで、確かに先にしてらっしゃいますので、その辺につきましては、今後支払い方法につきましては、概算とかという方法も、当然検討しなければいけないかなというふうに感じたところでございます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。市の裁量で、そこら辺がですね、うまくフレキシブルにできるならば、今後検討していただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、ほかになれば、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、これより採決いたします。よろしいでしょうか。

議案第3号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第4号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第4号・

平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第4号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号につきまして、国保ねんきん課、中村課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、別冊になっております、議案第4号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算書、第2号をお願いたします。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

1ページをお願いたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億282万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ184億3382万8000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から御説明いたします。

6ページをお願いたします。下段の表、歳出でございますけれども、款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で2億282万3000円の追加をお願しております。これは、平成24年度に、概算で交付され

ておりました国県支出金につきまして、実績に基づき精算し、超過交付分について返還するものでございます。

内訳といたしまして、国への返還分といたしまして、療養給付費等負担金で1億9550万7000円、特定健診等負担金で365万8000円、県への返還分といたしまして、特定健診等負担金で、国と同額の365万8000円となっております。

次に、戻っていただいて、5ページをお願いたします。

2、歳入でございます。款4、項1、目1、節1・療養給付費等交付金の7886万4000円は、退職被保険者の療養給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの追加交付によるものでございます。

次の款6・県支出金、項2・県補助金、目1・県調整交付金、節2・特別調整交付金の1632万7000円は、特別調整交付金の対象項目でございます収納率向上分を追加補正するものでございます。

次の款9・繰入金、項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金の2000万でございますけれども、今回の補正財源に不足が生じますことから、必要最小限度で追加補正をお願するものでございます。

6ページをお願いたします。

款10、項1、目1・繰越金で8763万2000円を計上いたしております。これは今回の補正財源とするものでございます。

以上、議案第2号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。意見、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第4号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。続きまして、議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の小林でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、失礼して、座らせていただいて、説明したいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） 議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算、それぞれ338万2000円を追加し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ130億2733万1000円といたしております。

それでは、補正予算の内容を歳出のほうから御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

まず、第1款・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費におきまして、185万9000円を計上いたしております。これは、平成26年度からの消費税率改定に伴いまして、介護報酬及び区分支給限度額が変更となりますことから、現在、本市で使用しております介護給付システムの改修を行うための経費でございます。財源といたしましては、システム改修に対する国庫補助金75万9000円と、一般会計からの事務費分の繰入金110万円を予定しております。

次に、第1款・総務費、項3・介護認定費、目2・認定調査費におきましては152万3000円を計上いたしております。これも、上段の総務管理費と同じく、消費税率改定により介護報酬及び区分支給限度額が変更されますので、こちらは、介護認定システムの改修経費でございます。財源といたしましては、全額一般会計からの繰入金を予定いたしております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

戻っていただきまして、5ページをお願いします。

まず、第3款・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金で3000万円を減額いたしております。

飛びますが、6ページのほうをお願いしたいと思います。

第7款・繰入金、項2・基金繰入金、目1・介護給付費準備基金繰入金で3000万円を計上いたしております。

この2つの項目では、歳入予算における予算の組み替えを行っております。これは、本年度の介護保険特別会計決算見込みにおきまして、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たります、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が、当初予算から約6500万円の減額となり、この影響により約3000万円の財源不足を生じる見込みでございます。この不足分は、介護給付費準備基金から繰り入れを行う予定としておりまして、そのための予算の組み替えでございます。

次に、戻りまして、再度5ページをお願いいたします。

中段の第4款・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・介護保険特別補助金の75万9000円は、歳出で御説明申し上げました介護給付システムの改修に伴う介護保険システム改修事業費補助金でございます。

次の7款・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金の262万3000円は、これも歳出で御説明申し上げました介護給付システム及び介護認定システムの改修経費の市負担分であります。一般会計からの事務費分の繰入金となっております。

以上が補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。システムの改修というふうなことで、今回は補正予算が上がっているんですが、今、御説明がありましたよう

に、消費税の改定によってシステムを改修しなければならない、このシステムの改修というのは、大体どういったことを、改修としてやるのかということを、ちょっとわかりやすく教えていただけないでしょうかね。

例えば、5%が8%に変わるという状況の中で、その3%分を、システムを変えなければ、全て変えなければいけない、そのために予算が185万9000円であつたりとか、152万3000円であつたりとかという話がある。その辺のところのシステムの改修の、具体的にどういうふうなことなのかということを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。今回のですね、消費税率改定に伴うシステム改修におきましては、3%分がそのまま報酬に上乘せになるということではなくて、3%消費税が上がったことによりまして、サービス自体いろいろ、たくさんありますけれども、報酬単価がそれぞれ変わるということで、一律3%ではないということになります。

そして、さらには、お1人当たり、1カ月当りに受けられる限度額というのがありますけれども、それをそのままにしておきますと、これまで受けられたものが受けられなくなりますので、その部分も、限度額もそれぞれ上乘せされると。これは、制度上ですね、決まったことですので、これをシステムのほうに乗せかえてあげないと、うまく給付が管理できないというような形になります。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これは、コンピュータ上、パソコン上の部分での改修というふうなことになろうかと思うんですけれども、何千万

というお金が、前、かかってたような気がするんですけども、このくらいぐらいの金額で改修ができるものなんですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。これは、今回の改修について、業者等ですね、見積もりをいただきましたの金額ですので、これで行けるということだと。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

4月1日から混乱のないようにですね、ぜひお願いをしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、ほかになければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、健康福祉部から、歳出の第3款・民生

費及び第4款・衛生費について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして、議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算、第3款・民生費及び第4款・衛生費の健康福祉部が所管します分につきまして、堀次長より説明させますけれども、その前に私のほうから、今回の予算の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

まず、一般会計全体予算、今回出されておりますけれども、540億6100万円のうち、民生費が211億7755万円となっております。その割合は39.17%を占めております。平成25年度当初予算よりも、増減にして6.6ポイント、13億1000万円の伸びとなっております。

この要因といたしましては、本年4月1日からの消費税率3%分引き上げに伴いまして、国が、低所得者に対して実施いたします臨時福祉給付金及び子育て世帯の消費の下支えを図るための子育て世帯臨時特例給付金約9億円を計上しております——合わせまして9億円を計上いたしております。

なお、臨時福祉給付金につきましては、平成26年度に健康福祉部内に臨時福祉給付金支給事業推進室を立ち上げて対応する予定といたしております。

また、障害福祉の部門につきましては、新規事業所の開設及びサービス利用者数の増に伴いまして、障害福祉サービス給付費や障害児の通所支援給付費など、約2億5000万円が増加

しております。これが主なものでございます。

その一方で、生活保護費につきましては、保護基準単価の見直しと景気の上向きによる保護給付費が鈍化傾向でありまして、前年度と比較いたしますと、減額で計上いたしております。

さらに、子育て支援の強化といたしまして、このたび、こどもプラザ事業を新たに、イオンショッピングセンター内に増設するほか、病児・病後児保育事業の新規開設を予定しております。

また、少子化が進む中で、保育園入所希望がふえ続けておりまして、特に3歳未満の低年齢児の入所がふえてきておりますことから、私立保育所保育委託事業の予算も増加傾向となっております。

また、その私立保育園で仕事をする保育士等の処遇改善を図る目的から、昨年の補正予算に引き続き、今年度は当初予算で8800万円を計上いたしております。

このほか、子ども・子育て新システムの平成27年度からの本格的な稼働に伴いまして、26年度中に計画を策定し、準備を進めてまいりたいと考えております。

民生費が右肩上がりに伸びていく中で、引き続き、国の施策等にアンテナを張りまして、情報収集に努めてまいります。

次に、健康福祉部が所管いたします衛生費につきましては、16億389万円となり、25年度当初予算より、増減にして0.3ポイントの伸びとなっております。

昨年10月から実施いたしました、こども医療費助成の年齢枠を小学校3年生までの拡大を、今回通年にいたしまして、4800万円ほど増額いたしております。

一方で、予防接種に関しましては、昨年、子宮頸がんワクチン接種による副作用が問題となりましたことから、国は積極的勧奨を控えておりますので、その分の減額が大きなものとなっ

ております。

新規事業といたしましては、市内の全小中学校での実施を予定しておりますフッ化物洗口事業としての予算を計上いたしております。内容につきましては、先日の本会議でもお答えいたしましたように、説明会を開催した上で、2学期からの実施を予定しております。

このほかにも、市民の健康づくりを推進するために各種検診の受診率向上を目指してまいりたいと考えております。

それでは、詳細につきまして、堀次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。よろしくお願いいたします。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算につきまして御説明させていただきます。

健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費中の第1項・保健衛生費につきまして説明をいたします。

予算書の7ページをお願いいたします。7ページの歳出の第3款になります。民生費では211億7755万8000円を計上しております。前年度と比較いたしまして13億1001万5000円の増額となっております。

内訳としましては、第1項・社会福祉費に、前年度比11億5561万5000円増となります100億1935万8000円、第2項・児童福祉費に、前年度比2億1871万100

０円増となります８３億１９６万７０００円、第３項・生活保護費に、前年度比６４２５万７０００円減となります２８億５２８１万５０００円、第４項・災害救助費では、前年度比５万４０００円減となる３４１万８０００円でございます。

第４款・衛生費では、前年度比１億６５５３万８０００円減となります３７億８０５０万２０００円を計上し、そのうち、健康福祉部が所管いたします第１項・保健衛生費に１６億６８５８万９０００円を計上しております。前年度と比較しまして９４０万２０００円の増額でございます。

内容を御説明いたします。６５ページをごらんいただけますでしょうか。当初予算ということで、時間もかかりますので、節につきましては増減額の大きなものを主に説明し、説明欄に記載してあります項目につきましても、新規取り組みや増減が大きなものについて説明をさせていただき、経常的なものにつきましては、説明を省略させていただければと考えます。

それでは、款の３・民生費、項の１・社会福祉費の目の１・社会福祉総務費では５４億８７７７万６０００円を計上しております。前年度予算と比較いたしまして、１億９４６４万９０００円の増額となっております。

特定財源の国県支出金９億１９３万８０００円は、２９ページに書いてあります、国民健康保険基盤安定保険者支援分国庫負担金５９９５万円と、３３ページに書いてございます、国民健康保険基盤安定県負担金４億７７０９万３０００円、同じく後期高齢者医療保険基盤安定県負担金３億６１５５万１０００円が主なものでございます。

次に、節の１９・負担金補助及び交付金１７億６２２万円は、前年より６７０５万４０００円の増でございます。節の２８・繰出金３６億９７９９万円は、前年度より１億２０８２万２

０００円の増加となっております。

それでは、説明欄の項目を説明いたします。一般職給与は、職員７名分の人件費で、前年度比１２８万１０００円増となる６２２５万４０００円です。

２つ飛びまして、民生委員・児童委員関係事業は、３２１人分の報償費などが主なものでございます。

次に、後期高齢者医療広域連合への負担金としまして、前年度比６６０２万２０００円の増となります１６億９７３０万４０００円でございます。その内訳は、共通経費としまして５６３３万円、療養給付費分としまして１６億４０９７万４０００円でございます。

次に、繰出金となりますが、国民健康保険特別会計に、前年度比３１９１万２０００円増となる１１億５２５０万５０００円、後期高齢者医療特別会計に、前年度比２８１２万５０００円増となる５億６７１０万９０００円、並びに介護保険特別会計に、前年度比６０７８万５０００円増の１９億７８３７万６０００円を計上しております。それぞれ基準内の繰り出しとなっております。

次に、目の２・老人福祉対策費では３億３７３万円を計上いたしております。前年度比１９６１万５０００円の減でございます。

特定財源の国県支出金５１５万６０００円は、県補助金の老人クラブ活動等事業費補助金４３１万３０００円が主なものでございます。

特定財源のその他２６９７万２０００円は、老人福祉施設入所者負担金２２７６万１０００円が主なものでございます。

節の１１・需用費は、２５年度に計上しておりました保寿寮施設修繕分予算等の減によりまして、前年度比１２８３万円の減額で、３７６万４０００円でございます。節の１９・負担金補助及び交付金２５１７万２０００円は、主に敬老会運営補助金等の減により、前年度より１

１００万２０００円の減となっております。

それでは、説明欄をごらんください。職員５名分の人件費は、前年度比９７万７０００円減となります３４６１万４０００円です。

６６ページをお願いいたします。

項目として、長寿者祝事業におきましては、１００歳到達者の方に、これまで花束と表彰状と祝い金１万円をお届けしておりましたが、２６年度から祝い金については、廃止を行いたいと考えております。

また、昨年度までございました敬老会運営補助金につきましては、市内全域の地域協議会活動交付金制度を導入されるにつしまして、老人福祉対策費からは、項目そのものがなくなったところでございます。

保寿寮入所委託金が、平成２５年度まではございましたが、保寿寮を社会福祉事業団に譲渡したことによりまして、委託料の項目が削除となり、同項目につきましては、老人福祉施設入所措置事業に移行しましたため、前年度と比べまして１億１９３０万３０００円増となります２億２７４０万６０００円でございます。

目の３・社会福祉対策費でございます。１億１３１９万６０００円で、前年度比１６１２万８０００円の減となります。

特定財源の国県支出金１２５万６０００円は、熊本県緊急雇用創出基金市町村補助金、住まい対策でございます。そして、特定財源のその他５２４万２０００円は、シルバーワークプラザ実費徴収金３２４万円が主なものでございます。

節の欄の主な増減は、節の１９・負担金補助及び交付金７３２６万３０００円は、前年度から９６１万８０００円の減額でございます。

また、昨年度ございました工事請負費、２５年度７８９万５０００円分が項目ごとなくなっております。

説明欄の各センターの管理費は、経常的な経

費が主なものですが、５番目のところの鏡地域福祉センターにつきましては、雨漏りとトイレ改修等を行いますため、３９８万９０００円増となる４９２万１０００円を予定しております。

３つ飛びまして、社会福祉団体育成事業は、社会福祉協議会に対します運営補助金でございます。職員退職に伴いまして、補助対象積算額が減少いたしまして、前年度比９６１万８０００円減となります７２５万５０００円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

目の４となります。障害福祉対策費で３億３４５９万９０００円を計上いたしております。前年度比２億５８７９万７０００円の増額となっております。

特定財源の国県支出金２２億６０５２万円は、障害者自立支援給付費国庫負担金１０億８３９８万円、障害者自立支援給付費県負担金５億４１９８万９０００円などが主なものでございます。

その他の特定財源４２９万２０００円の内訳は、地域生活支援事業、氷川町の負担金３７６万２０００円が主なものとなっております。

節の欄の主な増減ですが、節の１３の委託料は、前年度より２７４１万８０００円減となります６６６万３０００円でございます。節の２０・扶助費３０億６６３９万５０００円は、前年度比２億７４２０万４０００円の増となっております。

それでは、説明欄をごらんください。昨年度より１名増となります職員２３名分の人件費は、８８５万３０００円増となります１億６７９０万円です。

３つ飛びまして、更生医療給付は、障害者手帳保持者に人工透析や心臓手術など身体の機能障害を軽減または改善するための医療給付を行うものですが、実績の増加に伴いまして、生活

保護受給者の人工透析分の増加を71件見込みまして、前年度比3684万9000円の増となるところでございます。2億1848万円を計上いたしております。

次に、重度心身障がい者医療費助成事業は、実績を勘案しまして、前年度比1240万円減の2億8351万9000円を計上いたしております。

5つ飛びまして、育成医療給付事業は、障害者総合支援法を根拠としまして、18歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うものでございます。予算の積算に当たっては、71件分の申請に対応する扶助費607万9000円を計上いたしております。

のぞみ母子センター運営委託事業につきましては、さきの所管事務調査におきまして、はつらつ健康課から御報告いたしましたように、総合福祉センターにおきまして、障がい児通所支援事業と八代圏域療育センター事業の2つを、八代市社会福祉事業団に委託して行っていました。障がい児通所支援事業は、委託を終了し、八代市事業団の事業として行っていくことといたしました。

なお、八代圏域療育センター事業につきましては、熊本県からの委託事業でもございまして、これまで同様継続してまいりますので、前年度と比較しまして、障害児通所分の2562万円の減となり、圏域地域療育センター分の519万8000円を計上しているところでございます。

一番下の障害福祉サービス給付事業は、トータル21億2171万円を計上しておりますが、前年度より1億6911万円ほど増額となっております。この事業は、平成25年4月から、これまでの障害者自立支援法から障害者総合支援法に名称を変更し、制度の谷間のない障害者への支援を行いますため、これまでの身

体・知的・精神の3障害者に加え、難病などの障害者を新たに対象者に含めるなどの制度改正が行われました。

障害福祉サービスの給付を通じまして、障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するとともに、サービス利用計画作成の対象を拡大し、相談支援の充実を図るものでございます。

サービスの中で、伸びの大きなものとしましては、常時介護を必要とします障害者の方に、入浴や排せつ、食事等の介護や創作活動、生産活動などの機会を提供いたします生活介護は、約380件の伸びで、6929万円の給付の伸びを見込んでいるところでございます。

また、事業所が障害者と雇用関係を結び、最低賃金を保障し、社会保険の加入も義務づけられ、事業形態に応じた給付金が支払われます就労継続支援A型事業につきましても、約530件の伸びで、給付額が7139万円増加するものと見込んでいるところでございます。

次に、68ページの上段となります。障がい児通所支援事業の扶助費は2億4748万5000円でございます。障害児を対象とした事業所が増加いたしましたため、25年度執行見込みが増加しております。26年度当初予算におきましても、前年度比8116万8000円の増額となったものでございます。

68ページの中段をお願いいたします。

目の5・国民年金費では4212万8000円を計上しております。

特定財源の国県支出金2848万7000円は、年金事務に係ります国庫委託金基礎年金等事務費委託金でございます。

人件費は、職員5名分の4131万8000円でございます。

目の6に、臨時福祉給付金費を新たに設けさせていただきました。御案内のとおり、平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられることから、所得の低い方への負担の影響に鑑み、

臨時的な措置としまして、臨時福祉給付金を支給するものでございます。

対象者は、平成26年1月1日現在で本市に住民票があり、かつ平成26年度分市町村民税均等割が非課税の方になります。ただし、市町村民税課税者の扶養に入っている場合や生活保護制度の被保護者になっている場合は対象外となります。なお、生活保護被保護者に対しましては、生活保護の給付の中で、相当分が配慮されることとなっております。

さて、臨時給付金の給付額としましては、対象者1人につきまして1万円、老齢基礎年金や児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者には別途5000円が加算されます。

予算額としましては、7億3792万9000円で、事業費の特定財源としましては、全額国庫支出金を予定いたしております。

節の内訳でございますが、職員手当などは、時間外手当でございまして400万円です。賃金は、臨時職員3名を雇用するものでございます。需用費は、申請書・決定通知書封筒代でございます。役務費は、申請書送付のための郵便代でございます。委託料は、コンピューターシステム処理のための委託料及び封筒詰めを行う作業委託分でございます。

負担金補助及び交付金6億6800万円は、給付金でございまして、現時点での対象者の見込みは5万2200人で、5000円の加算がある方につきましては2万9200人と見込んでいるところでございます。

次に、69ページをお願い申し上げます。

款の3・民生費、項の2・児童福祉費、目の1・児童福祉総務費で3億5722万5000円を計上しており、前年度比2897万6000円の増となっております。

特定財源の国庫支出金1億3262万3000円は、放課後児童健全育成事業費県補助金6162万7000円、ひとり親家庭等医療費助

成事業費県補助金1726万6000円が主なものでございます。

節の13の委託料は、前年度比1257万9000円増となります1億3815万6000円でございます。節の20・扶助費は、前年度比756万4000円減となる5741万9000円でございます。

説明欄となります。一般職の人件費は、前年度より1名増となります職員18名分の、前年度比777万円増となる1億2501万1000円でございます。

5つ飛びまして、ひとり親家庭等医療費助成事業は、小学校1年生から3年生までの児童が、こども医療助成事業の対象となりますことから、実績の見込みが減となるため、前年度と比べまして554万7000円減となります3457万2000円といたしております。

1つ飛びまして、こどもプラザ事業につきましては、先ほど部長、申し上げましたように、マックスバリュ2階におきまして、こどもプラザすくすくを行っております。主に、ゼロ歳から3歳までの乳幼児を持つ子育て中の親御さんが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場として、子育て親子の交流の促進と、子育て等に関する相談、講習会などを実施いたしてきたところですが、25年度利用状況が伸びてきていることと、また、八代市とイオン九州株式会社などとの地域振興協定に基づきまして、イオン八代2階に、同規模のスペースを設け、2カ所目のこどもプラザの開設を行い、安心して出産・育児ができる環境づくりを、さらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

予算としましては、一時経費としまして、予定場所の改装経費負担1058万4000円と、現在のマックスバリュと同等の必要な備品類の購入代161万5000円を予定しており、賃料については無償ですが、電気代等の実

費負担を行う予定としております。

開所時期につきましては、改装後早目に開所したいと考えておりますが、ある程度準備期間が必要と考えておりますので、今後協議を進め、広報等にも努めてまいりたいと考えております。

1つ飛んで、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度からの新制度実施に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定を行っておりますが、特に、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援に係る需要見込みの根拠となります、25年度に行っておりますニーズ調査をもとにいたしまして、必要な事業とその事業量につきまして決定し、事業計画として策定するための予算162万円をお願いするところでございます。

2つ飛びまして、放課後児童健全育成事業委託は、昼間保護者がいない家庭の小学生の安全・安心な居場所の確保と健全育成活動を行う放課後児童クラブ、26クラブに委託します委託料9244万1000円でございます。

病児・病後児保育事業につきましては、病中または病後の児童の一時預かりを行っておりますが、風邪の流行時などには不足する時期もございますことから、実施施設1カ所の増加予定分を含めまして、前年度比877万5000円増となります2425万円を計上いたしております。

一番下の項目、放課後子ども環境整備事業700万円は、太田郷児童クラブの小学校内にある現在の施設が老朽化しましたため、場所の移設に伴います教室の改修等の経費でございます。

次は、70ページの上段をお願いいたします。

目の2・児童措置費となります。28億3452万9000円を計上いたしております。前年度比1億442万1000円減でございま

す。

特定財源の国県支出金20億1333万4000円の内訳は、児童手当に係る国庫負担金14億2496万円、児童扶養手当国庫負担金2億5332万3000円、児童手当県負担金3億1454万4000円が主なものでございます。

説明欄でございますが、その内訳は、児童手当が昨年度より6928万2000円減の20億7455万8000円でございます。また、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしている児童に対して支給されます児童扶養手当も、昨年度より3513万9000円減の7億5997万1000円でございます。主な理由は、児童数の減による減額を見込んでいるところでございます。

児童手当の支払い額を簡単に申し上げますと、ゼロ歳から3歳未満までは月に1万5000円、3歳から小学校修了までの第1子、第2子は月に1万円、第3子以降は月に1万5000円、そして、中学生は月に1万円となります。また、所得制限を超える場合には、一律月に5000円の支給となっております。

それでは、目の3・保育所費の説明に入ります。49億4560万円を計上いたしております。前年度比1億2954万3000円の増額でございます。

特定財源の国県支出金22億1006万3000円の内訳は、保育所運営費に係る国庫負担金12億8520万6000円、同じく保育所に係る県負担金6億4260万3000円などが主なものでございます。

特定財源のその他8億6655万4000円の内訳は、公立保育所、私立保育所及び僻地保育所の保育料8億4695万3000円と、児童福祉施設の職員給食費832万円が主なものでございます。

70ページの節の7・賃金1億2611万7

000円は、前年度比179万4000円減となる、——でございまして、公立保育所に臨時職員として雇用を予定しております保育士68名及び調理員11名、合計79名分でございます。節の13・委託料37億8325万7000円は、前年度比5471万8000円の増で、その主なものは、私立保育所児童保育委託分でございます。

それでは、説明欄でございます。一般職人件費は、前年度比2名減となります保育士等職員74名分で、前年度比2854万3000円減となります5億2293万1000円でございます。

次に、公立保育所運営事業2億7753万2000円は、前年度比576万9000円減の職員給与経費を除きます公立保育園12園の運営経費でございまして、主な経費としまして嘱託医報酬234万円、臨時保育士・調理員賃金1億2505万8000円、賄い材料費6091万3000円、給食業務委託料2404万4000円でございます。なお、以上におきまして、閉園となります日奈久若竹保育園分と休園となります泉地区栗木保育園分の予算は、削減いたしているところでございます。

次に、市内44園の私立保育所及び管外の私立保育所への保育委託37億1439万9000円は、入所児童数、保育単価ともに、平成25年度決算見込みを参考として積算いたしております。保育料の単価上昇と、延べ入園児童数の増778人を見込み、前年度比6115万9000円増額となっているところでございます。

次に、欄の下から2番目でございますが、障がい児保育事業補助金でございます。3月補正におきましても計上いたしましたが、当初予算におきましても1230万2000円増となります6410万7000円を計上しているところでございます。これは、私立保育所において

障害を持つ児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう設備等を整備するために保育所に対して補助を行うものでございます。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士などの処遇改善に取り組む保育所へ補助金の交付を行うことにより、保育の担い手でございます保育士の確保を進めることを目的としたものでございます。この事業は、私立保育所の保育士等に対する処遇改善として、25年度は9月補正にて計上いたしました但、本年度は当初予算に計上させていただいたものでございます。

保育所ごとに、26年度中の具体的な賃金改善を記載した処遇改善計画を作成し、所属職員にその内容の周知を行っていただき、市へ計画書を提出することが申請の条件でございます。また、保育所への補助金交付額以上の処遇改善計画を作成することも条件であり、年度末に、市町村に実績報告の提出も必要となっております。これにより、節の19・負担金補助及び交付金は、前年度比1億1030万円の増額となっているところでございます。

次に、目の4に、子育て世帯臨時特例給付金費を新たに設けさせていただきました。先ほどの款の3、項の1、目の6・臨時福祉給付金費のところでも御説明申し上げましたとおり、消費税引き上げに際し、こちらは子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として、給付金を支給するものでございます。

支給対象者は、平成26年1月分児童手当受給対象者となる児童を基本に、1万5300人を見込んでおります。給付額としましては1人当たり1万円となっております。予算額としましては、1億6461万3000円で、事業費の特定財源としましては、先ほどと同じく全額

国庫支出金を予定いたしております。節の内訳でございますが、その目的は、さきの臨時福祉給付金とほぼ同じでございますので、省略いたします。

次のページの負担金補助及び交付金１億５３００万円も、給付金でございます。

なお、こちらで設定いたします給付金対象者は、款の３の項の１の目の６の臨時福祉給付金の対象者とは重複しない仕組みとなっております。

続きまして、７１ページの下段となります。款の３・民生費、項の３・生活保護費、目の１・生活保護総務費で１億７３５４万３０００円を計上いたしております。

特定財源の国庫支出金９０６万２０００円は、生活保護適正実施推進事業国庫補助金６０２万７０００円でございます。節におきましては、節の７・賃金１６１８万３０００円は、前年度比２３１万５０００円の増でございます。

説明欄ですが、一般職の人件費は、前年度比職員２名増となります２１名分の人件費１億４５５２万７０００円でございます。前年度比１１６７万８０００円増でございます。

なお、これまで、事務補助のための臨時職員２名以外に、経済状況の悪化から増加を続けております生活保護の相談申請へ対応するため、面接相談員１名、生活保護受給者の自立促進のための就労支援を行う就労支援員１名、さらに、生活保護の被保護世帯の増加に伴いまして、生活保護ケースワーカーとして非常勤職員４名を配置いたしておりました。２６年度は、さらに、医療扶助相談員１名を雇用し、被保護者の健康相談やジェネリック薬品の相談などに対応し、医療扶助費の適正化に努めたいと考えております。

次に、目の２・扶助費では２６億７９２７万２０００円を計上し、前年度比７９８２万９０００円減額となっております。

特定財源の国庫支出金２０億２１３４万８０００円は、生活保護費国庫負担金１９億９８３４万８０００円と、生活保護費県負担金２３００万円でございます。

特定財源のその他１６９８万９０００円は、保護費の返還金でございます。昨年度と比較いたしまして、２６０万５０００円の増額でございます。

また、説明欄に記載はございませんが、生活保護は、生活扶助や医療扶助を初め８種類の扶助費を支給することにより、保護世帯の生活安定と自立の助長を図るものでございます。

それぞれの扶助費ごとの予算の中で、生活扶助費につきましては、前年度比８３９３万６０００円の減となります７億６３０７万４０００円、そして、最も多い医療扶助費が１４億８２２７万６０００円で、前年度比２５７１万５０００円減となっております。

なお、平成２４年１月末の被保護世帯数は１２０３世帯に対しまして、１年後の平成２５年１月末では１２９１世帯と、前年比７．３％の伸びとなっております。また、平成２６年１月末では、１３１４世帯と、前年比１．８％と伸びが少し鈍化してきております。

そのため、平成２５年度当初予算要求は、前年度当初予算と比較して１億７４８万円の増額をお願いしておりましたが、現在急激な増加から少し伸びが鈍化してきておりますため、２５年度に対し、２６年度当初予算は６４００万円程度の減額を見込んでいるところでございます。

次のページとなります。

項の４・災害救助費、目の１・災害救助費で３４１万８０００円を計上しております。

特定財源のその他１９０万３０００円は、災害派遣人件費負担金でございます。

説明欄でございますが、これは、東日本大震災関連経費で、現地への職員長期派遣に伴いま

す職員手当１００万円と、派遣のための旅費２２万３千８００円でございます。派遣予定の人数は４人でございます。

続きまして、７２ページ下の第４款・衛生費でございますが、第１項・保健衛生費、目の１・保健衛生総務費で１２億９千４６４万４千０００円を計上しております。前年度比３億５千７８万円の増でございます。

次に、特定財源の国県支出金９千９１２万１千０００円は、前年度比３千２１万５千０００円の増となっております。その主な内訳は、乳幼児医療費助成事業県補助金５千１２６万８千０００円、健康増進事業費県補助金１千７３０万５千０００円などでございます。

特定財源のその他２千２３１万６千０００円の内訳は、千丁地域福祉保健センターの温泉入館料、病院群輪番制病院運営事業に係ります氷川町負担金１千３１万８千０００円などでございます。節の１５・工事請負費は１億５千４５万１千０００円で、９千６４万９千０００円の減となっております。

次のページをごらんください。節の２０・扶助費３億４千３７万６千０００円は、４億８千９１万３千０００円の増となっております。その主なものは、こども医療費の扶助費でございます。節の２８・繰出金は４億８千４万６千０００円の減となっております。

申しわけございませんが、７２ページにお戻りください。説明欄をお願いいたします。一般職員人件費は、昨年より１名増で、職員３５名分の人件費等、前年度と比べまして９千１万７千０００円減の２億４千３２６万円でございます。

次に、妊産婦健康支援事業は、妊婦健康診査事業に係る費用の最大１４回を助成いたします妊婦健康診査事業９千４０２万２千０００円でございます。

次の養育医療給付事業は、母子保健法第２０条に基づきまして、身体の発達が未熟なまま生

まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関におきまして、入院治療を受ける場合に公費で負担する制度で、平成２５年４月から全ての市町村に権限委譲されたものでございます。予算積算の根拠としまして、受給者数が３７人に増加することを見込んでいるところでございます。

母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るために行う乳幼児健康支援事業は１億５千５万２千０００円でございます。

次のこども医療費助成事業は、これはゼロ歳から小学校就学前までの乳幼児の入院・通院に係る医療費の全部の助成に加え、小学校１年生から３年生までの入院・通院に係る医療費の全部を助成するものでございます。２５年１０月診療分から、対象者の拡大を行っております。２５年度は、５カ月分の拡大に伴う支払いを予定しておりましたが、２６年度は通年での支払いが必要となりますため、扶助費は、前年度比４億８千８７万円増となります２億９千９６６万３千０００円を計上いたしたところでございます。

３つ飛びまして、千丁地域福祉保健センター管理運営事業は、前年度比９千７万円減の６千２３６万６千０００円でございます。

この予算につきましては、通常運用分と、パトリア千丁白湯風呂配管改修工事１億５千４５万１千０００円を計上いたしておりますが、一般質問におきまして、橋本議員からお尋ねいただきましたように、また、本日所管事務調査において、御報告する予定でございますが、ただいまパトリア千丁温泉に濁りが生じており、１月１５日から休館して点検作業を行っているところでございます。この点検作業の結果が判明するまで、同工事につきましては、執行を保留する予定でございます。

次に、７３ページの説明欄をごらんいただけますでしょうか。健康増進事業は、昨年策定いたしました第２次八代市保健計画に基づきまし

て、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、若いころからの生活習慣改善に重点を絞った事業を行います。

昨年より、重点を置きまして実施しております重症化予防対策は、糖尿病の悪化や人工透析導入をおくらせることができますことから、平成26年度におきましても、管理栄養士などの人材を強化し、継続して実施してまいります。

また、特定健診や、各種がん検診を行っておりますが、健診場所を各地区に設定した上で、複合健診や巡回健診を行うようにしております。

また、働く世代のがん対策として、特定の対象者に対しまして、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券の配付や若いころからの生活習慣病予防対策として実施しますヤング健診など、いろいろメニューをそろえているところでございます。

2つ飛びまして、次に、一般質問にございました、フッ化物洗口事業は、26年度から、県全体の取り組みとして、子供の虫歯の状態を改善し、生活の質の向上を図るものですが、従来から本市で実施しておりました保育園・幼稚園に加え、市内の全ての小中学校も対象に加えて実施いたします。これは、フッ化物洗口液を用いまして、1分間ぶくぶくうがいなどを行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯の予防をするものでございます。

次に、節の28・繰出金の内訳ですが、2つの特別会計、2つの企業会計への繰出金でございまして、説明欄におきまして記載しておりますが、簡易水道事業特別会計へ、前年度比196万9000円増となる1億3488万5000円、診療所特別会計へ、541万9000円減となる2651万2000円、水道事業会計へ、前年度比1477万2000円減となる3651万4000円、病院事業会計へ、前年度比1337万6000円増の1億5314万2

000円でございます。各内訳の御説明は、各特別会計にて行う予定でございます。

ページ中段でございますが、次に、目の2・予防費では3億925万4000円を計上しております。前年度比3142万7000円の減となっております。

説明欄の各種予防接種事業3億189万7000円は、前年度比3053万5000円の減額となっております。

まず、予防接種の種類について、簡単に説明申し上げますと、A型疾病予防接種がございします。集団予防の目的として、病気の発生及び蔓延を防止するための予防接種でございます。これは、これまでの四種混合、麻疹・風疹混合、日本脳炎、ポリオに加えまして、平成25年4月からは子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類が、定期予防接種に移行しました。

これに対しまして、B型疾病予防接種、すなわち個人の病気の発症、重症化を防止するための予防接種でございまして、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種が、これに該当するものでございます。

25年度の特異なこととしまして、4月に新たに定期接種に加わりました子宮頸がんワクチンにつきまして、25年6月14日に、積極的な接種勧奨を一時差し控えるとの厚労省の決定がございまして、以後は、接種勧奨の広報や接種案内の送付などを行っていない状況でございます。結果としまして、24年度は、トータル1753件の接種がありましたが、25年度は、これまで200件に至らない状況でございます。

そこで、子宮頸がんワクチン分予算の見込みにつきまして、接種回数を減しまして、前年度と比較しまして、2794万3000円減となります393万5000円を当初予算に計上しているところでございます。

目の３以降は、環境部所管予算でございます。

以上、民生費、衛生費の説明を終わります。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑ございませんか。いいで
すか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 上田部長のほうから、
今回の全体的なところのお話がありまして、そ
の中でも、４０％ぐらい、全体の予算の中の４
０％ぐらいを占めるという民生費を抱えていら
っしゃって、いろいろ施策をされていること、
本当に大変だろうというふうに思います。

その中でですね、今回新たに臨時、ごめんな
さい、６８ページ、款３、目の６、臨時的に今
回、目を設置をされた、これは普通説明欄に書
いてもいいようなことだろうと思うんですけど
も、臨時福祉給付金費をですね、改めてここに
持ってこられたという、この意図というのはど
こにあるのか、ちょっとその辺を教えていただ
きたいと思います。

○健康福祉部次長兼健康福祉政策課長（福祉事
務所次長兼務）（岩本博文君） はい。

○委員長（中村和美君） 岩本健康福祉政策課
長、次長。

○健康福祉部次長兼健康福祉政策課長（福祉事
務所次長兼務）（岩本博文君） おはようござ
います。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）健康福祉政策課、岩本でございます。

今回、この予算編成の予算書の仕組み、つく
り方につきましては、まず、全額国からの財源
がございますので、この分は、全て国への実績
報告ということと、それとあと、また会計検査
とかございますときの、いろんな資料をつくる
際、予算と絡めて歳出チェックをする際に、事
務的にもやりやすいというような面が、一つは

あります。

それと前回、数年前になりますけれども、定
額給付金を支給した際も、こういうふうに１目
設けまして、事務処理をいたしておりますの
で、それも参考にさせていただきまして、今回
独立した目で、こういう予算編成をお願いした
ところです。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。それだったら、
７０ページですね、説明欄の一番下の子育て
世帯の臨時特例給付金給付事業、こちらのほう
も、今と同じような状況があらうかと思うんで
すが、その辺の違いを、ちょっと教えてください。

○委員長（中村和美君） 岩本健康福祉政策、
次長。

○健康福祉部次長兼健康福祉政策課長（福祉事
務所次長兼務）（岩本博文君） はい。堀口議
員の違いといいますか、新しく目をつくってま
すので、同じじゃないかなと思います。

○委員（堀口 晃君） ごめんなさい、はい、
はい。わかりました、はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 済みません。じゃあ、
これをですね、今後、例えば、この臨時給付金
ですけども、今後また、国から来なかった場合
にはなくなってしまう、もし、これを継続して
するという意図はあられるのかどうか、その辺
はいかがでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
済みません。

○委員長（中村和美君） はい、堀健康福祉部
長、あつ、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の議員のお発言というのは、継続して実施
するということは、市の一般財源を投資してで
もということでしょうかね。（「うん」と呼ぶ

者あり）それは、7億も9億もということの世界ですので、一般財源を投資してというのは、非常に困難であると。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今回5%から8%に変わるという状況で、来年の10月になると、今度はまた、8%から10%になる可能性があるという状況がありますですね。そのときも、こういう措置がなされるのかという、そういう情報は、今お持ちですかね。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の段階で、来年度、平成27年度にまた、こういった手当てをすとかいう情報は、今のところ入っておりません。

ただ、国の動きはですね、今後注視していきたいと思っております。（委員堀口晃君「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。70ページですけども、失礼しました。申しわけございません、ちょっと訂正いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（西濱和博君） 申しわけございません。

○委員長（中村和美君） 西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。70ページの保育士等処遇改善臨時特例事業、約8800万の計上でございますけれども、これは、前年度に引き続いてということで、国の政策として、当議員も理解するところでございますが、最近のマスコミ報道等によりますと、いわゆる子育てを

含めた社会保障制度の財源確保が非常に難しくなったということで、そうした折に、まさしくこの事業に対するですね、影響というのを考えられないのか、今のお見込みについてお尋ねしたいと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。ただいまの御質問でございますけども、本日の熊日の新聞のほうにも、国の状況ということで載っておりましたが、本来、27年度からの新しい制度の中に、この保育士の処遇改善部分というのが、確かに含まれていたと。それに向けて、平成25年度から部分的に取り組んでいるということで、25、26を別の予算でやると。27年度からは保育所の場合は保育所単価がございしますので、その中に保育士の賃金分をベースアップするんだということになってましたが、その引き上げが、今回結構大幅に引き下がったような感じで、本日の新聞には載っていませんけども、それに対します今回のこの、こうして上げております保育士等の処遇改善臨時特例給付金でございますけども、これが、大体現在保育士の給料の約4%ちょっとの支給率になるかと思いますが、本来国が考えておりますのは、それよりももう少し高いほうだと思いますので、今回のこの分につきましては、27年度からの分については、さほど影響はないんじゃないかというふうには考えております。今回のこれが影響を与えるというところではないかと思えます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） いろいろですね、定かなことが確定してないので、正確な議論はできないと思いますので、今の御説明で本日は納得したいと思います。結構です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。69ページの説明欄中段、こどもプラザ事業というふうなところで、先ほどの説明の中で、今、マックスバリュで、今実施していて、今度新しく、イオンのほうで新たにすることということで、これは利用状況について、非常に伸びがあるという状況の説明だったんですが、その利用状況をちょっと教えていただいて、今度のイオンに設置する部分についてのところと、今、2カ所目というふうなところで、これを3カ所目、4カ所目というふうにやっていかれるおつもりがあるか、その2点をお知らせください。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。こどもプラザ事業についてお答えします。

先ほど次長のほうが説明を申し上げましたけれども、平成23年度の1日平均のマックスバリュでの利用状況が、1日平均35.6人でございます。平成24年度が実績です、1日平均34.4人。平成25年度、これ1月末でございますが、37.1人ということで、最近若干伸びる傾向にはあるのかなというふうに思っております。

ですので、これを現在マックスバリュで利用される方は、どうしましても近くの方が、どうしても多いということで、代陽校区だとか八代校区とかの方の利用のほうが、今多いということです。今回は場所も変わるというところもございます。また、新たな新規顧客等も見込まれるんじゃないかというふうに考えたところでございます。

また、イオンにつきましては、バスのほうも

結構周りから来ますので、そういったところでの利用のほうも拡大されるんじゃないかというふうに考えたところでございます。

また、箇所数の増加でございますが、こちらのこどもプラザ、申しわけございません、つどいの広場事業につきましては、平成22年度に策定しました次世代育成支援後期行動計画におきまして、現在の2カ所から3カ所までを拡大するというふうな計画に位置づけをしておりましたので、そちらのほうとの関係もございまして、今回イオンとの協定と合わせた上で、新たに増設したほうが、利用者の促進につながるんじゃないかというところで、今回1カ所を増加したところでございます。

今後、4カ所目、5カ所目につきましては、新たな計画の中で、また、その辺につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今の利用状況を聞かせていただいた中においては、そんなに激増しているという状況ではない。そして、なおかつ、ニーズがあって、八代市に対して、ぜひこどもプラザをどこかにつくってくださいよというふうな要望があってつくられたわけではないんですよ。そこを、ちょっと確認します。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。一応、この要望につきましては、次世代育成計画をつくる際におきまして、そういったニーズがあったというところで、箇所の増を見込んでいたというので、今回しているところでございます。

また、もう一つの大きなメリットとしましては、イオンとの地域振興に関する協定の中で、相互の資源を有効に活用した協働による活動を

推進し、八代市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として、マックスバリュと……済みません、八代市とイオン九州が協定を結んだ事業でございまして、その中には、どんなことをやるかということで、要するに11項目についての事業の提案がなされるところで、——なされており、その中の一つに、子育て支援及び青少年の健全育成に関するということで、そういった事業をするのには適しているんじゃないかということで、今回私どもがそちらのほうに、新たに取り組むとしたところでございます。

○委員（堀口 晃君） なるほどですね、はい、わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこでですね、八代市がそういうふうな形で取り組むためのね、メリットというのは、八代市にとってのメリットというのは、どういうところにありますか。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 子育ての支援をする、子育て親子の支援をするということでございまして、現在子育てする中におきまして、核家族化とか、あと、周辺の力、周辺の力といいますか、周辺の援助、これがなかなか希薄の中におきまして、子育てされるお母さんの精神的な状態とかが、ある程度不安定な方がふえているというふうにはお聞きをしているところでございます。そういった方々が、基本的には保育園とかに行ってらっしゃらない方々が対象になるものですから、そういった方々が気軽に御相談できる場、または、その保護者同士が語り合える場というところの提供を、やっぱし行政としてはしていかなければいけないんじゃないかということで、今回増設したところでございます。

○委員（堀口 晃君） 済みません、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ちょっと聞き方が悪かった。イオンの施設を使うということでのメリット。ほかに借り上げたり、いろんな部分があるかと思うんですね、この施設をするためにについてはですね。イオンを使わせていただく、イオンになった部分での八代市のメリットはどういうことがあったのかというところを、ちょっとお聞かせいただきたい。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。失礼しました。

私どもが、今回イオンに進出することにつきますメリットとして考えておりますのは、まず、家賃につきましてが無償での提供だったということが一つ考えております。

また、現在のイオン、——マックスバリュにつきましては、駐車場のほうがすごく制限をされているということで、なかなか車でのお客様の方が少ないところがありますものですから、今回イオンにつきましては、駐車場が十分に確保できて、車でのお客様が可能になるということも大きなメリットだというふうに考えております。

大きなメリットとしてはその2点ではないかと思えます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。家賃が無料、駐車場が豊富にあるというような状況の中で、今度イオンを選定されたということでございます。

町なかにもですね、そういうふうなスペースがあるところがございますので、中心市街地でもですね、ひとつの、一考していただければというふうに、そういうことで子育て支援、今か

らの少子化対策についてですね、努力をしていただければというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。ほかになければ……。

○委員（堀口 晃君） ちょっと待って、ちょっと待って。ちょっと待ってもろてよかですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） もちょっと待っててもらってよかですか。次に進める前に。

○委員（村川清則君） じゃ、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、じゃあ、村川委員。

○委員（村川清則君） はい。72ページの不妊治療助成事業210万6000円計上してありますけれども、これ、何名、何組ぐらいの夫婦といいますか、昨年あたりの実績とかあれば。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。昨年度が26件ですね、の実績がっております。実人員としては24名、あっ、現在、25年度現在ですかね。

○委員長（中村和美君） はっきり。

はい、健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

25年度の、現在までの実績では24名ですかね。24名の助成を行っております。

○委員長（中村和美君） はい。村川委員。

○委員（村川清則君） 堀口さん、よかですか。（委員堀口晃君「ああ、いや、済みません」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） 終わりました。

では、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 済みません。

先ほど西濱委員のほうからありましたけども、70ページですね、保育士等処遇改善臨時特例事業の中で、昨年9月から補正でなされてたと思うんですが、この分の実績について報告をしなければならないというような部分がございますけども、その報告については、どういう改善がなされて、前向きにいったのかどうか、それとも変わらないのか、この処遇改善の臨時特例を使ってどのように変わってきたのかという、そういうところを少しお答えいただければと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。平成25年度の保育士等処遇改善臨時特例事業でございますけども、現在支払いの手のほうを行っております。こちらに支払いをしました後に、3月末をもって実績報告のほうをしていたきますので、基本的にはその実績報告を待ちまして、その成果のほうは取りまとめたと思っています。現時点では、ちょっとまだ把握できてないところです。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その改善策、この計画という部分について、まず、提出をして、初めて給付が受けられるということでございますので、その差異があった場合、余りにも改善されていないじゃないかと、計画とは違うじゃないかとなったときには、この給付の対象にはならないということになるんですか。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。委員御指摘のとおりでございまして、通常もらえる

分の給料に上増しをして支払うことが、今回のこの補助の対象となっておりますので、そういった改善が見られない場合には、一旦お支払いしても、実績報告のほうで確認とれば、そちらについてはお支払いしないと、逆に返還していただくという形になります。

○委員（堀口 晃君） わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 3月末に、そういった形で報告が上がってくることですので、ぜひ、この文教福祉委員会にですね、その辺の部分についてお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱委員。副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今回説明の冒頭、部長のほうから民生費について、対前年度比6.6ポイント増、それから、衛生費については0.3ポイント増という御説明があったかというふうに受けとめてますんですけども、ちょうど今回ですね、来年度当初予算案の審議という機会を通じて、ちょっとお尋ねしたいんですけども、予算も25年度から増だということでの大枠の話は理解できました。

事務量、仕事量としては、25年度に対して来年度どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。仕事量がふえるのだろうか、健康福祉部全体として。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。当然新規事業、例えば、臨時福祉給付金とかフッ化物洗口事業とか、そういった新規事業が出てまいりましたので、それに伴います事務量というのはふえてくるだろうと。それ

と、当然時間外勤務というのも出てくるのではないかと。ですから、事務量につきまして、職員に負担をかけることにはなるかと思います。過度に負担にならないようにですね、事務の改善はですね、していかなければならないと思っています。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今のお話は、地方自治体に限ったことでなくて、国家予算でも、一般歳出に占める社会保障関係経費は5割を超えていると。これから先、日本の社会の人口構成からいくと、毎年自然増で約1兆円ほどの社会保障経費がふえると言われておる中において、やはり、本年度予算当初編成に当たっては、3%一律、各部抑制しなさいよという方針はあったにしろ、今回の計上に見られるようにですね、どうしても、法令に基づくところの義務的経費が多い社会保障の分野では、なかなか右から左、機械的に行かないんじゃないかと、私、思うところがございます。

先ほど1兆円の自然増も、消費税増でですね、国は対応すると言っているんですけども、地方においてですね、今後3%を毎年ですね、上限として、いや、3%で減していこうということがですね、果たしてこの健康福祉部所管事務に当てはまるかどうかということを、非常に憂えるところがございます。

したがいまして、今回の予算編成を通じて、来年度以降ですね、部内だけの調整には、やはり、私は難しいと思いますので、各部ごとの連携をですね、調整を、総務部を中心に、部としても意見言われていくべきかなというふうに思うところでございます。

これは、要らぬおせっかいかもしれませんが、27年度の組織機構改編に向けて、職員数の適正な配置、それに基づく事務量の調査

というのは、部内でしっかりと全庁的な課題として提言していかれることを望んで、意見としておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） 意見です。

ほか、ございませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。71ページの生活保護費のことなんですけど、今回、扶助費については7900万円減額というふうなことでされておりますけども、先ほどの説明の中では、平成25年度1291、数字が間違ってたらごめんなさい。7.3%の伸びであるというふうなことをお聞きをしております。その上で、面接指導員、面接相談員でしょうか、指導員でしょうか、こちらのほうを1名ふやしたということなんですけど、今後、面接指導員の方々の役割というのはどういうふうになるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） 小藪生活援護課、理事兼課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お世話になります。

面接相談員と申しますのは、生活保護の御相談に来られたときに、一番初めに相談される方が会われる方で、生活保護の制度とか、ほかの法律とか、使える制度などを紹介したりして、その方が生活保護に適用されるのかどうか、また、ほかの制度が利用できるのかどうか、そういうところについてもお話をお聞きいたしますので、非常に大切な役割を果たされていくと思います。これは、相談者がふえればふえるほど、面接相談員という方は、非常に重要な役割を果たしていかれることと思います。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 先ほどの話の中で、自立を推進していかなければならない、私は、その面接相談員という方が、そういう任を担っているかという、ではないんですね。自立を促すような方ではないというようなことで、自立を促すような指導というふうな部分については、どういった方が、それを、任を担っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中村和美君） 小藪生活援護課、理事兼課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。生活保護のほうでは、ケースワーカーのほうが、まず家庭訪問とかを実施していきますが、保護を受けれる方については、まず、その方が働けるかどうか、ケースワーカーのほうで病気とか、職歴とか考えながら判断し、福祉事務所として、今度は働けるという判断を下しましたら、就労支援員という方が、今来ていただいておりますが、その方とともに、就労を支援したり、それと、ハローワーク、今ありますけれども、週に2回は福祉事務所の中にも来ていただいて、ハローワークと生活保護のケースワーカー、就労支援員、それぞれ連携して、就労指導を行ってっております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この生活保護世帯については、非常にお困りの方もいらっしゃる、また、逆に利用しているというふうなお話もいただいているところでもあります。今、お話の中で、就労支援、またケースワーカーという方々、こういった方々の連携があって、初めて就労につながっていくんだというようなお話なんですけど、面接相談員をふやすよりも、私はケースワーカーというのを増員されて、少しでも社会参加できるような支援づくり、その支援

をしていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（中村和美君） 小藪生活援護課、理事兼課長。

○健康福祉部理事兼生活援護課長（小藪 正君） 済みません、面接相談員はふえてはおりません。1名のみでございます。（委員堀口晃君「1名増とおっしゃらなかったですか」と呼ぶ）いえ、今までおりましたが、今回ふえますのは、医療扶助相談員というものがふえます。これは、生活保護の改定が、先日行われましたが、それに伴いまして、健康保持の義務というのが、生活保護者に与えられたことによります健康指導支援、それと、医療扶助とジェネリック医薬品の推奨などを担うことになっております。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。ケースワーカーがですね、適正ではあるかと思うんですけれども、ただ、おっしゃられるように、ケースワーカーにかかる負担というのは非常に大きくかかっておりますので、職員の削減が叫ばれる中でありますが、今後また、引き続きですね、人事当局とこういったケースワーカーの適正な人事配置につきまして、要望してはまいりたいと思っております。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今、先ほど西濱委員がおっしゃったようなところと、同じような形になると思うんですけれど、全体的な枠の中で3%減らせというような、人員も、ここもここも減らせということではなくて、適材適所というところがあるんで、その辺よく考えて、お

願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今回の一般質問にもですね、挙げさせていただいた関連になるんですけども、予算とは直結しないかもしれませんが、生活困窮者自立支援法が27年度からスタートするということを受けまして、いよいよ26年度はこれは八代市事業任意で選択できるものがあるけれども、それを検討しなきゃならないという場面になってきます。もちろん担当課のほうで、一生懸命これまでも取り組みされて、向こう1年間県との調整、頑張っていかれるというふうに期待しているところなんですが、非常に大きな政策でございますので、地域福祉計画の策定の中でもですね、十分このことを重要な事項として捉まえて、ぜひ健康福祉部のみならず、福祉だとか、税の関係もございしますので、その組織体制の構築をですね、早期にさせていただいて、できれば上半期のこの委員会の中でもですね、しかるべき時期に御報告なり、考え方の方向性なり示していただければなというふうに思っておりますので、お取り計らいよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で第3款・民生費及び第4款・衛生費につい

て終了いたします。

しばらく小会いたします。

(午前 11 時 44 分 小会)

(午前 11 時 45 分 本会)

○委員長（中村和美君） 本会に戻しまして、会議に移りますが、教育委員会の説明が長いということでございますので、一応休憩をとります。午後 1 時より再開いたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（中村和美君） はい、それでは、そのようにいたしまして、一応休憩いたします。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 開議)

○委員長（中村和美君） 皆さんこんにちは。
(「こんにちは」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

次に、教育部から、歳出の第 9 款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） こんにちは。
(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 大変お世話になります。

議案第 10 号・平成 26 年度八代市一般会計予算でございますが、第 9 款・教育費 46 億 6714 万 4000 円をお願いしております。そのうち市民協働部関係分を除く教育委員会関係分は 41 億 1566 万 7000 円でございます。

詳細な内容につきましては、後ほど増住教育部次長が説明をいたしますので、重複する部分もあるかと思いますが、私から、当初予算の編成につきまして、主なものを説明させていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○教育部長（北岡 博君） 学校教育関係につきましては、子供たち一人一人の生きる力を育むため、また、地域とともに学校・園の教育力を高めるために、さまざまな施策を実施いたします。

小中一貫・連携教育について、平成 23 年 3 月に策定をいたしました八代市小中一貫・連携教育推進計画にのっとり取り組みを進め、本年度から市内全ての中学校区が、モデル校を経験しているところです。

目標であります平成 27 年度からの市内全小中学校での実施に向けて取り組んでまいります。

特に、平成 26 年度は、泉校区において泉中学校と泉小学校が施設一体型の小中一貫校としてスタートいたしますので、当該校を支援してまいります。

不登校児童生徒の適応指導事業、くま川教室では、本年度から新たに特別支援教育の免許を有する指導員を配置しておりますが、平成 26 年度は、この指導員の勤務時間を拡大し、不登校児童生徒へのさらなる支援の充実を図ります。

また、平成 25 年市議会 9 月定例会において、補正予算でお認めいただき、実施しております学校支援委員会事業や特別支援学校における医療的ケア事業につきましても、継続をして実施してまいります。

多くの児童生徒が 1 日の大半を過ごす学習、生活の場である学校施設の耐震化につきましては、平成 23 年度に策定しました八代市立学校施設耐震化計画にのっとり、平成 26 年度も引き続き耐震化事業を推進し、平成 26 年度末での耐震化率が約 89% となるよう取り組んでまいります。

さらに、学校施設が安心・安全な教育環境となるように、つり天井、照明器具、バスケット

ゴール等の非構造部材の耐震化につきましては、耐震化補強工事にあわせて順次実施をしてきたところでございますが、耐震化工事を必要としない学校施設等につきましても、平成26年度から新たに推進を図ります。

耐震化事業の最終目標であります平成27年度末での耐震化率100%を目指して、鋭意取り組んでまいります。

また、学校・園の敷地内の樹木剪定については、従来の予算に加えて、平成26年度は拡大をして取り組みます。

教育サポートセンターでは、教育サポーター2名による教育サポート事業及び相談員1名による子ども支援相談事業につきましては、今年度に引き続き、事業を展開します。さらなる支援ができますよう、事業の周知に努めてまいります。

また、科学発明展やサマー楽習会などの児童生徒のための事業や、いきいき学習やつしろセミナー、教育論文募集等の教職員の資質向上のための事業、これらの充実にも努めてまいります。

社会教育関係では、学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めるために、また、生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供するために、これまで実施している生涯学習関係の各事業の充実に、平成26年度も努めてまいります。

特に、図書館では、新規事業として、小中学生読書運動事業を実施いたします。

今議会の一般質問でもお尋ねをいただきましたが、小中学生にとって良書となる図書を設定し、各学年で目標冊数を読破していくことで、活発な読書活動の推進はもとより、小中学生の学力の向上、非行防止や人格形成の支援をなししていくことで、郷土を開く人を育む人材を育成し、ひいては本市の発展に寄与することを目的として取り組んでまいります。

平成26年度も、市民の皆様が御利用しやすい図書館、親しんでいただける図書館を目指し、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

博物館では、例年実施しております春季・夏季・秋季・冬季の特別展覧会等の事業を展開してまいります。平成26年度は、特に春季特別展覧会に力を入れて取り組みます。

京都にあります臨済宗相国寺派の大本山である相国寺の承天閣美術館が管理されている相国寺、鹿苑寺、——金閣寺とも呼びます。慈照寺、——銀閣寺所有の名宝の数々を熊本県下で初公開するものでございまして、この実現に向けて3年かけて準備を進めてきた事業でございます。

市民の皆様は、八代にいながらにして国内第一級の芸術作品に触れる機会を提供することはもとより、県内外から多くの観覧者が、八代においでいただけますよう周知に努めてまいります。

教育部といたしましては、やつしろの絆でつむぐ人づくりを基本理念として、学校教育、社会教育のさらなる充実を目指して、平成26年度におきましても、教育部の力を結集し、取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） 教育部の増住でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

予算書の8ページをお開きをお願いいたします。まず、市民協働部所管分も含めまして、第9款・教育費、全体の概要について説明いたします。

当初予算に46億6714万4000円を計

上しております。これは、一般会計予算全体に対する構成比として8.63%に当たります。

項別の内訳としましては、項1・教育総務費に5億5760万6000円、それから、項2・小学校費に13億3653万8000円、項3・中学校費に6億2516万3000円、項4・特別支援学校費に5547万7000円、項5・幼稚園費に2億1942万9000円、項6・学校給食費に6億2880万6000円、項7・社会教育費に9億7106万9000円、それから、項8・社会体育費に2億7305万6000円を、それぞれ計上しております。

なお、このうち教育部所管分は41億1566万7000円、残額の5億5147万7000円につきましては、市民協働部の所管分でございます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出の款9・教育費は、対前年度比2億1246万8000円の増額となっております。予算増の主な理由は、金剛小学校の校舎改築等学校施設の耐震化事業に伴う工事費の増でございます。

特定財源の国県支出金1億8795万8000円の主なものは、金剛小学校校舎改築に伴う公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金で、補助率は2分の1と3分の1でございます。

次に、地方債6億3010万円の主なものは、同じく金剛小学校校舎改築事業及び第四中学校における旧体育館の解体やグラウンド整備などの附帯工事に伴う起債で、緊急防災・減災事業債、それから、全国防災事業債及び合併特例債を活用する予定でございます。

その他の1億1779万8000円につきましては、学校体育館や校区公民館等の施設使用料、それから、幼稚園保育料、奨学資金貸付金元金収入等でございます。

それでは、歳出の内容について、主なものを

説明いたします。

100ページをお開きをお願いします。

よろしいでしょうか。項1・教育総務費の目1・教育委員会費に343万1000円を計上しています。その主なものは、教育長を除く教育委員4名分の報酬296万4000円でございます。

目2・事務局費に4億4305万1000円を計上しています。対前年度比1043万円の増の主な理由は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

特定財源のその他は、奨学資金貸付金元金収入などでございます。

説明欄1行目、一般職50人は、教育長及び教育委員会の事務局、これは教育総務課、教育施設課、学校教育課の職員で、対前年度比1名増となる50人分の人件費でございます。

学校教育一般事務事業191万2000円は、育児休業に伴う臨時職員の配置に伴う経費や消耗品などでございます。

次に、教育施設関係一般事務事業904万5000円の主なものは、学校施設の営繕業務に従事している嘱託職員2人分及び工事監理を行う嘱託職員1人分の賃金、共済費等でございます。

なお、工事監理につきましては、通常は担当職員が行っておりますが、26年度、27年度における耐震改修工事の件数が多いことから、嘱託職員1人を工事監理補助員として採用する予定でございます。

1つ飛んで、小中一貫・連携教育推進事業243万円の主なものは、小中一貫教育の効果を把握するため、中学校1年生を対象に実施するQ-Uテスト、これは学校生活の満足度に関するアンケート調査になります。これに要する委託料73万8000円、それから、モデル校区における小学校、中学校の交流活動に要する経費165万8000円などでございます。

101ページをお願いします。

上から3行目、教育委員会事務局事務事業33万4000円の主なものは、育児休業に伴う臨時職員の配置に伴う経費や会議の開催に要する消耗品、教育長の旅費等でございます。

次の奨学資金貸付事業は、経済的な理由で、就学が困難な生徒・学生に対し、資金を貸し付けることで、教育を受ける機会を与え、有用な人材の育成に資することを目的としており、26年度は新規貸し付け10人分、継続貸し付け17人分の計27人分を予定しています。

学校支援委員会事業は、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士の外部の専門家で構成する委員会で、生徒指導上の事案において解決が困難となった場合に、専門的な立場から適切な対応を検討し、指導・支援を行う組織で、事業費97万4000円の主なものは、委員4人分の謝礼でございます。

目3・教育サポートセンター費に2406万1000円を計上しております。

説明欄2行目、研究部会事務事業は、教育実践の質の向上、改善に役立つ実証的研究や調査研修を行う教育研究部会8部会の開催や調査事務を行うもので、事業費162万円は、臨時職員1人分の人件費や事務に伴う消耗品などでございます。

4行目、教育サポート事業は、教職経験豊かで、実践的指導力が高い2名の退職教員を配置し、学習指導や生徒指導、保護者への対応などの課題について、学校からの相談への対応や研修会における助言などを行っておりまして、年間300件以上のサポート業務を行っております。

事業費227万円の主なものは、教育サポーター2人分の報償費208万円でございます。

3つ飛びまして、研究部会事業226万9000円の主なものは、小学校で使用する、わたしたちの八代市ややつしろ行ってみマップな

ど、郷土学習用の副読本作成に伴う印刷製本費193万8000円でございます。

目4・特別支援教育推進費に147万9000円を計上しております。

説明欄の就学指導適正化事業は、障害のある幼児・児童・生徒の就学環境を確保するために、就学指導委員会等の専門的な審議を行っておりまして、事業費116万4000円の主なものは、委員への謝礼や熊本県手をつなぐ育成会等への協議会負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

目5・学校保健費に8558万4000円を計上しています。

特定財源のその他363万2000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金における保護者負担金でございます。

説明欄6行目、小・中・特・幼健康診断事業6079万5000円の主なものは、児童・生徒の健康診断に伴う学校医123人分、及び学校歯科医45人分の報酬3883万5000円、それから、医師会等への健康診断や歯科健診の委託料1893万4000円でございます。

保健衛生管理事業は、小中特別支援学校、幼稚園の飲料水やプール水の水質検査や環境衛生検査を行うとともに、学校薬剤師の協力を得て保健室関係備品の整備などを行っております。事業費1202万7000円の主なものは、学校薬剤師48人分の報酬471万円、それから、水質検査等の委託料481万2000円でございます。

AED管理事業193万2000円は、各学校に配備しているAEDのパッド交換やバッテリー交換に要する消耗品費でございます。

それから、スポーツ振興センター事業は、学校管理下において、けが等で負傷した場合に見舞金の給付を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済に加入するもの

で、事業費 9 6 1 万 6 0 0 0 円の主なものは、
1 万 3 9 4 人分の共済掛金でございます。

次に、項 2・小学校費、目 1・学校管理費に
4 億 4 3 5 3 万 5 0 0 0 円を計上しております。
対前年度比 5 1 7 9 万 1 0 0 0 円の減の主な
理由は、学校施設の耐震改修設計業務がほぼ
終了したことによる委託料の減少、それから、
施設整備事業における工事費の減少によるもの
です。

なお、小学校の施設整備事業における工事費
は減少しておりますが、中学校における施設整
備事業費や今回予算を計上しました非構造部材
耐震化事業等を合わせますと、全体的には若干
の微増となっております。

特定財源の地方債 1 5 3 0 万は、小学校非構
造部材耐震化事業に充てるもので、合併特例債
を活用する予定でございます。

その他 3 8 8 万 1 0 0 0 円は、小学校体育館
の使用料が主なものでございます。

説明欄、小学校管理運営事業 2 億 4 9 5 万 8
0 0 0 円の主なものは、小学校施設用務員 2 2
人、学校事務員 1 9 人の非常勤職員計 4 1 人分
に係る賃金 5 1 5 7 万 1 0 0 0 円、それから、
電気料等の光熱費 9 7 3 7 万 8 0 0 0 円、小学
校警備委託 1 2 3 3 万 7 0 0 0 円でございます。

次のページ、説明欄 1 行目、小学校運営事業
は、各学校への配分予算で、その主なものは、
消耗品費 6 2 1 2 万円、修繕料 6 6 6 万 7 0 0
0 円でございます。

次の小学校通学関係事業は、児童の遠距離通
学支援のために運行するスクールバスの運行経
費や通学補助金で、事業費 3 8 4 5 万 2 0 0 0
円の主なものは、八竜小学校のスクールバス運
行経費 2 2 5 5 万 2 0 0 0 円、それから、東陽
小学校のスクールバス運行経費 1 2 2 1 万 5 0
0 0 円などでございます。

次は、小学校施設管理事業 3 0 5 5 万 3 0 0

0 円の主なものは、消防設備点検委託料 7 2 5
万 4 0 0 0 円、P C B 処理手数料 3 9 0 万 7 0
0 0 円、電気設備保守点検委託 3 6 2 万 9 0 0
0 円でございます。

なお、P C B——ポリ塩化ビフェニルの処理
につきましては、電気設備の老朽化による設備
改修で取りかえました、P C B を含んだ旧変圧
器等の処理を行うものでございます。これまで
は処理の受け入れができる施設がなかったため
に、学校の倉庫などで保管をしておりましたが、
処理できる見込みが立ったことから、小学
校では代陽小学校、八代小学校、日奈久小学
校、二見小学校、鏡小学校、鏡西部小学校、有
佐小学校で計 8 台の処理を予定しております。

次の小学校施設整備事業 7 4 5 0 万円の主な
ものは、高田小学校及び千丁小学校の特別支援
教室整備 1 3 0 0 万円、それから、高田小学校
の高圧受変電設備改修工事 1 2 5 0 万円、麦島
小学校校舎防水改修工事 7 0 0 万、鏡西部小学
校公共下水道接続工事 7 0 0 万でございます。

小学校非構造部材耐震化事業は、柱などの建
物の構造部分ではない天井や照明など、いわゆ
る非構造部材の、地震時における落下対策等、
危険防止を図るものでございます。2 6 年度に
おきましては、太田郷小学校、松高小学校、高
田小学校、泉第八小学校、植柳小学校の 5 小学
校の体育館の実施設計 6 2 0 万及び全小学校を
対象にした現地調査 1 0 0 0 万円を実施する予
定でございます。

次に、目 2・教育振興費に 2 億 1 8 3 8 万 6
0 0 0 円を計上しております。

特定財源の国県支出金 5 0 0 万 5 0 0 0 円の
主なものは、要保護児童及び特別支援教育就学
援助費補助金 2 1 2 万円、それから、水俣に学
ぶ肥後っ子教室補助金 1 4 0 万 4 0 0 0 円、理
科教育設備整備費等補助金 1 2 5 万円ござい
ます。

その他の 1 6 0 万 4 0 0 0 円の主なものは、

水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金 1 4 0 万 4 0 0 0 円でございます。

説明欄の学校評議員事業は、保護者や地域の方々の意見を伺いながら、地域や社会に開かれた特色ある学校づくりを推進するもので、各学校 5 名以内の評議員を委嘱し、各学期ごとにそれぞれ会議を行っております。事業費 1 3 0 0 万円は、小学校の評議員 1 1 4 人分の謝礼でございます。

水俣に学ぶ肥後っ子教室事業は、社会科で公害について学ぶ 5 年生に対し、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を体験して学ぶことで、環境保全活動や環境問題に対する意識の涵養を図るもので、事業費 2 8 0 万 8 0 0 0 円はバス 3 5 台分の借り上げ料でございます。

学校体育振興事業 1 6 9 万 4 0 0 0 円の主なものは、小学校体育連盟陸上競技大会参加のためのバス借り上げ料 1 0 3 万 9 0 0 0 円でございます。

理科支援員事業 1 7 1 万 5 0 0 0 円の主なものは、理科支援員 3 人分の報償費 1 6 3 万 8 0 0 0 円でございます。なお、支援員 3 名につきましては、東陽小学校、太田郷小学校、郡築小学校にそれぞれ配置する予定でございます。

教科指導及び教材充実事業 5 3 7 8 万 5 0 0 0 円の主なものは、特別支援教育支援員 3 1 人分の報償費 3 0 6 9 万円、学校図書館指導員 1 7 人分の報償費 1 0 1 1 万 5 0 0 0 円でございます。

次に、説明欄の一番下になります、要保護・準要保護就学援助事業は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して諸経費の援助を行うもので、事業費 2 8 4 7 万 5 0 0 0 円の主なものは、学用品費等の援助費 2 1 2 8 万 3 0 0 0 円、医療費の援助費 3 1 3 万 2 0 0 0 円でございます。

次のページをお願いいたします。

教育振興事業 1 8 7 1 万 2 0 0 0 円の主なも

のは、教材備品の整備に要する備品購入費 1 8 7 1 万 2 0 0 0 円でございます。

図書購入事業 1 6 2 5 万 6 0 0 0 円は、図書の購入費 1 2 2 0 万 4 0 0 0 円、及び学校図書館システムの保守委託料 4 0 5 万 2 0 0 0 円でございます。

パソコン教育推進事業 9 2 6 8 万 7 0 0 0 円は、小学校に配備してあるパソコン 1 6 2 6 台やプリンター機器等のリース料でございます。

目 3・学校建設費に 6 億 7 4 6 1 万 7 0 0 0 円を計上しております。

説明欄、金剛小学校校舎改築事業 6 億 5 1 7 1 万 7 0 0 0 円は、平成 2 6 年度に予定しております金剛小学校校舎改築工事の 2 期工事分、5 億 6 5 8 9 万 7 0 0 0 円、それから、既存校舎の解体、それから、屋外附帯工事 7 8 7 2 万 1 0 0 0 円、そのほか重量の重い現有備品の移設費、椅子・机などの新規備品の購入費でございます。

泉第三小学校体育館解体事業につきましては、耐震診断の結果、I s 値 0. 3 6、補強ができないとの結果から解体を行うもので、事業費 2 2 9 0 万円を予定しております。

なお、特定財源の国県支出金 1 億 5 2 4 7 万 5 0 0 0 円は、金剛小学校校舎改築に伴う公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金で、補助率は 2 分の 1 及び 3 分の 1 でございます。

また、地方債 4 億 8 1 5 0 万円については、緊急防災・減災事業債、全国防災事業債及び合併特例債を活用する予定としております。

次に、項 3・中学校費、目 1・学校管理費に 2 億 8 6 2 7 万 1 0 0 0 円を計上しております。対前年度比 2 7 9 0 万 4 0 0 0 円の増の主な理由は、中学校施設について、2 6 年度から予定しております非構造部材の耐震化に伴う実施設計及び現地調査委託によるものでございます。

特定財源の地方債2920万円は、非構造部材の耐震化事業及び第一中学校渡り廊下の耐震改修工事の実施設計に充てるものでございます。

また、その他の320万2000円の主なものは、中学校の体育館使用料でございます。

説明欄、中学校管理運営事業1億1092万8000円の主なものは、中学校施設用務員14人、学校事務員8人の非常勤職員計22人分に係る賃金2761万2000円、電気料等の光熱費5063万1000円、中学校警備委託608万4000円でございます。

中学校運営事業4460万2000円は、各学校への配分予算で、その主なものは、消耗品費3328万8000円、修繕料423万2000円でございます。

中学校通学関係事業は、児童生徒の遠距離通学支援のために運行するスクールバスの運行経費や通学補助金で、事業費1476万9000円の主なものは、泉小中学校のスクールバス運行経費1101万4000円、それから、坂本中学校のJR、バス、乗合タクシー通学に対する補助金360万5000円でございます。

中学校施設管理事業2426万5000円の主なものは、土地使用料501万5000円、それから、消防設備点検委託料451万7000円、給水設備保守点検委託489万1000円でございます。

なお、中学校におけるPCBの処理につきましては、第七中学校、二見中学校の2台を予定しております。

中学校施設整備事業4800万円の主なものは、泉中学校プールろ過機改修工事1650万、それから、第一中学校給水設備改修工事600万、第二中学校プールブロック塀改修工事300万円でございます。

中学校耐震化事業700万円では、第一中学校の渡り廊下、1階部分がですね、鉄筋コンク

リート造、2階部分が鉄骨造の混構造2階建ての耐震改修工事の実施設計を予定しております。

氷川中学校組合負担金事業458万9000円は、市内生徒の氷川中学校への通学に伴う一部事務組合負担金でございます。26年度は9人の生徒が通学する見込みでございます。

寄宿舎管理事業は、泉中学への通学が困難な五家荘地域の生徒の負担を軽減するために設置されました石楠花寮の管理運営に要する経費でございます。事業費831万8000円の主なものは、専任舎監や給食調理員等の賃金443万6000円、賄い材料費116万7000円などでございます。

中学校非構造部材耐震化事業では、第三中学校、第八中学校、鏡中学校の3つの体育館及び8武道場、これは第二中学校、第三中学校、第五中学校、第七中学校、千丁中学校、鏡中学校、東陽中学校、泉中学校になります。これの天井の改修等に伴う実施設計委託料1780万円、それから、全中学校を対象とした現地調査業務委託料600万円を予定しております。

次のページになります。目2・教育振興費に2億3975万7000円を計上しています。

特定財源の国県支出金227万7000円は、理科教育設備整備費等補助金、それから、要保護生徒就学援助費補助金、特別支援教育就学援助費補助金でございます。

その他の312万6000円は、外国語指導助手ALTの宿舍使用料でございます。

それから、説明欄の学校評議員事業でございますが、中学校では61人の評議員をお願いしております。

次に、学校体育振興事業1741万9000円の主なものは、中学校、——中体連の全国大会や九州大会等に出場する生徒等の特別旅費936万4000円、中体連県大会の負担金284万1000円、ちなみに26年度は八代開催

となっております。その他八代市中学校体育連盟への補助金171万2000円などがございます。

次の教科指導及び教材充実事業3363万1000円の主なものは、特別支援教育支援員12人分の報償費1188万円、学校図書館指導員7人分の報償費416万5000円、いじめ・不登校問題等にかかわる生徒指導員9人分の報償費812万2000円、知能・学力テストの検査委託583万7000円などがございます。

1つ飛んで、5行目の語学指導外国青年招致事業5056万7000円の主なものは、ALT10人分の報酬3763万7000円、共済費576万9000円、住宅借り上げ料496万6000円などがございます。

不登校児童生徒の適応指導事業765万2000円は、不登校状態にある児童生徒に対し、学校復帰を図るよう支援する適応指導教室・くま川教室の運営に伴う経費で、その主なものは指導員8人分の報償費655万6000円でございます。

教育振興事業1194万7000円は、中学校の教材備品の整備に要する購入費でございます。

要保護・準要保護就学援助事業3887万6000円の主なものは、学用品費等の援助費3588万3000円、医療費の援助費163万4000円でございます。

2つ飛びまして、パソコン教育推進事業6543万7000円は、中学校に配備してありますパソコン976台、そのほかプリンター機器等のリース料でございます。

次に、目3・学校建設費に9913万5000円を計上しております。

説明欄の第四中学校体育館改築事業9631万円は、旧体育館の解体費2231万円、防球ネット整備2400万、グラウンド整備や駐輪

場の整備等5000万円でございます。

坂本中学校柔剣道場解体事業282万5000円は、坂本中学校柔剣道場の解体に伴い、柔道場を既存の体育館の2階に移すことから、柔道畳の購入費などがございます。

なお、特定財源の地方債9140万につきましては、合併特例債を活用する予定でございます。

106ページをお願いします。

項4・特別支援学校費、目1・学校管理費に3498万3000円を計上しています。対前年度比699万5000円の減は、昨年度はスクールバスの購入費が計上されていたためでございます。

説明欄の特別支援学校管理運営事業992万7000円の主なものは、学校施設用務員1人分の賃金129万6000円、電気料等光熱水費474万円でございます。

3行目、特別支援学校通学関係事業1835万7000円は、スクールバスの運行経費でございます。

次に、目2・教育振興費に1203万1000円を計上しています。

説明欄の2行目、教科指導及び教材充実事業660万2000円では、看護師4人分の報償費348万円、特別支援教育支援員3人分の報償費297万円を計上しています。

3つ飛びまして、医療的ケア支援事業153万9000円は、人工呼吸器を装着している児童生徒の保護者の負担軽減を図るために、看護師を派遣する訪問看護ステーションに対する補助でございます。

目3・学校建設費に846万3000円を計上しています。これは、八代養護学校校舎の改築に伴い、大型備品の移設に伴う手数料や新たに購入する椅子・机等の備品購入費でございます。

項5・幼稚園費、目1・幼稚園費に2億19

42万9000円を計上しています。

特定財源の国県支出金772万7000円は、国の幼稚園就園奨励費補助金、その他1812万9000円は、幼稚園保育料でございます。——などでございます。

説明欄2行目、幼稚園管理運営事業2632万9000円の主なものは、用務員6人、それから、育児休業等に伴う臨時教諭4人、計10人分の嘱託職員の賃金1399万6000円、それから、電気料等光熱費373万円などでございます。

2つ飛んで5行目、教職員研修事業602万2000円の主なものは、幼稚園保育指導員7人分の報償費589万1000円でございます。

幼稚園就園奨励費補助金事業3090万9000円は、家庭の所得に応じて保護者の保育料の負担軽減を図るとともに、公立・私立幼稚園間の格差是正を図るための補助金で、公立130人分532万1000円、私立251人分2555万8000円でございます。

次に、項6・学校給食費、目1・学校給食費に6億2880万6000円を計上しております。対前年度2243万8000円の増の理由は、消費税増税による影響や石油製品の高騰による需用費の増、及び配送車の買いかえに要する費用の増などによるものでございます。

説明欄の2行目、準要保護就学援助事業7266万4000円は、学校給食費の支払いが困難な児童及び生徒の保護者へ経済的な支援を行うもので、小学校946人分で4087万7000円、それから、中学校651人分で3178万7000円を見込んでおります。

次のページをお開きください。

説明欄2行目、学校給食施設管理運営事業（単独調理校）6145万8000円は、市内にある単独調理校9校、これは代陽小、八竜小、鏡小、鏡西部小、有佐小、文政小、泉第八

小、坂本中、鏡中の給食室の管理運営に要する経費で、その主なものは、非常勤職員14人分の賃金1668万2000円、燃料費830万9000円、鏡中学校の給食業務委託1057万6000円でございます。

学校給食施設管理運営事業（給食センター）1億3654万8000円は、市内6カ所、これは麦島、南部、西部、中部、千丁、東陽の給食センターになります。これの管理運営に要する経費で、その主なものは、非常勤職員7人分の賃金826万7000円、燃料費3292万3000円、光熱費2389万1000円、千丁給食センターの給食業務委託費1281万8000円などでございます。

公益財団法人学校給食会運営補助金事業3億38万7000円は、旧八代市内の4センターと代陽小学校の学校給食の調理、配送を行う八代市学校給食会への管理運営費補助金でございます。ここでは、1日約9000食を提供しております。

次に、項7・社会教育費、目1・社会教育総務費に1億2094万4000円を計上しております。

特定財源の国県支出金226万1000円は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金と地域人権教育指導員設置費県補助金でございます。

その他807万6000円は、八竜山自然公園、さかもと青少年センター等の使用料及び教育文化センター建設基金利子などでございます。

説明欄の2行目、人権教育事業774万1000円の主なものは、地域人権教育指導員1人分の報酬175万4000円、西宮、上日置集会所の維持管理経費229万3000円などでございます。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、学校、家庭及び地域住民が連携協力しながら、地

域全体で教育に取り組む体制づくりを目指すもので、事業費256万4000円の主なものは、放課後子ども教室の安全管理員への報償費、謝礼108万3000円、地域コーディネーターの報償費85万1000円などでございます。

社会教育事業1129万2000円の主なものは、社会教育指導員3人分の報酬402万9000円、成人式企画運営委託120万円、八代市子ども会連合会補助金111万3000円、八代市地域婦人会連絡協議会補助金164万9000円、教育文化センター設立基金積立金利子分120万3000円でございます。

次のページをお願いします。

説明欄2行目、青少年センター運営事業は、512万5000円は、さかもと青少年センターの運営経費で、その主なものは、窓口業務委託133万2000円、光熱水費155万8000円などでございます。

1つ飛びまして、八竜山自然公園管理事業1435万8000円の主なものは、施設管理委託1070万2000円、それから、光熱水費155万4000円でございます。

社会教育センター運営事業845万5000円は、坂本町の7センター及び泉町の1センターの維持管理等に要する経費でございます。

次の目2・公民館費に2億7897万8000円を計上しておりますが、説明欄の一番下に、住民自治関係施設整備事業（公民館）644万3000円、これは市民協働部の所管でございますので、教育部所管分の公民館費は2億7253万5000円でございます。

特定財源のその他は、校区公民館の会場使用料及び公民館講座の受講料でございます。

説明欄の4行目、公民館維持管理事業6697万1000円の主なものは、八代、松高、植柳、麦島、代陽の5公民館の非常勤館長の報酬187万8000円、それから、公民館16館

の光熱水費2349万8000円、施設管理委託1964万9000円、窓口業務委託644万4000円などでございます。

公民館施設整備事業1925万4000円の主なものは、松高公民館空調機改修112万4000円、千丁公民館大集会室空調機圧縮機取りかえほか178万2000円、その他、北塩屋町第二町内公民館及び昭和日進町共栄公民館の新築に伴う自治公民館整備費補助金400万などでございます。

次のページをお願いします。

1つ飛びまして、目4・図書館費に1億6699万1000円を計上しております。

特定財源、その他の主なものは、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金265万円でございます。

説明欄の2行目、図書館管理運営事業6103万円は、本館の管理運営に要する経費で、その主なものは、窓口業務委託1601万8000円、図書購入費1454万6000円、図書館システムリース料667万8000円でございます。

1つ飛んで4行目、小中学生読書運動事業は、1年間で小学生100冊、中学生50冊を目標に読書に取り組むことで、児童生徒の学力の向上や情緒豊かな心の育成を図るもので、事業費265万円は、読んだ本を記録するための読書カードや表彰状などの印刷製本費、それから、読書カードケースや缶バッジなどの消耗品費でございます。なお、財源につきましては、ふるさと八代元気づくり応援基金で対応する予定でございます。

次のページになります。

目5・博物館費に1億3217万8000円を計上しております。

特定財源のその他681万3000円の主なものは、特別展覧会等の観覧料及び図録販売でございます。

説明欄2行目、博物館管理運営一般事務事業5167万2000円の主なものは、嘱託職員博物館館長の賃金288万円、警備委託1773万8000円、光熱水費770万8000円、清掃業務委託629万3000円でございます。

4つ飛びまして、博物館特別展覧会事業（春季）ですが、京都相国寺と金閣・銀閣の名宝展と題して、金閣・銀閣所有の雪舟や長谷川等伯の水墨画など、名宝58点を展示する予定でございます。事業費850万1000円の主なものは、作品の運搬料476万6000円、作品借用謝礼180万円。

1つ飛んで、博物館特別展覧会事業（秋季）では、仮称ですが、松井文庫の刀剣と刀装具と題しまして、国指定重要文化財を含む旧八代城主松井家伝来の刀剣・刀装具を、八代で初めて一堂に紹介する予定でございます。事業費44万8000円の主なものは、展覧会図録、ポスター、チラシ等の印刷製本費240万8000円でございます。

長くなりましたけど、以上が、平成26年度教育部が所管します当初予算の概要でございます。御審議よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。たくさんあり過ぎて、どこからというような感じがございます。よくわかりましてですね、事務局におかれまして、これだけの事業をされるということで、大変な1年になるかと思いますが、ちょっと気になった点ですけども、先ほどの、——先ほどちゅうか、議会前のときの御説明でもありました、日本語指導員事業というのがございましたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）それに55万2000円が計上してありまして、ち

よっと気になったのが、今実際の対象となる児童数がどれくらいなのかと、それを支援する職員数の数、それから、時間ですね、それとまた、どういった時間に指導されているのかが、ちょっと気になったものですから、それと、後でそれは言いますけども、ちょっとそこら辺を教えてくださいなと思いますけど。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長、首席審議員。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。失礼いたします。

委員お尋ねの日本語指導員の件ですけども、今現在6人の子供たちが、日本語指導員から習っているところです。中学校が、——済みません、現在6人です。中学校が5人、小学校が1名でございます。

また、指導員の時間数ですけども、週1回指導で、年間35週ですので、実質41週ほど、41日掛ける2時間、そして、その人数分というふうになります。週2回指導の場合が、82日、1週間に、——82日で2時間で1人ということをやっています。

○委員（橋本隆一君） 支援員の数はいくつですか。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 支援員さんの数というのは何名で教えておられるんですか。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。現在2名です。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 時給に換算すると、支援員さんの賃金というのは幾らぐらいになりますですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹

君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) 塚副学校教育課課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい。1300円になります。

○委員長(中村和美君) はい、橋本委員。

○委員(橋本隆一君) 成果ということは、非常に申し上げにくいんですけども、この目的にですね、対象となる児童生徒が安定した学校生活を送れると、日本語を習得してちょうことで、その目的とか目標というのは、大体達成されていると思われますか、失礼なんですけども。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい。日本語指導員が必要な児童生徒が在籍する全ての学校で活用されておりますので、その成果は確実に上がっているというふうに感じております。

また、支援を必要とする児童生徒、日本語指導員に個別の支援を受けることによって、コミュニケーション能力など生きる力を身につけております。

以上、お答えとします。

○委員長(中村和美君) 橋本委員。

○委員(橋本隆一君) はい、ありがとうございます。

以上です。

○委員長(中村和美君) ほか、ありませんか。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、堀委員。

○委員(堀 徹男君) はい。今の関連なんですけど、何語に対応して教えられているんですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい。今現在在籍しておりますのが、中国の方、それから、フィリピンの方です。

○委員長(中村和美君) 堀委員。

○委員(堀 徹男君) はい。中国とフィリピンの方ということで、それぞれ、日本語を指導される方は、それぞれの、フィリピンは英語でしようけど、中国語とか、対応する言語でされているということですね。

○学校教育課審議員(西村 裕君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、課名とお名前をどうぞ。わかりません。

○学校教育課審議員(西村 裕君) はい、学校教育課審議員、西村と申します。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○学校教育課審議員(西村 裕君) はい。それでは、失礼いたします。

いろんな国から子供が参ります。中国語、フィリピン、その他台湾とか、いろいろな国が考えられますが、指導員の方は、主に日本語を使って指導します。その理由といたしましては、母国語を使って指導した場合、どうしても子供が甘えてですね、日本語ではなくて、自分の国の言葉を使って、指導員を頼るという現象が見られますので、なるべく日本語を使って教える、そのスキルを指導員の方は持っていってやるということです。

以上でお答えといたします。

○委員長(中村和美君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい。

○委員長(中村和美君) ほか、ありませんか。

○委員(村川清則君) ちょっと。

○委員長(中村和美君) はい、村川委員。

○委員（村川清則君） ちょっと関連して。この日本語指導員というのは、何か特別な資格とか要るんでしょうか。

○学校教育課審議員（西村 裕君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西村学校教育審議員。

○学校教育課審議員（西村 裕君） はい。本市では、日本語指導の資格をお持ちの方2名を雇用しております。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 別に派遣会社に依頼とか、そういうんじゃないんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほか、ございませんか。はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。101ページですね、学校支援委員会事業の中で、特別な能力を持った方たちがおられるわけですが、昨年度の実績といたら、どのくらいあったんですか。（発言する者あり）

○委員長（中村和美君） もう一回、百田議員。

○委員（百田 隆君） はい。要するに相談ない……（「支援委員会」「委員会のほうですか」と呼ぶ者あり）はい。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。学校支援委員会ですけれども、本年1月8日に第1回目の学校支援委員会を開催しております。

それから、2回目を、——2回目は、全ての委員さんたちがそろわれなかったため、3回に、今分けて行っているところです。2回目の第1回目が3月10日、そして12日、そして

きょう、3月13日、今現在行っているところでございます。

○委員（百田 隆君） あっ、これは今年度からの……。

○委員長（中村和美君） 百田委員。

○委員（百田 隆君） これは今年度からの事業ですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ございませんか。

はい、じゃあ、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。102ページのAED管理事業についてお尋ねですけども、実際、自分も聞いたことがないんですが、学校等においてAEDが使われたということがあるのか。

それと、管理事業ということで、AEDそのものを管理されているのか、例えば、そういったAEDを使っただけの、使うことの演習とか、学校に対してとか、あるいは職員に対しての演習をされているのか、この管理事業の内容についてもちょっと御説明いただければと思います。事故等があったのかということを含めて。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。現在AEDを実際に使用したことがあるかということで、直近の使用については、平成23年5月に、市内中学校で、教諭が倒れたため使用しております。

また、研修等につきましては、消防署の方をお願いをして、年1回講習会を開いておりますし、各学校において、AEDの操作について研修等を行っている学校もあります。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） その事業の中に、管理事業費の193万2000円ちゅうのが含まれているというこの理解でよかですか。それとも、これは別ということでもいいんですか。

○委員長（中村和美君） この予算。

○委員（橋本隆一君） 管理というのは、どういった、誰かに、第三者に委託されているのか、学校の、何に対して管理がされているのか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。小中学校、幼稚園、くま川教室に設置してありますAEDの使用期限が来たパッドとかバッテリーの交換を行っております。AEDが安全に使用できるようにするための事業でございます。

お答えいたします。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） AEDというとは、非常にテレビ等で見るとですね、ちょっと初心者がいきなりああいう心臓をばあっとやると、怖いなあという印象があるんですけども、実際に教職員の先生で実習、そういう演習はやるんだけれども、実際の場面で、自分が使えるかどうかということの不安のアンケートとか、話とかありますか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。不安等は、やはり、研修において払拭されるものだというふうに思います。私自身も、目の前でAEDを使用しているところを見たことがございます。そして、簡単にです

ね、操作ができますので、そして、音声に従って行います。その場を離れてくださいとか、スイッチを押してくださいというようなコメントがですね、メッセージが流れますので、それに従って行うということです。やはり、研修を受けることが大切だというふうに思います。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、ほか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。じゃあ、今の、せっかく出たんで関連で。

AEDの機械に関しては、PTAの振興財団のほうからも1台ずつ対応してあると思うんですけど、それプラス、教育委員会のほうからも1台ずつ、各学校に配置してあるということでよかったですかね。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今、堀議員さんがおっしゃったとおりです。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、じゃあ、ついでに。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） はい。せっかく、この資料をですね、当初予算の概要という資料をいただいておりますので、これを使ってから、ちょっと質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） はい。せっかく日本語指導員の語学の話が出ましたので、ちょっとお尋ねしたい部分が、予算書の中ではですね、これは何ページだったかな、語学指導員の外国語、105ページの説明欄の上から5番目ぐらいですね、語学指導外国青年招致事業ということで、先ほど説明いただいた中では、ALT10人分ということで御説明いただきまして、この予算書だけの中ではですね、見る限りでは、予算が5000万近くかかっておりまして、10人分、こちらの当初予算の概要の説明書の中でもですね、特定財源のところの欄に297万6000円と、諸収入でですね、書いてあるだけで、お持ちでしょうかね、この当初予算の概要という、いただいているのがあるんですけど。同じのありましたか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○委員（堀 徹男君） はい。端的に申しますと、この財源の中を見る限りでですね、5056万7000円ですか、これが単費で10人分出てるとということと捉えるんですが、何と申しましょうか、1人当たりですね、賃金、報酬とは別にして、総額の経費で500万近くかかっているという部分でですね、果たして、この事業の中身というのを、もう少し詳しく御説明していただきたいなあというふうに思うんですけども。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今、ALTのお話がありましたが、10人で約5000万ほどかかっていると。単費で行っているのかという御質問ですけども、国から地方交付税として交付されております。熊本県国際課に確認しましたところ、平成25年度の時点で、ALT1人当たりの経費の

約8割が、地方交付税として交付されているとのことでした。この場合、ALT1人当たりの経費は約590万と計算されておりまして、8割として472万円程度が交付されている計算になります。

また、この事業の成り立ちですけれども、この事業は、総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもとに実施しています。海外の青年を招致することによって、日本全国の小・中・高等学校で、国際交流と外国語教育を支援し、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的としております。

個人レベルでの日本人とJET参加者の国際交流の場を提供していることにもなります。

以上、お答えとします。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。目的がいろいろ、英語指導だけではないという目的があるというふうに捉えたんですけども、実際のところ、中学校の英語の授業の中に、一緒にですね、入られて、授業されていると思うんですけども、当然のことながら、国内の教員免許とか、専門的な学習に関する教育は受けてこられてないというふうに伺っているんですね。逆に申しますと、英語の授業の中で、英語の先生方とチームティーチングでやられていると思うんですが、授業の計画を立てられる中でですね、専門的な教育に関する教育を受けてきてないという部分が、どれぐらい学校現場の英語教育の、——学校現場の中でのですね、影響を持っているのかという部分に関しては、私もいろいろと尋ねたところ、賛否ありまして、例えば、一例を挙げますと、1年間だけしか来ない方がですね、やっとな英語の先生方とコミュニケーションをとる中で、授業の計画を立てられている中でのですね、やっとなコミュニケーションがとれ

たところに出ていくという面もあったりとかですね、逆に、ネーティブスピーカーだからということなんですけれども、例えば、ニュージーランドだとか、オーストラリアだとか、中華系の方々が来られるとですね、せっかくのネーティブなんですけど、なまりがあって、本来のリスニングという部分に関してはですね、いささか疑問を感じるという話もお伺いするんですよ。

そこら辺の、今お伺いする限りでは、地方交付税から手当がされているということで、そう単費で負担しているわけじゃないというような捉え方だと思うんですけど、事学習の中身に関しては、学校現場の英語の中でですね、こういった先生方の意見があるのかというのを、少し調べていただいて、外国語の青年が来ることによって、教育に対する効果みたいなものを検証される機会が、今まであればいいんですけど、報告していただきたいんですけど、なければですね、ぜひ、この事業自体は、必ずやらなきゃいけないということに位置づけされているんですかね。いわゆるひもつきということで。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。必ずやらなければならないというのはありません。ただ、今、堀議員がおっしゃったとおり、課題としてですね、打ち合わせの時間の確保があり、非常に難しいなというふうに思っております。1時間の授業で、どこでALTを活用するのかといったところがですね、やはり、きちんと打ち合わせをしておかないと、そのときになって、授業のときになって、お互いチームティーチングをやっていくということは、非常に、やはり難しいことだというふうに思っております。

そしてまた、賛否あるということですが、私たちもそういう話は聞いております。ただ、小学校五、六年生で外国語活動というのがあってありますし、中学校では外国語ということで、教科の中に入っております。言語についての理解を深めるとともに、文化についてもですね、理解を深めることを目標としているということです。

小学校の外国語活動では、体験的に聞くこと、また、話すことを通して、音声や表現になれ親しむことが大切であるということ、そして、そのためには英語を母国語としているALTの存在が必要かなというふうに感じているところです。

また、この間幼稚園のほうからですね、御要望があって、ALTのほうが行きました。そして、幼稚園の子供たちが、家に帰ってそういう話をしたら、保護者から、またぜひお願いをしたいということも上がっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。そういったですね、外国人という方々に触れるというのもですね、なかなかない経験でしょうから、一つの体験としてはですね、有効だと思うんですけど、それなりの金額を使ってやる事業ですので、これが仮にですね、八代地域にお住まいの、地元にお住まいのですね、外人の方、外国語をしゃべられる方とか、例えば、日本人で、地元でそういう資格をお持ちの方に、もし雇用の場として与えられるならですね、そちらのほうか、私としては地元雇用にも結びつきますし、安定した時間の確保もできると思うんですね。ぜひとも、ひもつきで来ている事業じゃないとすれば、この予算の枠の中でですね、可能な範囲で結構ですので、賛否合わせた意見を取り入れな

がらですね、一考していただければなというふうに……。

○委員長（中村和美君） 要望、要望。

○委員（堀 徹男君） はい、要望します。

○委員長（中村和美君） ということです。よろしくをお願いします。

ほか、ありませんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

子供会の、今、組織の活動は、幾つの校区とか、幾つの子供会が活動されておるのか、それをちょっと教えていただきたい。

○委員長（中村和美君） 宮崎生涯学習課課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。失礼いたします。生涯学習課、宮崎でございます。

子供会といいますと、市の子供会連絡協議会のことでございますか。

○委員（友枝和明君） 市とか各支部、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 各校区に子供会単位に、千丁は千丁、鏡は鏡、その活動の組織の。

○委員長（中村和美君） 宮崎課長、生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。単位子供会とおっしゃる、各町内に子供会が存在はしております。その数字についてはですね、ちょっと今、こちらで持ち合わせてはいないんですけども、旧市であれば、各町内ごとに、仲よしクラブですとか、名称はですね、いろいろあるんですけども、子供会組織はございます。旧町村についても、それぞれの区において、子供会をつくっておられます。

その中で、現在八代市子ども会連合会に加盟されている地区が、千丁校区と鏡校区、この2

つの校区の単位子供会が加盟されておりまして、それが市子連という形で活動をなさっている状況であります。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） これ、2個団体というか2つの市子連というという。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。市子連の組織の（「市子連」と呼ぶ者あり）中でいいますと、2校区ということで、千丁校区の中でも、単位子供会が10地区ぐらいですかね、ございますし、鏡地区についても、各、今、区単位でですね、ちょっと数字、持ってきておりませんけども、30ほどだったと思いますけども、単位子供会が加盟をされておる状況でございます。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 市子連に加盟してる団体が千丁と鏡。（「はい」と呼ぶ者あり）これ、2つの組織。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） そういうことであります。

○委員（友枝和明君） それに、ことし幾らやった、百二十……、（委員堀徹男君「125万」と呼ぶ）125万。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。その市子連に対して111万を、（「111万」と呼ぶ者あり）今年度は111万ということで、補助をするということで予算化しております。

○委員長（中村和美君） 友枝委員、いいですか。

○委員（友枝和明君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（友枝和明君） あと1つ。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（友枝和明君） あと1つ、赤星公園の管理運営事業182万6000円、これちょっと中身というか、ちょっと説明してもらおうと。

○委員長（中村和美君） 何ページですか。

○委員（友枝和明君） 109ページ、じゃなかった。109ページ。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 失礼いたします。

まず、赤星公園の施設管理委託といたしまして、地元管理組合へ、除草ですとかトイレの清掃あたりのですね、年間の委託をしております。

それから、建物の警備委託といたしまして、水竹居の館、それから、資料館の委託として13万8000円を委託料として見ております。（委員友枝和明君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。予算書ではですね、108ページの一番下の社会教育事業の分で1129万2000円ですか、こちらの当初予算の概要の資料だと、36ページの上のほうにあります。今、友枝議員から御質問があった、私もお尋ねしたかったんですけども、資料を見ていただくとわかりやすいと思うんですが、社会教育事業で一くくりにしてあって、1129万2000円という欄があるんですけど、その中身で、それぞれ、この当初予算の概

要の中には詳しく書いてありまして、友枝議員から御照会があったのは、八代市子ども会連合会補助金ということで、今年度は111万3000円ですか、予算が組んでありますけど、先ほど125万と言ったのは、24年の決算審査委員会ですね、数字を見て言ったんですけども。

その下にですね、八代市の地域婦人会連絡協議会というのがありまして、これが164万9000円。婦人会さんの活動といいますとですね、交通安全母の会とか、日赤の炊き出しとかですね、いろんな、八代市が行う事業に関してはですね、かなりの八代市に対しての貢献をなされている社会教育団体の一つであるというふうに認識していますが、そのこの団体にですね、165万なりの補助金という額とですね、それから、先ほどお伺いした八代市子ども会連合会というのは、鏡と千丁の一部の地域だけで存在しているというような会が、連合会ということで、旧八代市には、もともとそういった子供会の連合会というのはなかったんですけども、その中で111万近くの補助金が出ているということ。

もう一点ですね、言わせていただくと、中村委員長を初め堀口委員も元市P連の会長さんをされていたということで、その中に、やはり、もう一つの社会教育団体としてですね、市P連もあってしかるべきだと思うんですけど、その部分に関しては、全く予算が、補助金という形では全然ついてないということで、構成からいきますと、八代市、もう1万人切りましたけど、1万弱のですね、会員さんと、それから、各小中学校、特別支援学校においてはですね、くまなく網羅されている団体ということで、当然市全体の枠から捉えると、満遍なく、くまなくですね、貢献されているというふうに捉えていいと思うんですけど、そこに関して予算が、補助金というのが全くなくて、もっとされてい

る団体に165万円と、それから、ある一部の特定の地域だけでやっている団体にも111万出ると。これは税の分配と公平性からいくとですね、少し疑問を感じる部分じゃないかなあというふうに、私思ひまして、9月定例会の委員会のときにも、ボランティア団体の位置づけの基準みたいなのがありますかとお尋ねしたと思うんですが、なかなかですね、任意団体の社会教育団体に位置づけ、ランクづけというのは難しいとは思ひますけれども、やはり、公平な分配の仕方からいけばですね、補助金の考え方というのが、いかなものなのかなあというふうに思ひまして、もう少しですね、詳しく団体の概要と、この111万3000円という予算の補助金ですね、使われ方、その団体に対する使われ方というのを、少し詳しく聞きたいなあという部分があるんですけど。今回無理なら、後日でもいいんですけど、概要だけでもわかれば、お尋ねしたいと思ひます。

○委員長（中村和美君） いいですか、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 失礼いたします。

補助金の金額につきましては、合併当時、合併協議会において協議されて決まった額を、これまでですね、10年、約10年間引き続いて支出をしてきたという経緯がありまして、堀議員がおっしゃるように、旧市においては、子供会というのは、市の子供会というのは、もう合併当時はございませんでした。ただし、旧町村につきましては、それぞれで、町の子供会連合会、村の連合会というのがありまして、そこに各町村から補助金が支出されておりました。その合算した金額が、いわば合併当時支出の根拠となつて、これまでに至つておひまして、この約十余年の間に、坂本が抜けられたりとか、泉が抜けられたりというような状況で、今年度は千丁と鏡が残つておられるという状況でありま

す。

支出の内容ですけれども、これまで町、村でやつてこられた事業、それに、そのままお金を充当するというような形になっております。その金額が多いか、少ないかというところの論議は、今後必要かと思ひますし、事業の内容についても、今、私どものほうから、子ども会連合会のほうにはですね、協議をいたしているところであります。運営の方法ですとか、市子連として、どういう事業を本来ならばせぬとかめのか、あと、単位子供会や地域の子供会がどうやったら活性化するのか、今、2つの校区で実施されておりますけれども、これをほかの地域に広げるにはどうすればいいのかといったところを、今いろんなところに御相談をしながらですね、方針といいますか、アプローチの仕方をどうすればいいのかというのを考えているところであります。よろしゅうございますでしょうか。

○委員長（中村和美君） 堀委員、いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。じゃあ、済みません、継続して取り組んでいただけるように、どうぞよろしくお願いします。

○委員（友枝和明君） 私もちよつと。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私も、何でお尋ねしたかということ、ことし、昨年からですが、子供会どんどや、これをうちの町内でしようということで、毎年しよつたしよつですが、昨年から子供会からですね、してくださいじゃなくて、一緒にしましようということが、声かけたが、あと対応がなかったんです。ことしは、私が改めて区長、――市政協力員に頼んでお願いしたら、参加してもらつた。そういうことで、子供会というのは、千丁にどういう活動ばされてお

るのか、そこをちょっと、千丁と鏡の活動、事業内容なんかわかりますか、今。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 失礼します。

千丁、鏡も含めて、それぞれの単位子供会ではですね、それぞれの活動を年間、祭りに参加したりとか、地域の行事に参加したりとかいうことはやってます。

それから、千丁校区でということであればですね、市子連の行事としては、千丁で一つ実施されているのが、指導者養成講座というようなところをやっておられます。

あと、鏡地区の事業としてですね、新春マラソンですとか、釣り大会ですとか、そういう、これまで鏡校区でやってらっしゃった事業を、そのままやっていらっしゃるところはございます。

ただ、子供会の目的というのは、異世代の子供たち、縦社会の中で、どう自分たちが活動していくのかということと、地域の人たちとどうかかわって活動をしていくのかというのが必要な事業かと思います。

なぜ旧市に子供会がないかということ、もう既に、各校区ごとに子供を巻き込んだ事業が展開されておりますし、どちらかといいますと、PTAを中心に、そういった地域とのかかわりを持つような事業をですね、展開されてますんで、改めて子供会だけの事業というのはなかなか、必要ないというといかぬとですけども、そういう状況であります。

ただ、旧町村においては、地域とのかかわり方というんですかね、子供会自体が、地域とどうかかわって、地域の子供を育てるかというような仕組みづくりが、まだきちっとできてないんじゃないかなというふうに思っております。そういったところを、子供会活動に取り入れていけば、こんなにお金も必要ないしというよう

なところで、私は考えております。

以上でございます。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） それで、今各校区でまちづくり協議会、その中で、子供会の存在とかも、うちも多分そうしとっと思います。そういう絡み合わせてででしょうか、予算の配分なんかはしたほうが、私はよかと思います、私は。そういうことで、子供会の、もちろんあっていい組織でもあるし、前からの、それは守っていかなくちゃいけない。今、まちづくり協議会、そういう中でもでしょうが、やっぱり、各、立ち上げられるところもありますし、そういう中で、そういうあれも、やっぱし、子供会、もちろん子供は皆さん、地区の宝でもありますし、これはもちろん大事にする、皆さんそういう気持ちで持っております。まちづくりの協議会の中でも、こういったことを取り入れて、予算配分なんかもちろんとしてやったほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません、106ページの医療的ケア支援事業について、再度御説明をお願いします。ちょっと、十分聞けなかったもんですから、申しわけありません。106ページですね。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。人工呼吸器装着児童生徒の補助事業ということで、人工呼吸器のケアを行っております。人工呼吸が難しく、常時人工呼吸器を装着して生活をしているというようなお子様に

対して、保護者の方が随時ついて、その人工呼吸器を操作されていた状況でした。その負担軽減ということでの補助事業になっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 居宅に、家庭に対しての補助ということですか。学校ということですか。

○委員長（中村和美君） はい、北岡、どっちです。北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。学校のほうにいられている場合での補助ということになります。（「支援学校だろう」と呼ぶ者あり）そうです。

○委員（橋本隆一君） 支援学校のみ、はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） いわゆる特別支援学校のみということ。

○委員長（中村和美君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 通学して、そうですね、今現在1名、対象者がいらっしゃるんですが、学校に来ておられる間の部分でということになります。

居宅になりますと、今度は福祉のサイドになるかというふうに思います。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 確かに、人工呼吸器をお持ちの方、十分わかるんですけども、訪問看護事業が、学校等には、今入れないという状況がありまして、ぜひ、人工呼吸器外の、いわゆる導尿を必要とする子供さんの一般支援学校とかに対しての訪問看護の運用ちゅうのはどんな、検討をされる余地はありますか。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。いいですか、今の質問わかりました。

○教育部長（北岡 博君） ちょっと質問の内

容が。

○委員（橋本隆一君） 訪問看護の、済みません、あの……。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 先ほど訪問看護という形で、支援学校に入っておられるんですか。看護師をそこに設置をしているわけではなくて、訪問看護。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。この事業の経緯につきましては、当該校には看護師がおりますが、人工呼吸器のたんの吸引ですとか、そういうことについてはできないというようなところで、訪問看護ステーションと保護者が契約を結ばれて、訪問看護ステーションから学校のほうにいられて、たんの吸引とかをされると。その間、通常ですと、保護者がずっと学校に来て、子供さんから離れられないといいますが、子供さんにずっと対応しておられたという状況が、そこが少し緩和できるという部分での補助でございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 今の確認ですけども、人工呼吸器以外にもですね、家族が、自分が一般学校に通学している子供さんに対して、医療的行為が必要な場合には、親が休み時間等に行ってから、そういう導尿とかですね、をされているとよく聞きますけれども、訪問看護事業を、こういう予算をつけて、人工呼吸器の方のみに対して行っておられますけれども、ほかの疾患に対して広げるというお考えはないのかと思ってですね。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今、初めてお話を聞いたんですけども、今現在ではです

ね、この事業の発端といいますのが、県立の支援学校においては、これを導入されたということでですね、ただし、八代の場合は市立になりますので、市立の生徒については、その対象にならないということで、1名の方がいらっしゃいました。また、保護者の方からも要望もあっておりますので、それに対して応えたということで、極端にいいますと、今、お母さんがついていらっしゃいますけども、この事業を導入したことによって、学校のほうに全く行かなくなかったというわけではございませんので、ずっとついていらっしゃるわけではなかった部分が、この間、訪問看護ステーションが来られている間は、お母さんが、ある程度いろんな、今までできなかったような生活のいろんな活動ができるという部分でございますので、ほかの部分につきましては、今のところ、今現在では考えてはいなかったところでございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません、もうここでの議論はそこまでにして結構でございます。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。2点お伺いしたいと思います。

いじめ防止対策の関係についてでございますけれども、その体制づくり、それに伴う予算措置ということで、先ほど来、御質問もあっていますが、101ページに、学校支援委員会事業について97万4000円計上してございますが、私が、本年の6月に、このいじめ防止対策推進法の施行に関連して、幾つか質問させていただいている中の1点、ここで改めて確認させていただきたいというふうに思います。

この法律の22条に、改めて申し上げるまで

もございませんけれども、各学校にいじめ防止の対策のための組織を設置するものということが義務づけられておりまして、この対応やいかんということでお伺いしましたところ、まだ、国ほうでも、この法律に基づく方針、県もまだというような状況であるがゆえに、そのような動向を見据えながら対応していかれるというふうなお答えだったかというふうに記憶しております。

いよいよ、国、県、また市も、後ほど御説明あるのかもしれませんが、方針案あたりを固められていく中でですね、来年度必須となっている組織について、八代市、いろいろ過去もいじめ問題、重要な案件を経験しておいででございますので、喫緊の課題だというふうに、私も認識しておりますが、26年度予算については、この各学校に置くという組織に関連する予算計上はいかにお考えでしょうか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今御質問の件ですけれども、本年度八代市いじめ防止基本方針案ということで、今策定をしております。後で、ここでもですね、その説明をさせていただきたいというふうに思っております。また、各学校にも、この基本方針の案を説明して、各学校で本年度中に、学校の基本方針を、いじめ防止のですね、基本方針を策定してほしいということをお願いしております。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今、国が示されました方針案、方針ですね、それから、県が策定された方針、それらを参酌して、現在方針案というところでですね、また、後ほど所管

事務調査の中で御説明をさせていただきたいと思いますが、これに伴います学校での組織ということに関しまして、具体的に予算等については、今回は計上はしていないということでございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。検討のタイミングがですね、予算編成の時期とマッチングしていないというのも十分理解できます。

今回、後ほど当委員会に御説明ある、各学校でも検討いただく、そういうプロセスを慎重に、丁寧に踏まえながら、必要である経費については、また改めてですね、補正でも結構かと思ひますし、待てない対応策だというふうに思ひますので、そういう準備が整いましたら、また、当委員会にも御報告お願いしたいというふうに思ひます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。それから、小中学校における要保護、そして準要保護の子供さんに対する就学援助に関連してお尋ねしたいと思ひます。

この予算については、予算書の103、105、そして107に、それぞれ計上してございますけれども、この事業のこれまでの実績、あるいは今後、来年度以降ですね、係る経費についてはどのように見据えていらっしゃるのか、経費を全庁的には、いろいろ税収の関係だとかで、一律各部3%削減というようなお話もございますけれども、この事業についてのお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹

君） はい。今現在、就学援助を受給している児童生徒は、平成25年3月現在で、小学校で6823人のうち認定者が972名ということで、14.2%、中学校では全生徒数3501名のうち認定者が579名ということで、約16.5%です。この就学援助を受給されている方々についてですね、この予算を削るということは一切考えておりません。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。非常にわかりやすい御説明だったと思ひます。

教育委員会では、法律に基づいて、教育に関する事務執行状況の点検・評価というのをなさって、公表されて、報告書にまとめていらっしゃいます。私も目を通してみましたけれども、これに関する事業評価としましては、今のようない実績も踏まえて、小学校においては毎年、24年度実績の3%ずつ、28年度まで伸ばしていくんだと。中学校においては6%伸ばしていくというような指標も掲げていらっしゃいますし、この中のコメントとしては、今塚副課長さんがおっしゃいましたように、この事業に対しては、基本的に、根本的にコスト削減などを目指し、改善するようなものではないと、まさしく私も同感でございます。いろいろ削減すべき点は、効率化を図るために必要だと思いますけれども、少子化にあつて子供さんの数は減っていても、準要保護の子供さんが約1500人いらっしゃるという実態、毎年ふえていらっしゃるんだというふうに思ひますので、この点については、就学援助、給食費も含めてですね、十分私たちは常識的な判断を持って、皆さんとともどもの考えを持っていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 今、西濱副委員長からお話がありましたが、今、塚副課長のほうもお答えをいたしましたけども、財政当局にもお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。先ほどに続いて、予算書108ページの社会教育事業の分の中ですね、当初予算の概要の資料の中では、36ページになりますけど、教育文化センター建設基金積立金ということで120万ほど上がっておりますけど、この教育文化センターというのは、建設と書いてありますから、箱物をつくれるのか、それともどこかの一室を借りて、場所を設置されるのかという、その概要ですね、事業の、はい。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 教育文化センター基金の経緯というのを申し上げたいと思います。

これは、旧市の時代にですね、教育文化センターという図書館、博物館、中央公民館、この3点セットをですね、建てるための基金ということで、昭和52年からスタートした積立金があります。それ以降59年、昭和59年に図書館建設費、それから、平成元年からですかね、済みません、昭和63年から博物館の設計費あたりから、ずっと取り崩しをしてきております。残るは中央公民館、今でいいますと、生涯

学習センターを建設するということで、ずっと積み立てをしてきております。その総額が、今の段階で6億2900万ほどございます。これをずっと積み立てておりまして、その利息が、来年度120万ほどということで、それを積み立てるという数字でございます。

今後、これを使って、残りの中央公民館を建設するというようなところで予定されている基金でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） 114ページですね、武道館施設整備事業で6万4000円ついておるんですけども、今の状況はどのようになっているんですかね。（「所管が違う」と呼ぶ者あり）済みませんでした。

○委員長（中村和美君） いいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） じゃあ、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。公民館のことで、ちょっとお伺いしたいんですが、109ページですね、公民館維持管理事業と施設整備事業、それぞれが予算が計上されているところなんですが、先ほど北岡部長のほうから、耐震の問題で、平成27年については、もう小中学校100%というようなところで持っていきたいんだという意気込みを聞かせていただいたところなんですが、公民館に対するですね、耐震の診断、こういったものが、この予算の中に計上されているのかどうかということを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習

課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 済みません、公民館の耐震診断につきましては、もう既に終わっております。耐震の基準に、何ていうんですかね、適さない建物については、改修も終わっております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そうすると、公民館については、全ての、八代にある公民館全てについては耐震が終わって、その整備まで終わっているということでしょうか。100%でいいですか。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 生涯学習課で所管している公民館施設については終わっているということでございます。

公民館の位置づけをしている建物で、龍峯ですとか、昭和の建物については、農林水産部のほうの所管でございますので、そちらのほうは、逐次やっているということでございます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、じゃあ、堀委員。

○委員（堀 徹男君） いいですか、はい。先ほど次長から説明いただきました、小中学校のPCBの処理の件についてですけど、私の記憶では、PCBの処理は、エリアと年度が決められていて、何年にはどこどこ地域という形で持っていくことになってたと思うんですけど、26年度に予算つけていただいたということは、もう八代は処理、全て処理が終わるというふうに捉えてよかったでしょうか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回PCBの処理を行うものにつきましては、低濃度のPCBでございます、県が処理計画はですね、これは高濃度のものでございます。27年の3月まで処理する必要があるということで位置づけられております。

今回のPCBの含んだトランス等ですね、につきましては、今まで処理する施設がなかったということで、今回、その処理ができるような見込みができたということで、今回予算に計上させていただいたというところでございます。

今後、電気設備等ですね、改修等で、全く出ないということも、ちょっと、今確認はできておりませんので、将来的に改修時にですね、出てくる可能性も、まだあるかもしれませんので、そのときはまた、基準にのっとってですね、処理を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） はい。短く結構です。

103ページと105ページに、芸術文化事業として、小学校で21万、中学校で101万4000円計上してございますけれども、昨年こういうことをしましたとか、ことしはこういうことをやる予定ですか、ありましたら。

昨年氷川中でですね、予算計上してあって、とうとう使われとらぬだったという、そげんしたことがあつとるもんですから、わかりましたら。

○委員長（中村和美君） わかりましたか、今の質問。わかりますか。（「ちょっとお待ちく

ださい」と呼ぶ者あり）どうぞ、どうぞ、ゆっくりどうぞ。（委員村川清則君「わからぬなら、後でも結構ですよ」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） それでは、後ほど。出ますか。では、後ほどお答えを願いたいと思います。

ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 委員長、よかですか、待っとらす間。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。じゃあ、お待ちの中にですね、何分わかりませんので、教えていただきたいんですけど、氷川中学校の組合の負担金事業ということで出てますけど、組合をつくってまで、子供が通わないかぬのかなという疑問が、前々からあったもんですから、この内容についてですね、少し説明を、橋本議員も村川議員も、私も初めてで、氷川中学校の組合の議会にも、まだ行ったことがないもんですから、概要、聞き方としてはですね、何というんですか、組合を設立してまで、子供を通わせるという、その仕組みが必要なのかということとですね、組合をつくらなくても、まあ、後で条例改正の部分で出てくるとは思うんですけど、委託とかですね、ほか、何でこんなこと申しますかという、お金がかかっているわけですので、その辺のですね、予算の絡みもあるかなと思ひまして、ちょっとお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） こんにちは。教育総務課でございます。

氷川中学校組合についてでございますが、まず、氷川中学校の経緯から、ちょっと御説明させていただきますと思ひます。

氷川中学校、組合立の氷川中学校でございますが、これにつきましては、地方自治法の一部事務組合という形で、議会の、それぞれの構成市町村の議会の議決により設立をされたところでございます。古くて、昭和26年1月に、当時宮原町ほか2カ村、宮原町、有佐村、龍峯村の3つの自治体で組合立として設立されたものでございます。

その後、昭和36年に、龍峯村が八代市に合併されましたので、宮原町ほか2カ市町ということで、宮原町、八代市、その後有佐村のほうも鏡町になっておりますので、宮原町、八代市、鏡町という形になっています。

昭和50年に、鏡町が鏡中学校と文政中学校を統合されまして、1つの中学校に統合されたのを機に、鏡町のほうが脱退をされております。

平成17年、氷川町、八代市がともに合併をいたしましたので、氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校ということで、現在に至っているところでございます。

そこで、当時のいきさつは、それぞれ宮原町、有佐村、龍峯村という形で、それぞれで、自治体で中学校を設置されるのも大変だったということで、組合立をつくられたというふうに想像されるところでございます。

それ以来ずっと、先ほど経緯として申し上げましたとおり、続いているところでございまして、基本的に、これは議会の議決、規約を定めてずっと設立をされたところでございますので、御存じのとおり、設立の際も議会の議決、仮に解散する場合においても、それぞれ地元、保護者の同意とか、同意といいますか、理解、それと、それぞれの自治体、それぞれの議会、そして、ましてや氷川中学校組合ですので、議会もありますので、そちらでの協議、理解等は必要になってくるんじゃないかというふうに思ひます。

もう一点の質問ですが、氷川中学校組合につきましては、中学校の管理運営につきましては、それぞれの構成自治体で、主に管理運営費の主な財源は、それぞれの自治体の負担金で賄っているところでございます。それぞれ、各中学校の管理運営に要する経費から、いろいろ補助金とか、交付税相当額ですね、それを引いた残りを、それぞれの生徒数で案分して、負担金を算出しまして、出しているところでございます。

ちなみに、平成26年度は、中学校の運営に要する経費が8946万、これは予算ベースでございますが、控除分を引いて、6679万6000円、それを生徒数割でいたしますと、平成26年5月1日現在見込みという形で、生徒数は見込んでおりまして、八代市が9人、氷川町が122人、これを案分しますと、八代市の分が0.0687ということで、458万9000円が、26年度の負担金という形になります。

組合でなくても、事務委託という方法もあるんじゃないかということで、仮に事務委託の場合も、当然規約等を定めまして、それぞれの関係市町の議会での議決等が必要になってまいります。

事務委託の場合につきましても、中学校の管理運営に要する経費につきましては、それぞれの委託をお願いした自治体から、受託した自治体に負担金という形で、負担金を支払うようになるかと思えます。その負担金につきましては、規約により、それぞれの自治体で協議して定めるということになっています。通常は、先ほど申し上げました、学校管理運営に係る経費を生徒数で案分するような形になるかと思えますので、そこは協議次第だと思えますが、組合の場合と同じような考え方によるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） 今ので、委託にした場合の負担金の額も変わらないということなんですけれども、ちなみに、今、組合立でつくられている中の負担金の中にですね、例えば、子供の教育に直接かかわらない部分としては、議会の、また議会が、そっちにも、また設立されているわけで、その分の経費とかというのは、逆になければなくてもですね、子供たちの教育にかかわる部分に関しては、さほど必要ではない部分かなとは思うんですよ。その金額が、幾らかわかりませんが、わかれば教えていただいて。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） 26年度予算の内容を見ますと、まず、議会費が16万4000円ですね。それと、管理者が氷川町長、副管理者が八代市長になっています。管理者、副管理者に支払います報酬が3万3000円、監査委員に対します報酬2万1000円、それと、教育委員会関連の報酬が39万7000円ということで、こういった場合が、組合でなければかからない費用になるんじゃないかということで、合わせて61万5000円が、組合でなかった場合は、必要でない金額になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。61万という額をですね、多いと捉えるか、少ないと捉えるかは、また違う判断でしょうけど、これからどんどん厳しくなっていく財政の中でですね、どこ

かから捻出しなくては出せない部分を、例えば、先ほど西濱議員がおっしゃったようにですね、いじめ対策支援に回す財源に充てるとかで、そういった考え方ができるというふうに思えなくもないと思うんですね。

議会の同意が双方要るということで、それは大変な手続になっていくかと思いますが、それはそれでですね、また、我々のほうでも検討していく課題になってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、最後に意見としておきます。

○委員長（中村和美君） それでは、先ほどの村川委員の質問、わかりましたですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副教育施設、もとえ、学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。済みません、大変遅くなりました。

先ほどの芸術文化事業についてですが、子供たちを対象に、すぐれた舞台芸術に直接触れる機会を提供することにより、文化芸術に親しみ、豊かな想像力や情操を養うことが期待されるということで、済みません、私が23年度、済みません、今年度はちょっとわかりませんので、23年度に高田小学校のほうでオーケストラを呼んで、芸術文化に親しむという事業を行っております。詳しいことは、後で、済みません。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 個人的には、英語の、さっきありました、英語の授業をふやすよりも、こういう芸術文化に触れたり、あるいは国語の授業時間を長くするほうが、うんとグローバルな人間を育てるのに役立つと思って、個人的にも思ってますので、ぜひ頑張ってください。

い。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 2点、お伺いします。

埋蔵文化財調査に関することなんですけれども、これについては、もうさかのぼること、法によってから、教育委員会の所管事務を、市長部局に移すことができるということで、文化まちづくり課のほうにですね、スポーツのほうも含めて、市長部局に移ったところですが、したがって、埋蔵文化財調査に関する事務は、今生涯学習課にあるんですかね、窓口としては。ただ、予算については文化課のほうにあると。これまでいろんな行政事務をする中で、そういう構図が法律で許されてるから、セクトになっているんだけれども、十分連携とっていらっしゃるということとして伺ってはいます。

ただ、今後ですね、私思うに、予算の張りつきがそういう状態だということを踏まえてのお話なんですけれども、今後も埋蔵文化財の窓口が教育委員会に、法的に置かざるを得ないとしたとしても、今後機構改編がありますときにですね、今の生涯学習課よりも、教育委員会を見渡すと、どちらかというと、例えば、博物館とか、学芸員さんのいらっしゃるところのほうが、より近いような気もしましてですね、今後ちょっと御検討いただければと思いますけれども、その所見は、課長さん、いかがでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 今、西濱委員さんが、副委員長からお話がありましたので、組織の再編がですね、行われるときに、どこが一番

適当な場所、適当な機関になるかというところでは、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） もう一点ですけども、各学校の管理とか、支援に携わる職員さんの雇用という点で、例えば、特別支援の補助員の先生、支援員の先生とか、管理でいうと、教育施設における用務員の先生とか、その他いろいろな職種で御活躍いただいているというふうに思うんですけども、それぞれの皆さんの、いわゆる雇用に伴う対価なんですけど、それは予算書でいうと、節区分のどこに該当するんでしょうか。改めて伺います。

○教育部次長（増住眞也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） ケースごとの話になりますか。

○委員（西濱和博君） 幾つかの例で結構ですけども。

○教育部次長（増住眞也君） 例で言えば、賃金でありましたり、報酬の部分、それから、多くはですね、報償費の部分で、例えば、学校支援員さんたちとかいうのは、この報償費というところに出ております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 需用費も含まれていませんか。需用費で出しているのはありませんか。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） 人件費の部分を需用費で対応している部分ですか。済みませ

ん、私ちょっと記憶がないので。何か例があるんでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 本市でないということであれば、結構でございますが、申し上げたかったのは、各自治体における正規か、非正規かという、非正規の枠組みに入ると思うんですけど、さらに、その非正規の中でも、嘱託だったり、臨時だったり、報償費みたいな形での雇用のあり方だったり、いろいろあるかと思います。

非正規職員の雇用のあり方というのは、いろいろ問われておりまして、御存じのとおり、通勤手当を国としてもやっていこうというような流れの中で、報償費に準ずるようなあり方というのは、いろいろな意見があるというふうに思いますので、一足飛びに解決することもできないし、行政の財政事情もあるかと思うんですけども、勤務の体制が、客観的に見た場合、臨時と報酬で、どこがどう違うかだとか、時間の問題だとかありますけれども、いろいろ多様に考えていくべき時期に来てるかなというふうに思いますので、きょうお答えは要りませんけれども、一つの検討課題として捉えていただければと思います。これは教育委員会に限らず、市全体の問題としてですね、よろしく御検討お願いします。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で第9款・教育費について終了し、これより

採決いたします。

議案第10号・平成26年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、15時20分まで休憩いたします。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

(午後3時09分 休憩)

(午後3時20分 開議)

○委員長(中村和美君) それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第11号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計予算について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第11号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計予算について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。大変お疲れのところではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案に移ります前に、私のほうから、今回の特別会計、国民健康保険、介護保険、それから、後期高齢者医療につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

まず、国民健康保険特別会計につきまして、25年度当初予算182億3011万円に対しまして、181億9481万円を計上してお

り、増減率にして0.2ポイントのマイナスとなっております。これは、医療費の伸びの鈍化傾向と国保加入者数の減員が大きく影響しております。そのような中、低所得者対策として、本市といたしましては、前年度に引き続き、独自の国保税の軽減を行う予定としております。

一方、国におきましては、平成26年度から課税限度額と軽減判定所得基準の見直しが行われることになっております。さらに、今後、国からの1700億円の公費投入も予定されておりますが、私どもといたしましては、収納率向上とあわせて、特定健診の受診率向上も含め、さまざまな医療費抑制策に、これまで以上に取り組む、健全な財政運営に努めてまいりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして、平成25年度当初予算16億4513万円に対し、平成26年度では16億6350万円を計上しており、増減率にして1.1ポイントのプラスとなっております。

この後期高齢者医療は、先日の本会議でもお答えいたしましたように、熊本県後期高齢者医療広域連合で運営されておりますけれども、急速な高齢化の進行に伴いまして、広域連合への負担金等は増加の傾向をたどっております。これからはですね、平均寿命だけでなく、健康寿命を延ばすことのできるよう、若いときから高齢期に至るまで、さまざまな健康づくりの推進を図ってまいりたいと思います。

続きまして、介護保険特別会計につきましては、25年度当初予算130億1701万円に対し、26年度は135億6869万円を計上しており、増減率にしまして4.2ポイントの伸びとなっております。これは、御承知のように、高齢化の進行に伴い、要介護高齢者がふえ続け、介護サービスの給付費も右肩上がりが増大の一途をたどっております。

今後とも、この傾向は続くと予想される中、

医療や介護が必要とならないよう、高齢者みずからが気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいつくり、あるいは若いときからの健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。

一方では、要介護状態となっても、住みなれた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、適正な介護給付サービスの提供に努めてまいるとともに、さらなるサービスの質の確保に向けて、事業者等への周知啓発を行ってまいりたいと思います。

なお、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を26年度中に策定する必要があるため、現在ニーズ調査や介護給付費の見込み等を行っており、その結果次第では、介護保険料にも大きく影響してくるものと思われます。

それでは、議案第11号・八代市国民健康保険特別会計予算、そして、議案第12号・八代市後期高齢者医療特別会計につきまして、国保ねんきん課、中村課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、国保ねんきん課です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 平成26年度八代市特別会計予算書をお願いします。

それでは、平成26年度、5ページをお願いいたします。済みません。

議案第11号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ181億9481万1000円といたしております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出合計の比較欄に示しておりますように、前年度比3530万6000円の減となっており、率にいたしますと、0.2%の減になります。

その主なものでございますけれども、歳入につきましては、上段の表、右側の比較の欄で、款1・国民健康保険税は6339万5000円の減、款3・国庫支出金で1億8397万8000円の増、款5・前期高齢者交付金につきましては、2億1908万7000円の減、款9・繰入金は6191万2000円の増となっております。

増減の主な理由でございますけれども、款1・国民健康保険税は、国の制度改正による影響分で3000万円程度、被保険者数の減少などによる影響分で3000万円ほどの減額になるものと見込んでおります。

款3・国庫支出金は、次に御説明いたします前期高齢者交付金の影響により増額になるものと見込んでおります。

款5・前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますけれども、26年度の概算交付分は増加しますものの、交付にあわせて精算されます前々年度の精算分、その影響が大きいので減額を見込んでおります。

款9・繰入金は、国の制度改正に伴う影響分などの増額を見込んでおります。

次に、3、歳出でございますが、下段の表、中ほどの比較の欄で、款1・総務費で727万1000円の減、款2・保険給付費は831万6000円の減、款3・後期高齢者支援金では3196万7000円の減となっております。

増減の主な理由でございますけれども、款1・総務費は人件費の減少によるもの、款2・保険給付費は出産育児諸費の減少によるもの、款3・後期高齢者支援金は前々年度精算分の影

響によるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて御説明いたします。20ページをお願いします。

款1・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では1億7925万3000円を計上いたしております。職員19人分の人件費1億2758万7000円、並びに国民健康保険事務事業として、被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用5166万6000円を計上いたしております。前年度と比べ700万ほど減額となっておりますのは、人件費、職員の減に伴う人件費の減が主な理由でございます。

次に、目2・連合会負担金は631万7000円を計上いたしております。これは、国民健康保険団体連合会への共同事務に対する負担金でございます。

21ページの項2、目1・運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただく国民健康保険運営協議会の委員報酬など33万9000円を計上いたしております。

次に、款2・保険給付費、項1・療養諸費でございますが、目1から目4までは、一般被保険者及び退職被保険者、それぞれの医療機関での受診に係る医療費に対しまして、保険者が負担するものでございまして、目1・一般被保険者療養給付費98億9630万6000円と、目2・退職被保険者等療養給付費5億9664万3000円は、医療機関の窓口での自己負担額を医療費から差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。

なお、退職被保険者とは、65歳未満の国保加入者で、厚生年金や共済年金等の加入期間が20年以上、あるいは40歳以降、10年以上加入期間がある方で、老齢厚生年金や共済年金の受給権者の方が対象となります。また、その

方に扶養されている方も対象となります。

次に、目3・一般被保険者療養費8265万円と、目4・退職被保険者等療養費496万5000円は、医師の同意を受けた鍼灸施術や、コルセットなど治療用装具を購入した際など、一旦10割を支払った後に、被保険者へ現金給付するものでございます。

目5・審査支払手数料3599万3000円は、医療機関等からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトと呼んでおりますけれども、レセプトの審査と支払いに係る手数料で、約66万件分を見込んでおります。

これらを合わせまして、計の欄106億1655万7000円を計上いたしております。1人当たりの医療費は増加傾向でありますものの、被保険者数の減少が見込まれますため、前年度比で387万6000円の微増を見込んでおります。

22ページをお願いします。

項2・高額療養費、目1・一般被保険者高額療養費14億1277万円と、目2・退職被保険者等高額療養費8633万4000円は、自己負担額が高額となった場合、限度額から超えた分を支給するものでございます。

目3・一般被保険者高額介護合算療養費55万4000円と、目4・退職被保険者等高額介護合算療養費5万7000円は、医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が、基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。

23ページの項4、目1・出産育児一時金の支給といたしまして7686万円を計上いたしております。国保加入者が出産されましたときに、子供1人当たり39万円、産科医療補償制度に加入の場合は42万円を支給するもので、183件分を予定いたしております。被保険者数の減少に伴い、また、最近の実績をもとにしまして、前年度比で30件、1260万円を減

額しております。

目２・審査支払手数料３万９０００円は、国保連合会から、出産一時金を医療機関へ払い込む、直接払いに係る事務手数料でございます。

次の、項５・葬祭諸費は、葬祭費の支給に関する費用として６９０万円を計上いたしております。国保加入者が亡くなられたときに、その葬儀を行った方に対して、１件当たり３万円を支給するものでございます。

次に、款３、項１、目１・後期高齢者支援金で２１億２２２０万８０００円、また、目２・後期高齢者関係事務拠出金では１５万３０００円を計上いたしております。これは、７５歳以上の方が加入されます後期高齢者医療制度に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

この支援金は、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございますが、その算定におきましては、当該年度の概算額に、前々年度実績の精算分を含めることとされております。平成２６年度におきましては、概算交付分は増加するものと見込んでおりますけれども、前々年度である２４年度実績の精算分が大きいため、前年度比で３１９６万４０００円を減額しております。

２４ページをお願いいたします。

款４、項１、目１・前期高齢者納付金で１３６万８０００円、また、目２・前期高齢者関係事務拠出金では１５万３０００円を計上いたしております。６５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、７５歳未満の加入者数に応じた保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

次の、款５、項１・老人保健拠出金、目１・老人保健事務費拠出金８万６０００円は、老人保健医療の精算に係る事務費拠出金でございます。

次に、款６、項１、目１・介護納付金９億９０８４万３０００円は、国保加入の４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る納付金でございまして、社会保険診療報酬支払基金に概算で納付いたしまして、２年後に精算を行うこととなっております。

次に、２５ページの款７、項１・共同事業拠出金、目１・高額医療費共同事業医療費拠出金の３億７６００万７０００円は、高額な医療費の発生により国保財政への影響の緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するもので、国保連合会が実施しております事業への拠出金でございます。なお、この事業では、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費を対象といたしております。

また、目２・保険財政共同安定化事業拠出金２１億２１６万８０００円も、保険財政の安定化を図るもので、対象の医療費が１件当たり３０万円を超える医療費につきまして、８万円から８０万円を対象に拠出するものでございます。

目３・その他の共同事業費拠出金７９万８０００円は、国保連合会が事務局となり、共同で行いますテレビ・ラジオＣＭ、広報事業などへの拠出金でございます。

次に、款８、項１・保健事業費、目１・疾病予防費では５７５８万２０００円を計上いたしております。

内訳でございますが、右側の説明欄で、医療費適正化推進事業といたしまして、不適切な保険請求防止のためのレセプト点検体制の充実強化や、ジェネリック医薬品の使用促進など、国保ねんきん課分で４７２万３０００円、及び重症化予防講演会の開催など、はつらつ健康課分で７５万８０００円、また、国保保健指導事業といたしまして、疾病傾向の現状把握と医療給付業務の効率化のため、国保連合会による共同

電算処理とレセプトデータの分析委託や、症状の緩和や疾病の早期発見のためのはり・きゅう等助成、脳ドック助成のほか、適正受診の推進などを目的とした医療費通知に係る経費など4985万5000円を計上いたしております。

節の区分の主なものといたしまして、節13・委託料2068万4000円は、疾病予防事業における共同電算処理委託1066万8000円のほか、レセプトデータの分析委託423万6000円などが主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金2100万円は、疾病予防事業におけるはり・きゅう等助成960万円、脳ドック助成1140万円でございます。はり・きゅう等助成は、被保険者1人当たり年度内に15回を上限に、1回につき1000円を助成するもので、脳ドック助成は、一律1万5000円を助成するもので、5つの医療機関で760人分を予定いたしております。

26ページをお願いします。項2、目1・特定健康診査等事業費で1億2115万9000円を計上いたしております。

事業の内訳は、右側の説明欄にございますように、特定健診事業で1億895万円、特定保健指導事業で1220万9000円でございます。この特定健診事業は、40歳以上の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病発症のリスクを確認するための健康診査で、特定保健指導事業は、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に対し、自主的な取り組み等の保健指導を行う事業でございます。

節の区分のうち主なものといたしまして、節13・委託料1億921万2000円は、特定健診事業における健診委託9150万6000円や、特定保健指導事業における動機づけ支援業務委託485万8000円などが主なものでございます。平成26年度の特定健診につきま

しては、受診率45%を目標といたしております。

次の款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目2・一般被保険者還付加算金2114万2000円、及び目3・退職被保険者等還付加算金66万1000円は、一般及び退職被保険者のうち、社会保険加入や転出などによりまして、国保の資格が喪失した場合など、納め過ぎの国保税をお返しする還付金と加算金でございます。

次に、27ページの項2・基金費、目1・財政調整基金費350万円は、国民健康保険財政調整基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次の項3・繰出金、目1・他会計繰出金100万円は、市立病院において実施します、医師及び看護師等の確保対策に要する費用などに対しまして、調整交付金等で財源手当てがなされますので、対象事業費相当分を繰り出すものでございます。

款10・予備費では1000万円を計上いたしております。

続きまして、歳入に入ります。恐れ入りますが、予算書の12ページをお願いします。

款1、項1・国民健康保険税でございます。目1・一般被保険者国民健康保険税で、一般被保険者に係る国保税収入として30億6475万円を計上いたしております。

節区分の1から3までは、現年課税分、4から6までは滞納繰り越し分でございます。

節1・医療給付費分現年課税分で21億2277万6000円、節2・後期高齢者支援金分5億6697万7000円、節3・介護納付金2億7720万3000円、節4・医療給付費分滞納繰越分7273万2000円、節5・後期高齢者支援金分1559万2000円、節6・介護納付金分で947万円を、それぞれ見込んでおります。

また、目２・退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者に係る国保税収入といたしまして１億９５５４万８０００円を計上いたしております。

節１・医療給付費分現年課税分で１億２７９４万７０００円、節２・後期高齢者支援金分３３００万１０００円、１３ページの介護納付金分３２３９万４０００円、節４・医療給付費分滞納繰越分で１５５万９０００円、節５・後期高齢者支援金分３１万４０００円、節６・介護納付金分３３万３０００円を、それぞれ見込んでいところでございます。

国民健康保険税の合計といたしましては、計の欄、３２億６０２９万８０００円といたしております。なお、前年度との比較で６０００万円ほど減少している内訳でございますが、国の制度改正の影響分で３０００万円程度、被保険者数の減少などによる影響分で３０００万円程度の減額になるものと見込んでおります。

次の款２・使用料及び手数料、項１・手数料、目１・督促手数料は３００万円を予定いたしております。

１４ページをお願いいたします。

款３・国庫支出金、項１・国庫負担金でございます。目１・療養給付費等負担金では３４億６６８０万２０００円を計上いたしております。これは、八代市が負担する医療費等について対象となる額の３２％を国が負担するものでございます。

内訳といたしましては、説明欄のとおり、医療費に係る療養給付等分が２５億１０３万５０００円、介護納付金分で３億１７０６万９０００円、後期高齢者医療費支援金分といたしまして６億４８６９万８０００円を見込んでおります。

次の目２・高額医療費共同事業負担金では９４００万１０００円を見込んでおります。これは、歳出予算で御説明いたしました、高額医療

費共同事業医療費拠出金の４分の１を国が負担するものでございます。

次の目３・特定健康診査等負担金２５５０万８０００円は、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担分で、負担割合は対象事業基準額の３分の１となっております。

次に、項２・国庫補助金、目１・財政調整交付金は２１億９０３２万８０００円を計上いたしております。

内容としまして、節１・普通調整交付金で１７億３４７７万８０００円、節２・特別調整交付金が４億５５５５万円でございます。普通調整交付金は、各市町村保険者の財政力の不均衡を調整するために国から交付されるもので、特別調整交付金は、各市町村保険者の特別事情や、特別の事業の実施に対して交付されるものでございます。なお、前年度の比較で１億ほど増加しておりますのは、調整交付金の需用額の算定におきまして、控除すべき前期高齢者交付金が大幅に減少する見込みによる影響でございます。

１５ページの款４、項１、目１・療養給付費等交付金８億２９７４万６０００円は、退職被保険者の医療費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款５、項１、目１・前期高齢者交付金３２億３０５５万６０００円は、６５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の加入割合に応じて調整を行い、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。なお、前年度との比較で２億１９０８万７０００円の減となっておりますが、これら社会保険診療報酬支払基金からの交付金は、その算定におきまして、当該年度の概算額に、前々年度の精算分を含めて交付されておりますことから、２６年度におきましては、当該年度の概算交付分は増加するものの、前々年度に当たる２４年度実績の精算分の影響が大きいこと

によりまして、減額を見込んでおります。

次の款 6・県支出金、項 1・県負担金、目 1・高額医療費共同事業負担金の 9 4 0 0 万 1 0 0 0 円は、国の負担金と同様に、高額医療費共同事業医療費拠出金の 4 分の 1 を県が負担するものでございます。

目 2・特定健康診査等負担金 2 5 5 0 万 8 0 0 0 円も、国庫負担金と同様、特定健診事業、特定保健指導事業に係る県の負担金で、負担割合は 3 分の 1 となっております。

1 6 ページをお願いいたします。

項 2・県補助金、目 1・県調整交付金は 8 億 2 7 1 8 万 8 0 0 0 円を計上いたしております。

このうち、節 1・普通調整交付金は 7 億 6 5 1 4 万 1 0 0 0 円、節 2・特別調整交付金は 6 2 0 4 万 7 0 0 0 円でございます。県の普通調整交付金は、県内市町村の財政調整のため、県から交付されるもので、特別調整交付金は、収納率向上や医療費の適正化、保健事業の実施などに対して交付されるものでございます。なお、前年度との比較で 3 6 0 0 万円ほど増加しておりますのは、前期高齢者交付金の影響などによるものでございます。

次に、款 7、項 1・共同事業交付金、目 1・高額医療費共同事業交付金は 3 億 6 8 9 5 万 5 0 0 0 円を見込んでおります。これは、高額医療費共同事業の対象となった医療費の財源として、国保連合会から交付されるものでございます。

次の目 2・保険財政共同安定化事業交付金は 2 1 億 4 5 9 1 万 1 0 0 0 円を見込んでおります。これは、保険財政共同安定化事業の対象となった医療費の財源といたしまして、国保連合会から交付されるものでございます。いずれも、交付割合は 1 0 0 分の 5 9 となっております。

1 7 ページの款 8・財産収入、項 1・財産運

用収入、目 1・利子及び配当金 3 5 0 万円は、国民健康保険財政調整基金の積立金利子でございます。

次の款 9・繰入金、項 1、目 1・一般会計繰入金は 1 1 億 5 2 5 0 万 5 0 0 0 円を計上いたしております。これは、全て法定内の繰り入れ分でございます。内訳は節の欄のとおり、節 1・職員給与費等繰入金 1 億 7 7 6 3 万 9 0 0 0 円は、国保事業に係ります職員の人件費や、被保険者証の発行、郵送等に要する費用でございます。

節 2・出産育児繰入金 5 1 2 4 万円は、出産育児一時金の 3 分の 2 の額を繰り入れます。節 3・保険基盤安定繰入金 7 億 1 6 0 5 万 9 0 0 0 円は、一般被保険者の低所得世帯における保険税軽減分に係る財源補填分として繰り入れるものでございます。節 4・財政安定化支援事業繰入金 2 億 7 5 6 万 7 0 0 0 円は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による国保財政負担の増加に対する支援分として繰り入れるものでございます。

なお、計の欄、前年度の比較で 3 2 0 0 万円ほど増加しておりますのは、全体的には、被保険者数の減などにより減少するものの、基盤安定繰入金につきましては、国の制度改正に伴う国保税軽減対象の拡大によりまして増加が見込まれることによるものでございます。

1 8 ページをお願いいたします。

項 2・基金繰入金、目 1・財政調整基金繰入金は 3 億 8 0 0 0 万円を計上いたしております。これは、急な医療費の上昇に備え、保険給付費の支払いに支障が生じないよう、毎年度当初予算に計上しておりますが、平成 2 6 年度におきましても、取り崩しを前提としたものではなく、緊急的な財源とする位置づけとして計上いたしております。

次の款 1 0、項 1、目 1・繰越金は 6 9 8 8 万 1 0 0 0 円を計上いたしております。

次の款 1 1 ・諸収入、項 1 ・延滞金加算金及び過料、目 1 ・一般被保険者延滞金 4 0 0 万円、及び目 2 ・退職被保険者等延滞金 1 0 0 0 円は、被保険者の国保税の滞納に係る延滞金でございます。

最後に 1 9 ページの項 3 ・雑入、目 1 ・一般被保険者第三者納付金 2 2 4 0 万 4 0 0 0 円、及び目 2 ・退職被保険者等第三者納付金 7 1 万 3 0 0 0 円は、国保加入者が交通事故等で、第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用された場合、加害者からの徴収額を見込んでおります。

以上で、平成 2 6 年度当初予算の主な内容についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。なければ……。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。国保制度についての今後についてですね、ちょっと予算と関連ということでお尋ねしたいと思うんですけども、昨年 8 月の政府の閣議決定で、国保の運営については、財政部門については都道府県が担い、あと、保険事業なり、保険料の徴収については市町村でという役割分担が一つの考えとして示されたところかというふうに思うんですが、ただ、この制度設計については、まだ未定稿といいますか、いろいろ地方も言いたい部分はあるかと思うんですけども、そのような制度に移行することについて、地方の担当部署としてどういうお考えをお持ちでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。西濱委員おっしゃられたとおり、社会保障制度改

革国民会議の、8 月 6 日でしたか、一応国保の保険者は都道府県がということで、平成 2 9 年度までを、平成 2 9 年度を目途として移行するというので、今、その役割分担につきましては、都道府県と地方で、市町村、どういうふうな役割分担になるのか、これから、今議論が始まったばかりで、それをもとに、2 7 年度の国のほうに予算なり、政令、法案提出予定ちゅうことになっておりますけれども、基本的に、保険者、県のほうが、県が保険者になるといいまでも、実際保険税の賦課徴収、それと、保険事業ですね、医療費の適正化は、実際市町村のほうが担っていくのかなという感じです。

ただ、気になりますのは、保険料の均一化というのが、ちょっとありますけれども、それぞれ地域に応じた、医療費に応じた保険税、地域ごとの保険税の設定ちゅうことであれば、それなりに八代市の医療費が上がらないように、保険税ができるだけ上がらないようにですね、そういうことも、その辺、不透明な部分ございすけれども、今、都道府県と市町村の役割、あり方について議論が始まったばかりですので、今後注視していきたいと考えております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。

今の段階でのですね、お考えということで、御説明ありがとうございます。

そういう近い将来といいますか、制度設計が変わるということを前提にするならば、例えば、これからの八代市域における国保の運営のあり方についても、基金も含めてですね、どうあるべきかというのは、非常に課題があるかというふうに思いますので、いろいろ県との調整、御苦労かというふうに思いますけど、関心を寄せていきたいというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。国保加入者数の減少というふうなところで、今回3000万円ぐらいを、見込んでいらっしゃるんですけども、大体、今どのくらいぐらい減少率が、今後の予定も含めてですね、予想も含めて、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。平成26年度の見込みといたしまして、国保の加入者、一応4万583、まあ、4万500人ほど見込んでおりますけど、ああ、そうか、ちょっと平均の数字で言います。4万583名と見込んでおります。平成25年度が4万1272名、1月末とか、末現在で区切った数字じゃございすけれども、1年間を通した平均の人数ということで、それから見ますと、680人ぐらいの減少、大体600人から700人ぐらい、人口減もございすけれども、それと、ただ単純に人口が減ったというわけじゃなくて、景気が好転しているのか、国保から社会保険に加入されるケースもございすので、大体例年1%から2%、0.1%ぐらいで減少はしている状況でございす。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中に、5年スパン、10年スパンと考えたときに、だんだんだんだん減ってくると。国保の財政状況というのは大丈夫かって思うところなんですけど、その辺のところの見込みはどうなんですか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。高齢化に、一応国保に残っていらっしゃる、75歳以上になられたら後期高齢のほうに移行されますけれども、高齢の方、それと、医療費の伸びは、ここ23、24は鈍化傾向でございましたけれども、25年度はちょっと伸びるのかなと思っております。

医療費が伸びれば、それに、一応国のほうからの、先ほど説明しましたけれども、32%ですか、税とか、ちょっと財源的に、この当初の編成におきまして、そこ3年、先ほど29年度には保険者が県ということ、29年ぐらいまでの財政シミュレーション、ちょっと試算してみた場合、基金が今14億ほどございすけれども、基金を、ちょっと崩さざるを、繰り入れなければ厳しいかなという状況、それでも残りはしますけれども、医療費が伸びればですね、基金あたりもちょっと繰り入れが必要になってくるのかなと考えております。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。今の件に、ちょっと補足したいと思っておりますけども、医療技術の発展と、1人当たりの医療費というの伸びて来てるということで、医療費の伸びというのはあるんですけど、八代の場合には、非常に健全な財政運営なされてます。そういった中で、基金というの12億8000万ぐらい積み立てておる状況ですけども、県内の他市の状況においては、もう既に赤字補填として、一般会計から法定外の繰り入れをしているという状況のところもあるようです。そういったこともあるもんですから、今の単体で1つの保険者の、自治体の単体で、今の国保財政を担っていくのは非常に難しい現状に來ていると。そういったことから、先ほど西濱

副委員長言われたように、都道府県下で連合体として、——ひとつ、都道府県を単位とした保険者として運営していくのが、そういった格差もなくなるだろうしということが出されていると。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中で、要するに医療費を使わないような形での施策、要するにメタボリックの部分であったりとか、いろんな健診をですね、どんどんどんどん進めていって、私も含めて頑張りますんで、今40%と言わず、また、45%、50%になるようにですね、頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。この国保の収入ちゅうか、それに対する滞納者もいらっしゃるわけですが、これは全体的に見た場合、どのくらいになるとですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

確認です。今、百田委員言われたような、国保の滞納状況ということによろしいんですかね、国保税の滞納。（委員百田隆君「はい、よかです」と呼ぶ）

○納税課長（辻本士誠君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、辻本納税課長。

○納税課長（辻本士誠君） 納税課の辻本です。

保険税についての滞納者件数ということですが、24年度末の現在で3200件程度ということでございます。

○委員（百田 隆君） わかりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） よかです。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようですので、質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第12号・平成26年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第12号・平成26年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について説明をお願いします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。引き続き、座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 後期高齢者医療特別会計でございます。

予算内容の説明に入ります前に、平成26年度の後期高齢者医療制度につきましては、政令により、保険料の賦課における低所得者の均等割保険料部分の軽減判定所得を見直し、軽減対象者を拡大するとともに、賦課限度額を現行の

５５万円から２万円引き上げ、５７万円とすることとなっております。

また、保険料率の見直しにつきましては、県内の後期高齢者医療広域連合におきまして、平成２６年、２７年度の保険料率は据え置くこととされているところでございます。今回の当初予算の編成に当たりましては、それらを踏まえた内容といたしております。

それでは、平成２６年度八代市特別会計予算書の３７ページをお願いいたします。

議案第１２号・平成２６年度八代市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１６億６３５０万５０００円といたしております。

４１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出の比較の合計欄に示しておりますように、１８３７万１０００円、率にいたしまして１．１％の増額となっております。

主な増減の内容でございますが、まず、上段の歳入、一番右の列、比較をごらんください。

款１・後期高齢者医療保険料で１３１６万円の減となっております。増減の理由につきましては、先ほど申し上げました保険料の軽減対象者の拡大によるものでございます。

次に、１つ飛ばしまして、款３・繰入金で２８１２万５０００円の増となっております。こちらにつきましても、繰入金のうち、主に保険料を軽減した分を公費で補填するための財源である保険基盤安定繰入金が増加したことによるものでございます。なお、この負担部分の４分の３につきましては、県が負担することになっております。

次に、歳出では、下段の表、中ほどの比較の欄でございますが、款２・後期高齢者医療広域連合納付金において１８５０万９０００円の増

となっております。これは、歳入で受け入れた後期高齢者医療保険料や保険基盤安定繰入金を広域連合へ支出するものでございます。増額の理由につきましては、先ほど、歳入で御説明いたしました、後期高齢者医療保険料の減額分と保険基盤安定繰入金増額分等の差額によるものでございます。

では、内容につきまして、主なものを歳出のほうから御説明いたします。

４５ページをお願いします。

上の表、左から２番目、本年度の欄をごらんください。款１・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費では６８０６万１０００円を計上いたしております。ここでは、職員８名分の人件費、保険証の交付事務などに要する費用を計上いたしております。

次に、下の表、項２、目１・徴収費１０７５万３０００円は、保険料の徴収事務に要する費用でございます。主に、納付書などの印刷製本費や郵送料、臨時職員の賃金などでございます。

４６ページをお願いいたします。

款２、項１・後期高齢者医療広域連合納付金でございます。目１・被保険者保険料納付金は１０億７７６８万７０００円でございます。被保険者から徴収いたしました保険料を熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

目２・保険基盤安定分担金４億８２０６万８０００円は、保険料軽減分を補填するため、一般会計から繰り入れ、広域連合へ支出するものでございます。

款３・保健事業費、項１、目１・健康保持増進事業費は２０６９万６０００円を計上いたしております。

説明欄の国保ねんきん課分といたしまして、はり・きゅう等助成事業に係る経費９５２万１０００円と、はつらつ健康課が実施します高齢

者の健康診査に係る経費 1 1 1 7 万 5 0 0 0 円
でございます。

4 7 ページをお願いします。

款 4 ・ 諸支出金は、保険料の過誤納に伴いま
す還付金及び還付加算金でございます。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、戻りまして、4 2 ページを
お願いします。

款 1、項 1 ・ 後期高齢者医療保険料でござい
ます。目 1 ・ 特別徴収保険料は、年金からの天
引きでございますが、7 億 3 3 5 8 万 1 0 0 0
円、目 2 ・ 普通徴収保険料で 3 億 4 4 1 0 万 5
0 0 0 円、合計で 1 0 億 7 7 6 8 万 6 0 0 0 円
を見込んでおります。

1 つ飛ばしまして、款 3 ・ 繰入金、項 1 ・ 一
般会計繰入金でございます。目 1 ・ 事務費繰入
金で 8 5 0 4 万 1 0 0 0 円を計上いたしております。
これは、職員の人件費及び一般事務経
費、保険料の徴収などに係る経費を一般会計か
ら繰り入れるものでございます。

目 2 ・ 保険基盤安定繰入金 4 億 8 2 0 6 万 8
0 0 0 円は、広域連合へ支出いたします保険基
盤安定分を一般会計から繰り入れるものでござ
います。

4 3 ページを飛ばしまして、4 4 ページをお
願いいたします。

下段の、款 5 ・ 諸収入、項 4 ・ 受託事業収
入、目 1 ・ 後期高齢者医療広域連合受託事業収
入 1 4 2 2 万 1 0 0 0 円を計上いたしております。
これは、はつらつ健康課が実施します被保
険者の健康診査費用及び事務費等に対します広
域連合からの委託料でございます。

以上で、平成 2 6 年度八代市後期高齢者医療
特別会計当初予算の説明を終わらせていただき
ます。御審議のほど、よろしくお願いいたしま
す。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について
質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終
了します。意見がありましたら、お願いしま
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございま
すので、これより採決いたします。

議案第 1 2 号・平成 2 6 年度八代市後期高齢
者医療特別会計予算について、原案のとおり
に決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。（「ありが
とうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 1 3 号・平成 2 6 年度八代市介護保険 特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第 1 3
号・平成 2 6 年度八代市介護保険特別会計予算
について、説明を願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉
部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第 1 3 号・平成 2 6
年度八代市介護保険特別会計予算につきまし
て、長寿支援課の小林課長より説明させますの
で、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員
長。

○委員長（中村和美君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。よろし
くお願いいたします。それでは、失礼して座ら
せていただきます。

それでは、介護保険特別会計当初予算を御説
明いたします。予算書の 5 7 ページをお願いい
たします。

議案第13号・平成26年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135億6869万9000円と定めております。

それでは、まず歳出のほうから説明申し上げます。70ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1の一般管理費でございますが、1億7955万6000円計上いたしております。

内容につきましては、右側の説明欄で御説明いたします。

まず、一般職26人分の人件費が1億7554万4000円でございます。前年度と比較しますと1563万6000円の減となっております、これは職員2名の減によるものでございます。

次の介護管理一般事務事業41万7000円、介護給付一般事務事業246万4000円、地域支援一般事務事業5万1000円は、介護事業の実施に必要な一般的な事務経費でございます。

次の介護保険事業計画策定事業108万円は、八代市介護保険事業計画等策定・評価審議会の開催に要する経費でございまして、平成27年度から29年度までの第6期事業計画策定のため、年5回の開催を予定しております。

内訳としまして、節8の報償費75万円は、介護保険事業計画等策定・評価審議会及び地域密着型サービス運営委員会の委員会出席謝礼でございます。次に、節11の需用費の104万4000円は、事業計画書印刷費、介護給付の給付決定通知等の封筒印刷費、そのほか本庁及び支所の事務用品や事務機器に要する経費が主なものでございます。次の節12・役務費の100万6000円は、給付決定通知等の郵送料、次の節13・委託料の101万4000円は、介護給付費の審査支払いなどの事務を委託しております国民健康保険団体連合会への共同

処理委託料が主なものでございます。

次に、款1・総務費、項2・徴収費、目1・賦課徴収費では、931万1000円を計上しております。これは、説明欄の介護保険料賦課徴収事業分として、介護保険料の賦課及び徴収に必要な経費でございます。

内訳としまして、節11・需用費260万9000円は、保険料の納付書やはがきなどの印刷製本費254万6000円などでございます。次に、節12・役務費の605万3000円は、納付書等を送るための郵送料591万1000円などでございます。次の節13・委託料27万3000円は、普通徴収のデータ処理のためのOCR読み取り作業委託、節19・負担金補助及び交付金37万6000円は、年金天引きの特別徴収に係る国保連合会への負担金でございます。

賦課徴収費におきまして前年度より108万1000円ふえておりますのは、印刷製本費や郵便料において、高齢者の増加により、印刷枚数、発送件数などが伸びるためでございます。

次に、71ページの款1・総務費、項3・介護認定費でございますが、目1の介護認定審査会費で2505万8000円を計上しております。

説明欄の介護保険認定審査事業は、要介護認定審査を行った方の要介護度を決定するために本市が設置する八代市介護認定審査会の開催及び運営を行っております。

主な経費としまして、節1・報酬2204万8000円は、介護認定審査会委員97名の報酬でございます。平成26年度は、認定申請件数を1万300件、審査会の開催回数を302回と見込んでおります。次の節8・報償費183万円は、審査会委員の研修等への出席謝礼でございます。次の節12・役務費50万円は、審査会開催通知、審査会資料配付などの郵便料、節14・使用料及び賃借料60万5000

円は、審査会の会場使用料でございます。

次に、目２の認定調査費では、１億４５０万円を計上しております。

説明欄の介護保険認定調査事業は、要介護認定申請者の介護度を決定するために訪問調査や主治医意見書の徴取を行い、介護認定審査会の資料作成や認定結果を申請者へ通知を行うものでございます。

主な経費としまして、節４・共済費の６２２万９０００円、節７・賃金の３８５５万４０００円は、訪問調査を行う介護認定調査員１９名と事務補助員２名分の人件費でございます。次に、節１１・需用費２９１万３０００円の主なものとしましては、コピー機トナーなどの消耗品費、封筒などの印刷製本費、訪問調査用公用車１９台分のガソリン代などでございます。次の節１２・役務費４９１２万８０００円は、認定結果通知、主治医意見書、認定更新通知などの郵便料３４０万８０００円、主治医意見書作成手数料４５７２万円でございます。次に、節１３・委託料の３３６万９０００円は、介護認定システム保守委託２３０万５０００円、県外や熊本市内などに居住されている被保険者の訪問調査業務委託１０６万４０００円でございます。次の節１４・使用料及び賃借料３５２万９０００円は介護認定システムリース料、次の節１８・備品購入費は認定調査用公用車１台買いかえの購入費７７万２０００円でございます。

なお、この目２・認定調査費で前年予算と比較しますと５８１万３０００円の増額となっておりますが、これは、要介護認定申請件数の増加による主治医意見書作成料で２６７万円、認定調査員、事務補助員の共済費、賃金で２７３万６０００円の増などによるものでございます。

なお、７０ページと７１ページの款１・総務費の財源内訳では、事務費のルール分としまして、全額一般会計からの繰入金となっております。

す。

続きまして、款２・保険給付費について説明いたします。まず７２ページをお開きくださいまして、一番下に計の欄がございますので、そちらをごらんください。

２６年度は保険給付費合計で１３０億３３１０万円を計上いたしております。過去の実績、最近の給付費、サービス受給者の数の伸びや、消費税改定に伴う介護報酬改定など総合的に勘案しまして、平成２５年度と比較して、当初予算ベースでおよそ５億５６００万円、約４．５％の増となっております。

それでは、内容でございますが、申しわけございません、７１ページに戻っていただきまして、まず目１の介護サービス給付費でございます。１１４億５８５０万円を計上いたしております。前年度と比較しますと５億６６１万円、率にして４．６％の伸びとなっております。

この介護サービス給付費は、要介護１から５までの認定を受けた方の給付費でございます。内訳としまして、説明欄にありますように、居宅介護サービス給付事業５２億３２５０万円、施設介護サービス給付事業４１億５０００万円、次に、７２ページになりますが、地域密着型サービス給付事業１５億４９００万円、居宅介護サービス計画給付事業５億２７００万円を見込んでおります。

次の目２・介護予防サービス給付費では、７億９２５０万円を計上いたしております。前年度と比較しますと１０６０万円、率にして１．４％の伸びとなっております。

この介護予防サービス給付費は、要支援１・２の認定を受けた方の給付費で、内訳としまして、介護予防サービス給付事業６億９６９０万円、介護予防地域密着型サービス給付事業１４６０万円、介護予防サービス計画給付事業８１００万円を見込んでおります。

次に、目３・高額介護サービス費で２億２３

00万円を計上いたしております。これは、要介護と認定された方が介護サービスを利用された際に、その自己負担額が一定の額を超えた部分を申請により後日お返しするものでございます。

次の目4の高額介護予防サービス費は、要支援と認定された方の対象分で20万円を計上いたしております。

次に、目5・高額医療合算介護サービス費では、3200万円を計上しております。これは毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に医療保険と介護保険における両方の自己負担額を合算した額が高額となり一定の額を超えた場合に払い戻しが受けられ、医療保険、介護保険双方で案分して支給されるものでございます。

次の目6・高額医療合算介護予防サービス費は、同じく医療保険と介護保険における介護予防サービス費との合算による払い戻しで、20万円を計上しております。

次に、目7・審査支払手数料では1600万円を計上しております。これは、各介護事業所から国保連合会へ提出されます介護報酬請求書の審査及び各事業所への支払手数料でございます。

次に、目8・特定入所者介護サービス費で5億1000万円を計上しております。これは、要介護認定者が入所施設を利用した場合、食費、居住費は自己負担となっておりますが、低所得者については、施設利用が困難にならないよう、負担能力に応じて3段階の負担額を設け、負担額を超えた部分を補足的に給付するものでございます。

前年度と比較しますと2480万円、率にして5.1%の伸びとなっております。これは、八代市に指定権、監督権がございます地域密着型サービス事業所のうち小規模な特別養護老人ホームを、第5期事業計画に基づき、平成25

年度中に新たに2施設を開設したことによる増加分でございます。

次に、目9・特定入所者介護予防サービス費で70万円を計上しております。これは、要支援認定者の利用に係る分でございます、短期入所利用によるものでございます。

なお、款2の保険給付費の財源としましては、国庫支出金で居宅系サービスが20%、施設系サービスが15%、調整交付金が8.11%、県支出金で、居宅系サービスが12.5%、施設系サービスが17.5%、繰入金で、八代市がルール分として負担する一般会計からの繰入金が12.5%及び介護給付費準備基金からの繰入金、事業収入で40歳から64歳の第2号被保険者の保険料に当たる社会保険診療報酬支払基金交付金が29%及び65歳以上の第1号被保険者保険料が21%、それぞれ目ごとに計上しております。

73ページをお願いします。款3の地域支援事業費について説明いたします。

地域支援事業は、65歳以上の全ての高齢者を対象として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業を実施するものとして平成18年に創設されたものでございます。

まず、項1・介護予防事業費ですが、高齢者が要介護状態にならないよう、運動機能や栄養改善指導などを行う事業でございます。

目1・二次予防事業費で222万7000円を計上しております。この二次予防事業費では、要介護状態となるリスクの高い高齢者を対象に、状態改善のための予防事業を行っております。

内容としましては、説明欄にあります介護予防が特に必要な高齢者を選定する二次予防対象者把握事業89万4000円、選定した二次予防事業対象者に対して、運動機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防を実施する訪問型介護予防事業87万3000円、通所型

介護予防事業４６万円でございます。

主な経費としまして、節１３・委託料１８８万３０００円は、介護になるおそれの高い高齢者を把握して介護予防につなげていくために行う生活機能評価や運動機能向上、栄養改善などの指導を委託するものでございます。

次に、目２・一次予防事業費では、２８８５万１０００円を計上しております。この一次予防事業費は、全ての高齢者に対し、できるだけ現在の健康状態を維持し、虚弱化や介護を要する状態にならないよう予防事業を実施するほか、高齢者の社会参加や生きがいをづくりを支援し、介護予防につなげる事業などを実施しております。

内容としましては、高齢者の社会参加の促進を図る老人社会参加事業２５６６万５０００円、介護予防普及啓発事業１３６万６０００円、地域介護予防活動支援事業１８２万円でございます。

主な経費としましては、節１３・委託料の２６４７万３０００円は、各町内の公民館などにおきまして、健康づくり、仲間づくり、生きがいをづくりなどを目的に開催しているいきいきサロン事業委託１６７３万６０００円、高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的に、やつしろ元気体操教室を開催する高齢者筋力アップ体操普及事業委託４８９万６０００円、高齢者の生きがいの発見や社会参加を目的に、趣味や文化伝承の講座を行う社会参加事業委託２７０万円、市民団体などが主催する集会などに講師を派遣し介護予防に関する教室を開催する介護予防教室委託１１３万円でございます。

次に、節１９・負担金補助及び交付金の１２７万７０００円は、市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会の修了者が、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅を訪問し相談相手や日常生活の支援を行うふれあい高齢者訪問奉仕事業の活動補助金でございます。

なお、この目２の一次予防事業費で、前年予算と比較して１２９万２０００円の増額となっておりますが、これは、いきいきサロン事業委託で消費税率の変更に伴う公課費の増など７４万５０００円の増、サロンバス、サロン指導員用公用車車検代３１万９０００円の増などによるものでございます。

また、介護予防事業費の財源内訳としましては、国庫補助金が２５％、県補助金１２．５％、市負担分繰入金１２．５％、事業収入として、第２号被保険者の保険料に当たる支払基金交付金２９％、第１号被保険者の保険料２１％となっております。

次に、下の段、項２・包括的支援事業・任意事業費、目１・包括的支援事業費では、１億５６０万６０００円を計上しております。

包括的支援事業費では、地域包括支援センター運営委託事業１億３８６万円が主なものでございます。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、高齢者の介護や生活に関する総合相談、高齢者の権利擁護や虐待防止の相談支援、要支援認定者のケアプラン作成、地域のケアマネジャーからの相談や助言などを行っております。

そのほか、包括的支援事業は、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、高齢者虐待防止に関する検討会などの開催や、市民を対象とした認知症サポーター養成講座などの開催を行うものでございます。

主な経費としまして、節８・報償費の７２万２０００円は、地域包括支援センター運営協議会委員や地域ケア会議の医師・弁護士等アドバイザー、認知症サポーター養成講座の講師などへの謝礼でございます。次に、節１１・需用費の７３万５０００円は、事務用品、講座用の教材、公用車の燃料代等でございます。次に、節１３・委託料の１億３９９万円は、高齢者の介護予防の拠点として市内６カ所に設置いたして

おります地域包括支援センターと坂本地区・泉地区の山間部に設置しております地域包括支援センターのサブランチの運営委託料などがございます。

次に、74ページをお願いします。

目2の任意事業費では、3568万3000円を計上しております。

内容としましては、説明欄の介護給付等費用適正化事業233万2000円、家族介護支援事業657万2000円、地域自立生活支援事業2677万9000円でございます。

介護給付等費用適正化事業は、不要な介護サービスが提供されていないかの検証を行い、介護費用の適正化を図ることを目的として、サービス利用者への介護給付費実績通知書の発送や、介護給付支援システムを活用し、不適切なサービスのチェックなどを行っております。

次の家族介護支援事業では、家族介護者の支援を目的に、介護知識や介護技術及び介護サービスの適切な利用方法を習得する家族介護技術教室、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、介護用品の支給や家族介護者の交流事業、その他、病気、災害などにより高齢者を一時的に介護する必要がある場合の高齢者短期入所事業を行っております。

次の地域自立生活支援事業では、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報システムを貸与し、急病や災害時の迅速な対応や定期的な安否確認を行う安心相談確保事業、食事の準備や調理等が困難な高齢者を対象に配食サービスを行う食の自立支援事業、認知症などにより判断能力の低下が見られる高齢者に対し成年後見人制度の活用を支援する成年後見制度利用支援事業などを実施しております。

主な経費としまして、節8・報償費の72万円は、成年後見人制度を利用された場合の成年後見人への謝礼70万円などがございます。次

に、節12の役務費120万3000円は、介護給付実績通知書の発送に係る郵便料でございます。そのほか、成年後見人の申し立てに係る手数料などがございます。次に、節13・委託料の2679万4000円は、安心相談確保事業委託1420万8000円、食の自立支援事業委託1120万7000円のほか、介護給付支援システムの保守点検委託料、介護技術教室事業委託、家族介護者交流事業委託などがございます。次の節14・使用料及び賃借料の123万8000円は、介護給付支援システムのリース料が主なものでございます。次に、節20・扶助費の545万3000円は、住民税非課税世帯で在宅で要介護認定3以上の家族を介護されている介護者に対し、紙おむつなどの介護用品を支給する家族介護用品支給事業の扶助費でございます。

なお、この目2・任意事業費で前年予算と比較して231万4000円の増額となっておりますのは、これは食の自立支援事業費における配食件数の増加によるものでございます。

また、73ページ、74ページの包括的支援事業・任意事業費の財源内訳は、項1の介護予防事業費とは割合が異なりまして、事業費に対し、国39.5%、県19.75%、市19.75%、第1号被保険者21%の財源構成となっております。

次に、款4・基金積立金で17万7000円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の預金利子を定期預金に積み立てるものでございます。

次に、75ページの款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金では、129万6000円を計上しております。介護保険料の過年度分の還付を行うものでございます。

款6・公債費に4333万4000円を計上しております。これは、平成21年から23年度の第4期介護保険事業計画期間中、介護給付

費が計画値を上回り、財源不足が生じたため、平成23年度に熊本県が設置しております財政安定化基金から1億3000万円を借り入れておりまして、その償還分でございます。

なお、この借入金は、平成24年度からの第5期計画期間の3年間で返済することとされておりまして、平成26年度で償還は終了いたします。

続きまして、歳入について説明申し上げます。64ページに戻っていただきたいと思います。

64ページ、款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料でございますが、23億7346万5000円を計上しております。

節1・現年度分特別徴収保険料で21億5800万円、節2・現年度分普通徴収保険料2億822万9000円、節3は滞納繰越分保険料で723万6000円でございます。

款2・使用料及び手数料で、督促手数料48万円を計上しております。これは介護保険料の督促手数料でございます。

款3・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金では、37億7959万9000円で、介護給付費総額130億3310万円の29%を計上しております。これは、40歳から64歳までの方、第2号被保険者の保険料で、加入されている各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に一旦集められ、そこから給付額に応じて交付されるものでございます。

65ページをお願いします。

目2・地域支援事業支援交付金では、901万2000円を計上しております。介護予防事業費の29%分でございます。

次に、款4・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金では、23億7385万円を計上しております。国庫負担金の割

合は、保険給付費に対し、居宅系サービスは20%、施設系サービスは15%、それぞれ国がルール分として負担いたします。

次に、項2・国庫補助金、目1の調整交付金で10億5698万5000円を計上しております。これは、保険給付費総額に交付率8.11%を乗じて見込んでおります。

目2の地域支援事業交付金776万9000円は、介護予防事業費の25%を計上しております。

66ページをお開きください。

次の目3の地域支援事業交付金5580万9000円は、包括的支援事業・任意事業費の39.5%を計上し、国庫補助金合計を11億2056万3000円としております。

次に、款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金は、18億6190万8000円でございます。保険給付費に対し、居宅系サービス12.5%、施設系17.5%を県がそれぞれルール分として負担いたします。

次の項2・県補助金は、地域支援事業に係る補助金でございます。

目1・地域支援事業交付金388万4000円は、介護予防事業費の12.5%を計上しております。

目2・地域支援事業交付金2790万4000円は、包括的支援事業・任意事業費の19.75%を計上し、県補助金の合計を3178万8000円としております。

67ページをお願いします。

款6・財産収入ですが、17万7000円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、款7・繰入金、項1・一般会計繰入金で19億7837万6000円を計上しております。

内訳は、節1・介護給付費繰入金としまして16億2913万7000円で、これは保険給

付費総額に対しますルール分として市が負担する12.5%分でございます。節2・地域支援事業繰入金としまして388万4000円、これも介護予防事業費総額の負担割合12.5%でございます。節3・地域支援事業繰入金としまして2790万4000円、これは、包括的支援事業・任意事業費総額の負担割合19.75%分でございます。節4・その他一般会計繰入金としまして3億1745万1000円、これは、介護保険特別会計の人件費及び事務費に係る市の負担分でございます。

68ページをお願いします。

次の項2・基金繰入金、目1・介護給付費準備基金繰入金3874万2000円は、平成26年度の介護保険特別会計の収支において保険料の収入不足が見込まれることから、不足分を本市が設置しております介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

介護保険料は、計画期間の3年間、保険料額を据え置いて設定するため、1年目は保険料が余り、2年目は均衡し、3年目に不足することとなります。したがって、通常1年目に余った保険料を基金に積み立てておき、3年目に保険料が不足する際に、基金から繰り入れを行うという財政運営となっております。

次に、款8・繰越金、款9・諸収入の項1及び項2につきましては、それぞれ1000円でしますので省略させていただきます。最後に、項3・雑入でございますが、目3・雑入で73万4000円を計上いたしております。

内訳としまして、介護認定調査員の雇用保険料市の立てかえ分19万2000円、介護報酬返還金で17万1000円、介護保険認定情報提供料10万円などでございます。

以上で平成26年度八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について

質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） お疲れさまでした。

介護保険、やることがいっぱいあり過ぎてですね、大変だと思います。そもそも論で申しわけないんですけども、本市において、現在、介護保険の給付を受けられてる方の総数ですね、大体どれくらいおられるんだろう。それで大体、人口に対して何%になるのかということ、それをまず1点お聞かせしていただければと思います。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。現在、給付を受けられてる方の以前に、介護認定を受けられてる方が、月で見ますと、およそ8000人ぐらいいらっしゃいますので、認定率、65歳以上の方の人口に対する割合としましては、およそ20%程度で推移しております。そのうち月ごとに介護給付サービスを利用されている方の数字といいますのは、居宅系・施設系を合わせて大体6000人ぐらいの方が利用されているという状況でございます。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 濟いません、ちょっと話が飛ぶんですけども、その中で、いわゆる主治医意見書の必要な場合もあると思いますけども、主治医意見書作成手数料が一般の市民感覚からすると非常に高いなという気持ちがするんですけども、大体1件に当たり意見書は幾らで今書いていただいているんでしょうか。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 審査認定係、西田課

長補佐。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） 西田でございます。よろしくお願いします。

主治医意見書の作成料でございますが、新規と施設と継続とではまた異なります。在宅の新規の場合が1通5000円でございます。施設で継続の場合が3000円でございます。施設で新規と、在宅で継続の場合が4000円となっております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） まあ、その費用というのは、市町村で大体ほぼ一致、同じということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西田審査認定係長。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい。全国一律かどうかはちょっとわかりかねますが、国が示しました基準の額で運用しております。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 申しわけございません、もう一つ、介護認定審査事業ちゅうのがございます。で、93名おられるということで、323日ですかね、毎日のように、まあ別々のところでされるので毎日ではないと思うんですが、そういった方々への報酬といたしますか、は大体幾ら、時給換算で申しわけないんですけども、幾らぐらいを出されているのかをちょっとお聞かせしていただければと思います。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西田審査認定

係長。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） 審査会委員の報酬でございますが、医師は1回2万1000円でございます。その他、保健分野、福祉分野の委員は1回当たり1万7000円でございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。夜、大体されると思うので、深夜にまで及ぶということもよく聞いておりますが、平均して何時間ぐらいの業務になられますか。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西田審査認定係長。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい。平均してでございますが、審査だけの時間は40分程度が24年度の実績でございます。ただし、事前に資料を、1週間前にです、ね、資料をお送りしまして、自宅や職場で内容を事前に審査していただいておりますので、その時間は含めておりません。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。それも同じくでございますが、そういった報酬費用というのは、基準があるのか、もしくは市町村ごとにそれぞれの検討を通してされているのか、どうでしょうか、お伺いします。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西田審査認定係長。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） 濟いませ、基準につきましては、あるのかどうかはちょっとわかりかねますが、市町村によっては、それぞれ違うようでございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 先ほどは40分の、――事前に資料を読まなきゃいけないっていう、非常にお忙しい皆さんばかりなので、その時間をつくって、その資料を読み込んで、次のときにはちゃんと、こういう人は、この人はこれは1だよ、2だよって頭に描いてこないといけないので大変だと思うんですが、それにしても、1万7000円、お医者さんが2万2000円ですかね、その額に対してのこの検討というのは、なされたことはございますでしょうか。

○委員長（中村和美君） どなたに。金額が安いとか高いか検討したことがあるかということでしょう。

○委員（橋本隆一君） はい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。これにつきましては、障害者の認定審査についても同額といたしておりますけれども、この介護保険が始まる時に、お医者様、ドクターですね、ドクターは、この八代市報酬及び費用弁償条例というのが定めてあります。この中に、そういった医師としての職務としてこういった審査会に入る場合には2万1000円ってのが定められてありましたので、これを参考にして2万1000円と1万7000円というのも出してるんですけども、今それが、事前にその資料を配付して審査会で審査してもらう、審査して――事前に審査していただいて、当日は40分では済みますけども、件数的には非常に多く審査していただくわけです、事前に。ですから、それが、今現在、多いか少ないかと言われますと、私も非常に迷うところなんですけども、ただ、他市の状況も見てです

ね、そういったものについては是正するべきところは是正していかなくちゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。できれば、もっと県下の状況を見られて、うちが突出しているわけではないと思いますけれども、周りとちょっと合わせていただけるのもいいのかなと思います。意見です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっとわからないんですけどちょっと教えていただきたいと思うんですが、74ページですね、説明欄の中に、家族介護支援事業657万2000円、こちらのほうの事業内容と、その積算について教えていただければと思います。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、野田地域支援、課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） はい、野田です。よろしくお願いいたします。

家族介護支援事業につきましてはですね、主な事業の内容としましては、介護技術教室事業、家族介護者交流事業、高齢者短期入所事業、それと、さっき説明がありました家族介護用品支給事業っていう4つの事業がございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それぞれの積算についてちょっと教えていただきたい。一つ一つの事業、4つの事業の。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩

君) 済いません。はい。

○委員長(中村和美君) 野田地域支援、課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長(野田章浩君) はい。まず1つ目の介護技術教室事業につきましてはですね、校区内、全校区で一応20カ所ずつ、はい、やっております。

次に、家族介護者交流事業につきましては、地域包括支援センターが市内圏域、6圏域に分けて6カ所設定してありますので、1つの包括当たり3回ということで、合計18回、この事業を、教室を開催してもらっております。

それと、高齢者短期入所事業につきましては、実際、災害とかですね、あるいは病気とかで、家族の方がちょっと旅行とかを含めたところで、一時的にその高齢者の方を介護する必要がある場合ということで、日奈久にあります保寿寮を活用しまして、その高齢者を短期、約、原則1週間程度なんですけども、預かるという事業になっております。

もう一つ、最後に、家族介護用品支給事業につきましては、先ほど説明ありましたけども、要介護3以上と判定された高齢者で、かつ、市町村民税非課税世帯の方を介護する家族の方に対してですね、紙おむつ、尿取りパッド、あるいはドライシャンプーあたりを月額8000円を上限にして支給している事業になります。

よろしいでしょうか。

○委員(堀口 晃君) はい、ありがとうございます。

○委員長(中村和美君) いいですか。

○委員(堀口 晃君) はい、いいです。

○委員長(中村和美君) はい。ほかありませんか。

○委員(西濱和博君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、西濱委員、副委員長。

○委員(西濱和博君) はい。同じく74ペー

ジの説明欄1行目、介護給付等費用適正化事業について、済みません、恐れ入りますが、もう一度説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○長寿支援課長(小林眞二君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長(小林眞二君) はい。これはですね、介護給付の適正化のために、ケアプランなどが適正に行われているかどうかとかですね、介護報酬の請求が間違いなく行われているかどうか、内容を見ながらですね、給付の適正化を行っているということと、もう一つ、給付の実績ですね、被保険者の方々が利用された給付の実績をお知らせをしてですね、間違いがないかどうかとか、そういったものをお知らせすると、そういった事業でございます。

○委員(西濱和博君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、西濱副委員。

○委員(西濱和博君) これに係る経費っていうのは、直営でしょうか、委託されていらっしゃるのでしょうか。

○長寿支援課介護給付係長(吉田 浩君) はい。

○委員長(中村和美君) はい、吉田介護給付係長。

○長寿支援課介護給付係長(吉田 浩君) 介護給付係、吉田と申します。よろしく申し上げます。

こちら、介護給付適正化事業につきましては、印刷製本費であったり、利用者の方への給付実績のほうの通知などを行っております。その部分の経費でございます。

また、給付のほうが適正化に行われているかどうかということを確認するために、保守点検のシステムのほう導入いたしております、そちらのほうを給付係のほうで管理しておりますので、その分の経費となっております。

○委員(西濱和博君) はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、この事業に関連して質問するのはいささかの外れかもしれませんが、昨年の不正請求は、県の監査によってわかったということで、独自の内部での確認は非常に難しい分野のお話かなというふうに思うんですけども、もう一点、介護の分野だったと思うんですけども、会計検査院からの指摘はございませんでしたですかね。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。昨年ですね、新聞等の報道で、会計検査院からの検査報告の中でですね、八代市の、介護給付費財政調整交付金の交付につきましてですね、もらい過ぎの部分があったということで、これは不正請求事件とはですね、また違ったところでの指摘を受けております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。全然分野が違っていることは、私、承知してお尋ねしてるところなんですけれども、じゃあ、会計検査のところをお尋ねしたいんですが、それは返還請求とか、事後の、後の処理は何がしか、返還あたりの手続が求められていらっしゃるのでしょうか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。会計検査そのものは19年度にですね、失礼しました。会計検査が行われましたのは、24年度ですね。24年度に会計検査が行われております。対象となりましたのが19年度に国から交付されております調整交付金ということで、こ

の請求の際にですね、対象の期間を一月ちょっと誤って計上したことによりまして、189万6000円の返還が生じたということで、この年度中にですね、返還は終了しております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。

24年度中に返還処理を済まされてるという理解でよろしいのでしょうか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、そのとおりでございます。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。いろいろちょっと飛び飛びの話で恐縮でございましたけれども、適正化事業、いろんな意味でですね、膨大な事務量扱っていかれるところであり、このシステム自体でいろいろ全てがですね、適正かどうか判断するのは難しいところはあるかと思えますけれども、この件についてはいろいろ国でもシステムあたりの開発にですね、今手がけていらっしゃるという話も聞いておりますので、そういったところの動向を見きわめながら、市町村でも追随して、いろいろ対応策が今後つくられていくのかなというふうに見ておりますので、今後ともこの点についても御努力いただければと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（橋本隆一君） あ、済いません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。済いません、お尋ねですけれども、市民の方から、家族でない

第三者が、介護技能を持っている人が、定期的にある方の高齢者等の介護を行えば報酬がもらえるよという、そういう制度があると聞いたんですけれども、それは介護保険制度の中の制度なのか、それがちょっと自分はちょっとわからなかったんですけれども、そういう制度について御存じですか。介護保険制度にはありますか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。介護給付サービスを提供できるのは、県とか、市とかにですね、指定を受けた、認可を受けた事業者でなければできませんので、全くの一般の方がですね、提供されることはないかと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
第三者介護というのは聞いたことあるんですけどですね、それにつきましては、担当課で調べてから、また後日。（委員橋本隆一君「はい、済みません、お手数とります」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第13号・平成26年度八代市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算について説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、大変、続きましてお疲れのところでございますが、続きまして、議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算につきまして、泉支所市民福祉課の本田課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本田泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） はい、泉支所市民福祉課の本田と申します。では、座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） では、八代市特別会計予算書ですね、203ページをお願いいたします。

議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7993万7000円といたしております。

それでは、内容につきまして歳出から説明させていただきます。213ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、目1・一般管理費は、5340万1000円を計

上しております。

その内訳でございますが、節２・給料、節３・職員手当等、節４の共済費のうち１４７万６０００円の合計１５６９万６０００円が椎原診療所の医師１名の人件費でございます。節７・賃金７４７万２０００円は、主に椎原診療所看護師２名、医療事務員１名、患者送迎車運転手１名の賃金でございます。節１１・需用費１９８万９０００円は、施設の電気、ガス等の光熱水費８０万７０００円、医療機器等の修繕料５８万１０００円、患者送迎車用ガソリン代３９万９０００円が主なものでございます。節１３・委託料２０１４万４０００円は、下岳診療所医師派遣委託１５７０万円、歯科診療所医師派遣委託２２８万円が主なものでございます。節１８・備品購入費３５４万１０００円、これは、下岳診療所の電子内視鏡３４５万６０００円が主なものでございます。

目２・研究研修費でございますが、６８万円を計上しております。これは、椎原診療所医師の研究研修費でございます。

目３・医療費でございますが、２３００万１０００円をお願いしております。その主なものが、節１１・需用費２２２７万１０００円の椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用する医薬品等でございます。

次に、２１４ページをお願いいたします。

款２・公債費、第１項・公債費、目１・元金２７１万９０００円で、これは起債元金償還金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。２１０ページにお戻りください。

第１款・診療所事業収入、第１項・診療収入、目１・保険収入で３６５３万１０００円を見込んでおります。これは、節１・保険診療報酬で、内訳は、椎原診療所２０００万円、下岳診療所１６２０万円、歯科診療所３３万１０００円となっております。

目２・一部負担金収入６２５万円は、個人負担分でございます。

次に、２１１ページをお願いいたします。

第３款・県支出金、第１項・県補助金、目１・へき地診療所県補助金７７１万６０００円をお願いしております。これは、へき地診療所運営費補助金５９８万８０００円と、医療施設等整備費補助金１７２万８０００円でございます。

第４款・繰入金、第１項・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金２６５１万２０００円で、この内訳は、椎原診療所１７０５万６０００円、下岳診療所７３５万４０００円、歯科診療所２１０万２０００円でございます。

次に、２１２ページをお願いいたします。

第７款・市債、第１項・市債、目１・診療所事業債１７０万円で、これは下岳診療所の電子内視鏡などの設備整備に伴うものでございます。

以上で平成２６年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ２１３ページの下から４つ目ぐらいですかね、研究研修事業、これ、どこに。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） あ、あの……。

○委員長（中村和美君） はい、本田……。

○委員（堀口 晃君） どういうふうな研修をされて、どういうふうな事業なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、本田泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） はい。

今現在、椎原診療所のほうにはですね、県のほうから自治医大卒の先生の派遣をいただいております。で、その間、県との協定の中に、医師は週に1回、熊大とかですね、済生会または日赤等で研修を受けると、受けさせるようにしなければならないという協定になっておりますので、これが毎週1回、研修に行かれる費用になりますので。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、いいですね。はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・平成26年度八代市診療所特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、それでは、5分休憩いたします。

（午後5時11分 休憩）

（午後5時16分 開議）

○委員長（中村和美君） はい、それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について、桑田教育総務課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） 教育総務課の桑田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

まずは提案理由でございます。地方公共団体の事務の委託に関する規約を変更しようとするときは、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回、規約変更の理由でございますが、平成19年4月1日に施行されました学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校、養護学校の名称が特別支援学校に統一をされており、平成26年4月1日から、八代市立八代養護学校の名称を八代市立八代支援学校に変更するのにあわせまして、規約に記載されています養護学校

を特別支援学校に変更するために規約を変更するものでございます。

規約変更の内容でございますが、配付しております新旧対照表で御説明申し上げたいと思います。1枚物を配付しているかと思えます。ございますでしょうか。（「これですね」と呼ぶ者あり）はい、いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）配付しております新旧対照で御説明申し上げます。下線部分に注意していただければと思います。

変更内容としましては、まず題名を次のように改めています。題名の中の八代市立養護学校を八代市立特別支援学校に改めるものでございます。また、第1条中、養護学校を特別支援学校に改めるものでございます。ここににつきましては、具体的な学校名、固有の学校名じゃなくて、先ほど申し上げましたように、学校教育法で定める学校の種別に合わせて規約のほうに変更をいたすものでございます。

施行日としましては、変更後の規約は平成26年4月から施行をするものでございます。

以上で御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、していいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。教育事務の委託ということでされてるっていうふうにお伺いしてですね、これ、実績ですね、今のところ氷川から来られてる生徒さんっていうのはあるんでしょうか。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。現在、氷川町から児童生徒の通学はございません。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これは全体的なことで、養護学校っていうのは、かなりいろいろ使われてきている現状があるとですけども、この1点、これだけなんですかね、変更するのは。それ以外には養護学校というような部分での名称変更とかっていう部分は何もなく、もうここ1点だけなのか、ちょっとそれだけ確認します。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。今回の規約の変更の理由としましては、先ほど申し上げましたように、後で条例等の改正が、提案があらうかと思いますが、八代市立の養護学校の名称を八代市立八代支援学校に今度改正をされます。先ほど申し上げましたように、平成19年度に学校教育法のほうが改正になっておりまして、養護学校の名称を特別支援学校に統一されるということでございましたので、養護学校の名称変更を機に、今回、養護学校という名称から、学校教育法で規定しております特別支援学校に名称を変更するものでございまして、今、堀口委員が言われましたように、ほかのところの改正等は予定はいたしておりません。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、理解はできましたけども、今度、八代市立八代支援学校というふうな形で名称が変わる。で、ここは特別支援学校というふうなことで変えるというふうなことですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと聞かせていただきたいのは、学校法

で認める特別支援学校を使わずに支援学校ってなるのは何でなのかなってところが。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、委員長。

この規約につきましてはですね、先ほども御説明いたしましたように、学校名の固有の名称じゃなくて、学校教育法で規定されております養護学校が平成19年の法改正に伴いまして特別支援学校という名前に名称が変更されております。

それと、今回、今の養護学校、学校名、学校名称と言った場合ですね、固有の名称としましては、今は八代市立八代養護学校という形になっておりますが、それを4月1日から八代市立八代支援学校というふうに名称を変更されます。この名称変更につきましては、名称検討委員会——保護者とか学校とか教育委員会で検討委員会をつくりまして協議をした結果、八代市立八代支援学校という名称の変更に決定をされたところでございます。

あくまで規約に使っている部分については、学校教育法で言う学校の種別といたしますか、そういうのを使っているところでございます。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。濟いません、ちなみにお伺いしますが、氷川町から八代市に委託をされていることで、例えば生徒さんお一人を小学校1年生から氷川町から八代市の支援学校に通学させることになった場合に、氷川町のいわゆる負担というのはどういった割合になるんでしょうか。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務

課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。経費の負担でございますが、これも規約等ですね、まず委託事務の管理及び執行に要する経費については、お願いされたところ、氷川町の負担という形になります。

負担額については、八代市長と氷川町長のほうで協議して定めるというふうな規約になっております。

で、以前の例からいきますと、具体的には、養護学校の管理運営に要する人件費とか、経常経費、需用費とか委託料、備品購入など案分対象経費を児童生徒数で案分をするという形で負担額のほうは算定をしてるところでございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第28号・八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定

数等を定める条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につきまして、障がい者支援課の碓塚課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい、障がい者支援課の碓塚です。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、43ページをお願いいたします。議案書の43ページをお願いいたします。議案書の……。

○委員長（中村和美君） 議案書、議案書ですか。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい、議案書の43ページです。はい、よろしいでしょうか。（「い

いです」と呼ぶ者あり）

提案理由といたしましては、障害福祉サービスの利用に係る制度の改正に伴い、八代市障害程度区分認定審査会の名称を八代市障害支援区分認定審査会に改めるに当たり、条例の改正が必要となるものです。

44ページのほうごらんいただきたいと思います。ありますが、こちらのほうに改正の内容を記載してございますが、別紙資料、1枚物ですね、資料をお配りしておと思います。新旧対照表をお配りしてと思いますが、よろしいでしょうか。こちらのほうがわかりやすいと思いますので、こちらで御説明いたしたいと思います。

まず、上のほうですけれども、八代市報酬及び費用弁償条例になります。これは、障害程度区分認定審査会委員の報酬額を定めたものでございますが、右のほう、右半分ですね、が現行でございまして、先ほど申し上げました障害程度区分認定審査会委員という名称が、左のほう、改正案ですけれども、障害支援区分認定審査会委員というふうに変更になったということでございます。

下のほうが八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例でございまして、これも同じく、右半分は現行ですけれども、八代市障害程度区分認定審査会が、左側の改正案のほうですけれども、八代市障害支援区分認定審査会という名称に変更になるために改正をするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。程度区分から支援区分に変わるという部分で、現行の程度区分という部分をなぜ改めて支援区分にする、その

理由は何ですか。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、碓塚障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（碓塚康浩君） はい。これまでは、障害程度区分といいまして、障害の程度でもって障害福祉サービスの利用を決定しておりましたけれども、ことし——25年から法律名が総合支援法に変わったこともありますけども、障害の程度ではなくて、支援の程度を今後示していくということになります。

認定審査会と申しますのは2次判定でして、もともと1次判定のコンピューターでの判定がありまして、そのとき、今まで使われておったのが、介護認定と同じソフトを使っておりまして、身体障害者の方にはかなり評価がされておったんですけども、精神とか知的障害者の場合には、余り正しく評価されずに、2次判定であります認定審査会でもって、例えば区分の変更でありますとか、そういうものが行われておりましたけれども、この判定ソフト自体も国のほうで新しいものにつくり変えまして、変更ができるだけないようにですね、するために、今回、障害程度ではなくて障害支援の区分を結果として出すというふうに変更されたものでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、はい。いいです。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市報酬及び費用弁償条例及び八代市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第37号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第37号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第37号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正につきまして、東陽支所市民福祉課の柿本課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、柿本東陽支所市民福祉課長。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）座りまして御説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） 議案第37号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正につきまして御審議をお願い申し上げます。議案書は45ページから46ページを

お願いいたします。

提案理由でございますが、平成26年4月1日からの消費税率改定に伴いまして、本施設条例の使用料改正が必要になったものです。

改正の内容でございますが、お手元には別添で新旧対照表をお配りしておりますので、こちらをあわせてごらんいただけたらと思います。

（「37号ないよ」と呼ぶものあり）議案第37号関係関係資料。（「別添の資料ない」と呼ぶ者あり）ございませんでしょうか。

○委員長（中村和美君） うん、まあ、これに書いてあるけん、どうぞ。課長、どうぞ。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい、説明いたします。（「あっ、これか、あった」と呼ぶ者あり）

八代市東陽地域福祉保健センター条例中、別表、第9条、第13条関係のうち、使用料の金額の一部を次のように改正するものです。別表、840を860に、1150を1180に、1570を1610に、420を430に、520を530に、940を960に、1260を1290に、1680を1720に改めるものです。

附則としまして、施行期日、1、この条例は平成26年4月1日から施行する。経過措置、2、改正後の八代市東陽地域福祉保健センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるものとします。

以上、御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、この別表を見させていただくと、集団検診室についてとか、そ

れぞれの研修室があるんですけども、その中で、相談室の部分の朝9時から12時まで、13時から17時まででは現行どおりということで、なぜこのところは変えずに、そのほかのところだけ今回の消費税に当たるのかという、それが1点。

それと、陶芸窯の部分についても、1時間当たり310円は変わらないと。消費税が上がるけども、これは変わらないと。それと、もう一つは、冷暖房の使用料1時間当たりの部分についての値段も、これは変わらないというようなところの、その変わらない理由をお聞かせください。

○委員長（中村和美君） はい、柿本東陽支所市民福祉課長。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい。今回、現行のこちらの使用料等についてですけれども、これは105%を内税としましての金額でございますので、今回、108%になる場合に、算出、こちらの改正案を出しておりますのは、現行のこの集団検診室の840円を例に挙げますと、840円掛けるの108%を105%で割り戻すという金額で、10円未満は切り捨てるというようなことになりますので、今回改正案のような改正があるところのないところの部分が出てくるというようなところでございます。

○委員（堀口 晃君） 済いません。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっともう一回説明してもらっていいですか。えっ、割り戻すっていうのがちょっとようわからぬかったです。

○委員長（中村和美君） はい、柿本東陽支所市民福祉課長。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい。現行の利用料につきましては、105%を内税として表示をしております。（委員堀口晃君「ですね。それで840円だね」と呼ぶ）は

い。ですから、これを１０８％の金額として同じ内税として表示をするためには、現行の金額に１０８％を掛けまして１０５％で割るという計算をしますので、その金額で１０円未満は切り捨てて１０円単位ですというようなことで、はい、こういう金額になる次第です。

○委員（堀口 晃君） ああ、わかりました。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。もう一つ。

○委員長（中村和美君） はい、堀口議員。

○委員（堀口 晃君） はい、それじゃですね、今度、来年１０月ですよ、１０％に上がるっていうようなときには、また改正が必要だということになりますか。

○委員長（中村和美君） はい、柿本東陽支所市民福祉課長。

○東陽支所市民福祉課長（柿本健司君） はい。おっしゃるとおり、また同様の計算をしまして、利用料が変更になるというような予定をしております。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第３７号・八代市東陽地域福祉保健センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第３８号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第３８号・八代市立椎原診療所条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第３８号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について、以降、議案第３９号、４０号につきましても、本田泉支所市民福祉課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本田泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） はい。泉支所市民福祉課の本田でございます。では、座って説明させていただきます。済いません。

議案書４７ページ、議案第３８号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について御説明申し上げます。改正内容につきましては、資料の新旧対照表もあわせてごらんください。

では、今回の条例改正は、八代市立椎原診療所条例第４条第１項中、保険診療とし、熊本県との協定に基づき派遣される医師によるものとするを保険診療とするに改め、同条中、第２項を第３項とし、第１項の次に、診療所における診療は、熊本県との協定に基づき派遣される医師によるものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでないの１項を加えるものです。

提案理由としましては、全国的に医師の数は毎年増加の傾向を見せているところですが、医師が都市部に集中するため、地方では医師不足となっている状況でありまして、本県も同様に、特に僻地医療においては一層顕著になって

おります。

このような状況の中、八代市立椎原診療所は、熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱に基づき、1名の常勤医師が派遣されてまいりましたが、現在、県内における自治医科大学卒業医師が常勤している診療所は、当診療所を含めたところで2カ所、他の診療所は僻地医療拠点病院からの非常勤医師の派遣による診療体制となっております。

しかるに、僻地医療拠点病院においても年々医師が減少し、僻地診療所への支援がますます厳しくなっているため、今後は僻地医療拠点病院の支援も含めて、自治医科大学卒業医師の派遣先を検討し、県内の地域医療の体制づくりが進められると予想されることから、将来にわたり当診療所に常勤医師が派遣されるかどうかというのが非常に不確定な状況となっております。

そこで、いかなる場合でも実効性のある僻地医療支援体制をもって、引き続き地域の医療を確保していく必要から、八代市立椎原診療所条例第4条を改正するものです。

次に、消費税改定に合わせて、診療所の利用する手数料の改定を行うため、八代市立椎原診療所条例第6条第3項に規定する別表を改正するものです。別表手数料の欄中、1050円を1080円に、2100円を……（「1080」と呼ぶ者あり）あ、済いません。申しわけありません。1080円に、2100円を2160円に、4200円を4320円に、3150円を3240円に、520円を530円に改めるものです。

また、附則により施行期日と経過措置を定めております。

以上、議案第38号・八代市立椎原診療所条例の一部改正についての御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分に

ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市立椎原診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 引き続き、次に、議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

はい、本田泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） はい。じゃあ、引き続き座りまして説明申し上げます。

次は、49ページ、議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について御説明いたします。改正内容につきましては、資料の新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由としましては、消費税改定に合わせて診療所の利用に係る手数料の改定を行うため、八代市立下岳診療所条例第5条第3項に規定する別表を改正するものです。別表、手数料の欄中、1050円を1080円に、2100円を2160円に、4200円を4320円に、3150円を3240円に、520円を530円に改めるものです。

また、附則により施行期日及び経過措置を定

めております。

以上、議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第39号・八代市立下岳診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

本田泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（本田正剛君） はい。では、引き続き、説明させていただきます。

51ページ、議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について御説明申し上げます。改正内容につきましては、同じく資料の新旧対照表をあわせてごらんください。

提案理由としましては、消費税改定に合わせて診療所の利用に係る手数料の改定を行うため、八代市立泉歯科診療所条例第5条第3項に規定する別表を改正するものです。別表、手数料の欄中、1050円を1080円に、210

0円を2160円に、4200円を4320円に、3150円を3240円に、520円を530円に改めるものです。

また、附則により施行期日及び経過措置を定めております。

以上、議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第40号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正についてを議題として、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正について、塚副首席審議員兼学校教育課長が御説明を申し上げます。

その前に、あわせて、先ほどお尋ねのありました芸術文化事業についての説明もあわせ

てお許しいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。それでは早速、先ほど当初予算の村川議員の御質問の回答をさせていただきます。座ってよろしいですか。

まず、25年度の実績ですけれども、泉第一小学校で、ひとりオペラ・ベロ出しチョンマていうのが公演されております。また、植柳小学校、高田小学校で民族楽器が公演されております。

先ほど私が申しました23年度の高田小学校につきましては、この芸術文化事業とは違う事業での公演ということでしたので、訂正させていただきます。

以上です。

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 引き続き、議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正について提案申し上げます。

八代市立八代養護学校の校名変更につきましては、平成24年9月に校名等検討委員会を立ち上げ検討を重ね、教育委員会12月定例会にて、平成26年4月より名称を八代市立八代支援学校とすることを承認していただきましたので、校名変更に伴い、関係条例を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

八代市立特別支援学校設置条例第2条中、八代市立八代養護学校を八代市立八代支援学校に改めます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。条例の改正に伴いまして、例えば校章なり、校歌なり、それに関連する幾つかの大きなシンボリックなものがあるかと思いますが、そこら辺の対応はいかがお考えでしょうか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今、校名等検討委員会で、今週だったですかね、検討委員会を開きまして、校章、校歌については検討を重ねてまいります。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。年度内におさめるのか、年度をまたぐのか、それは検討の協議の内容次第かと思うんですけども、もし年度変わって新しく校章なり校歌なりが整理されて決定したら、それを今度新しく設置する、校舎の改築も進んでおりますけど、そういった予算も必要になってくるかと思うんですけど、そういった類いのものについては今後いつの段階でどうされるかっていうのは何かめどが立っているのでしょうか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。予算は、補正予算を組みながらやっていきたいというふうに考えております。

(委員西濱和博君「はい、承知しました。ありがとうございました」と呼ぶ)

○委員長(中村和美君) はい。ほかありませんか。

以上で……。

○委員(堀口 晃君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、堀口委員。

○委員(堀口 晃君) 聞かせていただけていいですけども、これを変えるときにですね、生徒さんたちの声であったりとか、あと、保護者さんの声だったりとか、そういった声はどういう声が上がってきた、反対意見はなかったのか、その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) 塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい。24年の9月に第1回の校名等検討委員会を開きました。その際、校長、教頭、PTA会長、そして教育委員会の関係者で協議を持ちました。で、その中で、公募等の話も出たんですけども、やはり八代養護学校のことを一番知っていらっしゃる保護者の皆様、それから生徒、地域の人たちに聞いてしようということで、校内の校名検討委員会を立ち上げていただいて、そこで保護者の意見、生徒の意見を引き出させていただきまして、八代市立八代支援学校ということで学校のほうから上がってまいりました。それを検討委員会です承して提出したという流れです。

○委員(堀口 晃君) はい、ありがとうございました。

○委員長(中村和美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第41号・八代市立特別支援学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい。議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正について、塚副首席審議員兼学校教育課長が御説明を申し上げます。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) 続きまして、55ページをごらんください。座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい。

○教育部首席審議員兼学校教育課長(塚副 徹君) 議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正について提案申し上げます。

八代市学校規模適正化基本計画にのっとり進めてまいりました泉地区の小学校3校の統廃合につきましては、泉第一小学校、泉第二小学校及び泉第三小学校の3校を統廃合し、平成26年4月1日付での泉小学校として開校いたしま

す。

新設の泉小学校は、現在の泉中学校の校舎へ移り、本市で初めての施設一体型の小中一貫校となります。

宮地東小学校につきましては、宮地東地区学校規模適正化実施計画に基づき、本年度は休校、平成25年度末をもって廃校とし、宮地小学校に統合いたします。

以上のことから、市立小学校の名称及び位置の変更について関係条例を改正する必要があります。この議案を提出する理由です。

ページの56ページをごらんください。

八代市立小学校設置条例第2条の表中、八代市立宮地東小学校の項を削り、八代市立泉第一小学校、八代市立泉第二小学校及び八代市立泉第三小学校を八代市立泉小学校に改めるとともに、八代市立泉小学校の位置を八代市泉町柿迫1111番地と改めます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・八代市立小学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正について、桑田教育総務課長が説明申し上げます。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、お世話になります。教育総務課です。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育総務課長（桑田謙治君） 議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市立小学校宮地東小学校の廃校に伴いまして、宮地東小学校の体育施設等の一部を廃止するには条例の改正が必要であるがため、今回、提案をするところでございます。

この条例につきましては、趣旨でございますが、この条例は、市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育館、運動場などの体育施設及びホール、集会室、家庭科室などのその他の施設を学校教育の管理運営に支障のない限り、市民の利用に供することにより、市民の体育増進、社会教育活動の向上を図るために、当該施設の利用手続、使用料等について定めた条例でございます。

改正理由でございますが、先ほど申し上げましたように、宮地東小学校の廃校に伴いまして、宮地東小学校の施設が学校体育施設等なくなるために、宮地東小学校に関する規定を削除するための改正でございます。あわせて文言

の整理を行わせていただいております。

改正内容につきましては、お配りしています
新旧対照表を見ていただきたいと思います。

新旧対照表で御説明をいたします。下線部分
等に御注意いただいております。

新旧対照表の現行のほうになります。第2
条の表中、その他の施設のところに現行では宮
地東小学校ホール、家庭科室及び集会室、これ
が体育施設等に位置づけられておりますが、今
回、この宮地東小学校の項を削るものでござい
ます。

続きまして、次の別表の改正でございます。

別表中、施設名、屋内運動場、団体利用以外
の項、これは表の中段部分になります。1時
間当たり1020円を1時間当たり1020円に
改めることで、内容につきましては、他
の箇所につきましては、当たりには「た」とい
う送り仮名が付されておりましたが、当該箇所
につきましては、「た」の部分がついておりま
せんので、今回、統一するために「た」の送り
仮名を加えさせていただいたところでございま
す。

同じく別表中、施設名、宮地東小学校の項を
削るものでございます。これは、宮地東小学校
のホール及び家庭科室、集会室並びに屋内運動
場の使用に係る使用料の規定を削除するもので
ございます。

この一部改正条例につきましては、平成26
年4月1日から施行を予定いたしております。

以上でございます。御審議よろしくお願いい
たします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分に
ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 済いません。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 1点いいですか。ただ
の気づきなんですけど、別表の2枚目の金額で

すけど、使用料とかっていうのは、先ほど来あ
りました手数料とかとまた種別が違って、消費
税の増税分とか関係ないんですかね。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務
課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。使用料
につきましても、消費税該当いたしております。
これにつきましては12月議会ですか、1
2月議会のほうでもう改正いたしております。

（委員堀徹男君「そうですか。失礼しました」
と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） はい、済いません。ち
ょっと念のため確認なんですけれども、いただ
いている新旧対照表の中で、宮地東小学校に係
るホール及び家庭科室、集会室、屋内運動場、
ここが削除されることになるんですかね。（教
育総務課長桑田謙治君「はい」と呼ぶ）で、資
料の一番末尾のページですけれども、同じ宮地
東小学校で、多目的室、家庭科室っていうのは
そのまま残るわけですか。（「宮地東じゃな
い。宮地小学校」と呼ぶ者あり）失礼いたしま
した。大変失礼いたしました。私の勘違いでし
た。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（西濱和博君） はい。もう一点よろし
いでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） 今のはちょっと勘違い
でした。失礼いたしました。

で、宮地東小学校の廃校に伴い使用ができな

くなるという前提かと思うんですけれども、現実的に地域の皆さんから廃校の跡地利用がですね、決まるまでの間、いろんな利用に供させていただけないかという相談があった場合は、地元の人にかかわらず、それは原則許されないという形になってしまうのでしょうか。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） この宮地東小学校につきましては、今、西濱副委員長のほうからありましたように、地元の方が利用されるということで、地域住民の集まりや活動拠点としてこれまでも利用されておられます。で、あと、地元とか、生徒会とかですね、生涯学習課主催のキャンプとかですね、そういう形でこれまでも使っていただいております。で、これにつきましては、今後申し出等がありましたらですね、管理に支障のない範囲でですね、引き続き、貸し付けといいますか、のほうは考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。柔軟な対応をですね、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第43号・八代市立学校体育施設等条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第44号・八代市公民館条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第44号・八代市公民館条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第44号・八代市公民館条例の一部改正について、宮崎生涯学習課長が御説明申し上げます。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 生涯学習課でございます。

八代市公民館条例の一部改正について御説明を申し上げます。これは、宮地東公民館の位置の改正でございます。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 議案第44号関係の資料というふうなことで皆様にお配りしておりますけれども、これは宮地東小学校の配置図でございます。

これまで、八代市東町5468番地1（宮地東小学校内）の代表地番を宮地東公民館の位置と規定しておりました。宮地東小学校の宮地小学校への統合に伴い宮地東小学校が廃止されるため、宮地東小学校の一部であります八代市東町5497番地1、現集会室のある地番でございます。図面でいきますと、黒塗りのところと太線の囲みの部分を宮地東公民館の位置に改め

るものであります。

これまで学校施設全体を公民館として位置づけておりましたが、今後は、集会室のみを市の公民館として位置づけるものでございます。

以上、説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第44号・八代市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第45号・八代市社会教育委員設置条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第45号・八代市社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題として、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第45号・八代市社会教育委員設置条例の一部改正について、宮崎生涯学習課長が御説明いたします。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 八代市社会教育委員設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） これは、社会教育法の改正に伴いまして、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとなりましたので、条例を改正するものでございます。

これについても、議案第45号関係資料というのを渡してますので、ごらんになっていただきたいと思います。社会教育法の改正前、改正後の表でございます。

改正前、法第15条第2項で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、という委嘱の基準を定めてありましたが、その部分が削除されました。

あわせて、法第18条第1項で、委嘱——委員の委嘱の基準は当該地方公共団体の条例で定め、委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとする規定されました。文部科学省令では、これまでの法第15条第2項の条文をそのまま規定をされております。

そこで、議案書の64ページをお開きいただきたいと思うんですけども、そこで、条例第2条中、法第15条第2項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱するところを削除いたしまして、第1条の次に、委嘱の基準ということで2条を追加して規定をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。

すので、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市社会教育委員設置条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午後6時11分 小会）

（午後6時15分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査（八代市いじめ防

止基本方針（案）について）

○委員長（中村和美君） このうち、まず教育に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、八代市いじめ防止基本方針（案）について説明願います。

北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。八代市いじめ防止基本方針（案）について、塚副首席審議員兼学校教育課長が御説明申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。八代市のいじめ防止基本方針の案につきまして、お手持ち資料等ありますでしょうか。案について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 平成23年に大津市で起きたいじめによる中学生の自死事案がきっかけとなり、昨年6月にいじめ防止対策推進法が公布、9月に施行されました。それを受けまして、10月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が策定され、さらに、それを受けまして、12月に熊本県いじめ防止基本方針が策定されました。

いじめ防止対策推進法の中では、地方自治体の基本方針の策定につきましては努力事項となっておりますが、本市では、国・県の基本方針を参酌し、現在、策定作業を進めております。

資料としてお手元に配付しておりますのが、八代市いじめ防止基本方針の案になります。

この八代市いじめ防止基本方針は、市が市民の皆様、八代市はいじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処についてこのように取り組んでまいりますということを示すものがあります。この中には、これから具体的に取り組む施策も含んでおります。

各案の目次をごらんください。

内容は大きく3部構成となっております。

第1部は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項です。八代市がいじめの防止や早期発見、いじめへの対処についてどのように考え、どう取り組むか、その方向性を述べています。

第2部は、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項です。市や市内の学校がいじめの防止等についてどのような取り組みを進めていくのかを述べています。

第3部は、その他の重要事項です。

これから内容について説明させていただきます。2ページをごらんください。

第1部の最初に、いじめの定義があります。この定義は、いじめ防止対策推進法第2条に示してあるもので、いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うこととされており、いじめの基本的な認識ということになります。

ここで言う児童等とは、児童生徒ということですが、市の基本方針では、市内の小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒ということになります。

また、いじめを認知する場合の留意点については、次のことを挙げています。

いじめられた児童生徒の立場に立って考えること。本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえること。いじめの認知や対応は複数で行うこと。一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒がかかわっている仲間、集団等を指すこと、です。

昨年12月に実施した熊本県公立学校心のアンケートによる八代市の児童生徒の結果からも、当該学校以外の児童生徒からいじめを受けている児童生徒が昨年度より増加していることがわかりました。スイミングスクールや塾でのトラブルなど他校との関係の中で行われるいじめもここで言ういじめとして認知することになります。

ほかにも、いじめの加害、被害という二者だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を払うこと等を含め、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について基本的な考え方を示しております。

さらに、地域や家庭との連携、関係機関との連携を図ること、場合によっては警察と連携した取り組みを行う必要性を述べております。

次に、資料4ページからの第2部には、1に、本市が実施する施策、2に学校が実施すべき施策、3に重大事態への対処を書いています。

1の本市が実施する施策の一つとして考えておりますのが、資料の4ページの最後の行（キ）の部分です。児童生徒がいじめの防止等についてみずから考え、判断し、行動することができる場を設定し、児童生徒自身の活動を支援していきます、としています。

この基本方針を策定する過程において、子供たち自身がみずからいじめをなくそうという気持ちを強く持てるような子供たちの立ち上がり支援することができるか考えているところでございます。

また、いじめへの対処については、資料の1

1 ページ、図の 1 をごらんください。

まず、いじめが発生したという情報を学校が得た場合、学校で対応チームを編成し、調査、事実の把握を行い、指導の進め方を確認します。その後、いじめを受けた児童生徒の支援、いじめを行った児童生徒の指導、周囲の児童生徒へ指導等を計画的、組織的に行います。

そして、当該児童生徒の関係修復、経過の観察と進むわけですが、学校だけの対応では解決が不可能な場合が発生することがあるかもしれません。当該児童生徒や保護者に対し指導が通らない、保護者が納得されずに関係修復がうまく進まない、児童生徒が精神的に不安定になってしまったなどの状況が発生する可能性もあります。その場合は、第 2 段階として、課題解決のために学校支援委員会の御指導、御支援を得るということになります。さらに、いじめに犯罪行為が認められる場合は、警察等の関係機関等の支援を得ます。これらの過程の中で、学校は、市教委、県教委と連携をとりながら対処していきます。

次に、2 の学校におけるいじめ防止等の対策の学校がすべき施策について説明します。資料の 6 ページと 7 ページの部分です。

学校がすべき施策は大きく 3 つあります。学校いじめ防止基本方針の策定、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置、学校におけるいじめの防止等に関する措置です。

(1) の学校いじめ防止基本方針の策定についてですが、市の基本方針をもとに、各学校において学校版のいじめ防止基本方針をつくります。この学校版のいじめ防止基本方針は、いつまでにつくるという期限はありませんが、法により策定が義務づけられています。

法が求める学校基本方針は、市の基本方針とは若干違い、次のようなものとお考えいただければと思います。それを読めば、個々の教職員は自分が今何をすべきなのかわかるもの、それ

を読めば保護者や地域は何を協力すればよいのかわかるもの、それを読めばいじめが起きないようにするためどんな取り組みをどれくらい、どんな時期にするのかわかるもの、つまり学校のいじめに対する行動計画ということになります。

いじめ等の生徒指導における対応マニュアルをつくられている学校もありますが、今回の学校の基本方針は、いじめに特化して、起こったときの対応についてだけでなく、いじめが起きないように未然防止の取り組みや早期発見のための取り組みをどの時期にどのようにやっていくということを重視してつくることになっています。

この学校の基本方針につきましては、先日の校長、園長対象の研修会におきまして、できるだけ本年度中に進めていただきたい、来年度の初めには策定していただくようお願いをしております。

次に、(2) の学校が設置する組織について説明をいたします。今回のいじめ防止対策推進法は、この学校が設置する組織にこだわっており、文部科学委員会の議事録にも、この法の肝になる部分という発言がされています。

先ほど、学校におけるいじめへの対処のところで、対応チームを編成してと申しましたが、この学校の組織がそれに当たります。いじめの防止等の課題解決のために、外部の目を入れること、また、常に意識を高めて取り組んでほしいということで、常設の組織を設置することとしています。

この組織ですが、現在、各学校にありますいじめ・不登校対策委員会とか、生徒指導部会などという生徒指導関連の既存の組織を活用することになると思います。この組織に必要に応じ外部の専門家等が加わるということになります。このチームの組み方、構成員につきましては、学校の実態や規模等で変わってくると思わ

れます。

次に、(3)の学校におけるいじめの防止等に関する措置についてですが、いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に未然防止の教育を行うことを心がけます。

被害経験でも、加害経験でも、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっています。

ですから、ア、いじめの未然防止では、学校において、いじめの未然防止のために、全ての児童生徒に対して、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身につけ、主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを中心に、自己有用感を育てる取り組みを行うことを述べています。

また、イ、いじめの早期発見では、いじめの早期発見のために、相談窓口を整備し、学校の内外にそのことを周知して、児童生徒だけでなく、保護者や地域の方々が相談しやすい体制を整えていくことを述べています。

さらに、ウ、いじめに対する措置では、いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてくれた児童生徒を守り通すということとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するよう述べています。

市の基本方針にも述べてありますが、具体的にどのように取り組むのかについては、八代市学校いじめ対応マニュアルを示し、そのマニュアルを参考にして対応することとします。

次に、3、重大事態への対応についてです。資料の8ページ、9ページをごらんください。

ここで言う重大事態とは2つあり、1つは、いじめにより生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、もう一つ

は、いじめにより相当の期間、1年で30日以上欠席が認められる、となっています。

資料の最後、12ページをごらんください。ここに、重大事態が発生した場合の対処について示しています。

まず、重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会を通じて市長に報告をします。そして、市教育委員会が調査の主体を学校にするのか市教委にするのか判断をします。学校が主体となった場合は、学校におけるいじめ防止等のための組織が母体となって調査をすることになりますが、この場合は、外部の意見が入るほうが効果的であると思いますので、学校が主体になった場合も、市の教育委員会との連携のもと取り組んでまいります。このときは、学校支援委員会の支援をしていただくことにもなります。

最終的には、調査結果を市長に報告し、必要な場合は市長が設置した調査機関で再調査ということになります。

最後に、10ページにあります第3部、その他の重要事項ですが、2つあります。第1に、この基本方針は定期的に検討し見直すということ、第2に、市の基本方針と学校の基本方針を公表をするということです。

この八代市いじめ防止基本方針については、先日、市のPTA連絡協議会の皆様から御意見をいただきました。また、学校支援委員会の委員であります弁護士、精神保健福祉士、臨床心理士の方々からも御意見をいただいております。また、人権政策課、こども未来課への説明、意見交換等を得て、市長決裁をいただき、各学校を中心に広く周知していく予定であります。

以上、説明を終わります。

○委員長（中村和美君） はい。本件について何か質疑、御意見ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。大変よくできて、今後はですね、こういうふうな活動の中で、先生たちも保護者も、また、地域の皆さんもですね、対応していけば、いじめも少なくなっていくのかなと思っておるところでありますけども、先日、先日っていうか、ちょっと小会してもらっていいですか。ちょっと聞きたいことがあるんで。

○委員長（中村和美君） はい、では、小会します。

（午後6時31分 小会）

（午後6時38分 本会）

○委員長（中村和美君） それじゃ本会に移します。

ほかに質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済いません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 質疑というか、ちょっと文字の訂正、——これはどうせ、どっちみち後で読み直しをされるのでわかると思いますけど、2ページの4のいじめの理解のちょっと上ですね。好意から行った云々のところで、十分配慮した「うえて」のどこ「上で」かなと思ったんですけど、私のは字が消えてるんですかね、てに見えるんですけど。（「上で」と呼ぶ者あり）でですかね。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 済いません。はい、ありがとうございます。

○委員（橋本隆一君） あ、いえいえ。それと、あの、あっ。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） それと、この前、自分たちも、視察研修させていただいて、非常に先進的なところとかもですね、研修させていただいたんですけども、こういった事業をされる

に、基本方針をされるに当たって、先進的な取り組みをされている市町村等のいろんな情報等のことに関しては、どのような取り組みされたのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。もうインターネット等ですね、各県のこういうやはりいじめのマニュアル等もですね、参考にさせていただきまして、この中でもちょっとお話をしましたが、このいじめ防止基本方針だけではなくて、八代市の対応マニュアル、いじめ防止の対応マニュアルというのを作成して、各学校におろしたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。じゃあ、橋本委員、いいですか。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございます。はい、いいです。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、各学校で、今これを読んでいただいたら、防止マニュアルを各学校でもつくっていただくというようなことになってますが、で、これは、今、八代市のいじめマニュアルというふうな部分ができれば、それに追随した形で、全部その独自のやつではなくて、何かそれに沿ったようなやつができていくような気がするんですが、その辺はどうなんですかね。各、誰がつくるのかっていう、校内のいじめ対策防止の部分についてのマニュアルみたいなやつは、誰がどこでつくるんですか。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。やはり、この学校のいじめ防止基本方針というものは、校長1人がつくとか、担当の者が1人でつくとか、そういうものではないというふうに考えております。やはり組織として作成していかなければならないと。そのときに参考となるようなところでですね、こちらのほうでマニュアル等も作成して各学校に出しますが、それを参考にして、自分の学校ではどういうものが大切なのかっていうところを考えていただいて、自分の学校化にしてくださいというようなことで考えております。

○委員（堀口 晃君） ぜひ独自なね、ところでの独自性をして、で、それを、できたら、やっぱ皆さん共有して、あ、こういうところもあるんだね、こういうところもあるんだねというようなところで、皆さんが何かいい方向でその行動マニュアルがつくっていければ一番いいかなと思ってますんで、独自でつくられたものをまた皆さん出し合って、そして、その中でいじめの防止に向けてですね、また、よりよいものをつくっていけばいいなというふうに思ってますんで、頑張ってくださいと思います。意見です。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（村川清則君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、では、村川委員。

○委員（村川清則君） いいですか。要望です。都会では、モンスターペアレンツもえらい多いように聞きます。こういう基本方針を自分の都合のいいように解釈してどなり込んでいくというような保護者も出ないとも限りませんので、ぜひ、その辺の御配慮と、あと、先生方が委縮しないように、そういう方策も考えていただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。

要望ですね。

はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、この取り組みは、私も一般質問で上げさせていただいたように、非常に期待しとります。早速の対応に感謝したいと思います。

1つちょっと関心を寄せているのは、この案がまたオーソライズされてでき上がった方針としてまとまったら、また見直しをですね、なさるということで、運用しながら適宜ですね、成熟していくようにお取り組みを私からもお願いしたいというふうに思います。

1点、改めてちょっと御相談があるんですけども、教育長への手紙制度っていうのを創設していただいたところでございます。で、ある地域の保護者からのお声として、年度が変わったら、当然、新入生も入ってきますし、1年経過したら、ああ、そういうことがあったのかなということもなりますけど、やはり新年度という時期にですね、改めて全校生徒にまた周知していただいて、何かあったら、もう遠慮なく使ってくれというような取り組みをぜひ学校ごとにですね、いま一度周知していただければというふうに思います。

私が相談受けた保護者さんは、そういうことをうちの子供はちょっと知ってないようだなっていうようなことがありましたが、その真偽は別としてですね、適宜その対応も、このいじめ防止対策とですね、関連したセーフティーネットのツールとして機能していくようお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

はい、じゃあ、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私も、これは要望ですが、まあ、これを見ましてですね、やっぱいいあれだと思います。また、まずはですね、やっぱ

子供の家庭環境でも相当これは影響する話も今までお聞きをしておりますし。まずは家庭教育のあり方というのを保護者の皆さんにですね、再認識、再々認識していただくようなですね、そういう方策もとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、要望ですね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、八代市いじめ防止基本方針（案）についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・教育に関する諸問題の調査（八代市立図書館への指定管理者制度の導入について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代市立図書館への指定管理者制度の導入について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。八代市立図書館への指定管理者制度の導入について、濱田図書館長が御説明をいたします。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。図書館の濱田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○図書館館長（濱田大祐君） お手元の八代市立図書館への指定管理者制度の導入についてという資料をごらんいただきたいと思います。まず、内容につきましては、資料に沿って御説明を申し上げます。

1番ですけれども、これまでの経緯について

と書いてあります。（１）指定管理者制度導入について議会へ説明をいたしております。平成22年5月19日の文教福祉委員会におきまして、市立図書館への指定管理者制度導入計画について御説明を申し上げましたが、委員の皆様方から、導入は唐突である、その前に図書館のあり方を検討する必要があるという御指摘をいただいております。

そこで、（２）八代市立図書館協議会へ諮問をいたしております。平成22年9月21日に、八代市立図書館協議会へ図書館のあり方について諮問をいたしました。

（３）番ですけれども、八代市立図書館協議会からの答申をいただいております。平成23年1月5日に八代市立図書館協議会から答申を受けまして、図書館サービスの充実や図書館運営の見直し等を図る必要があるという意見をいただいております。

（４）八代市立図書館運営方針及び八代市子ども読書活動推進計画の策定でございますが、上記答申をもとに、平成24年2月15日に、運営方針及び子ども読書活動推進計画を策定いたしましたところでございます。

このような経緯によりまして、2番目、具体的な図書館改革に着手したところでございます。

上記図書館運営方針及び子ども読書活動推進計画に基づきまして、次の改革に取り組んでおります。

平成24年7月からは、（１）図書館の開館日及び開館時間の拡充をいたしております。窓口業務を委託化することによりまして、開館日を65日間、年間約2割程度ふやしております。

具体的には、①定例休館日、整理休館日、祝日休館日を廃止いたしております。②蔵書点検休館日を短縮いたしております。3館ごとに14日間、計42日間かかっていたものを、3館

で6日間へ短縮を図っております。③せんちょう、かがみ分館の開館時刻を変更いたしております。午前10時に開館していたものを3館とも午前9時半の開館へ統一してところでございます。

次に、(2)図書館サービスの拡充といたしまして、①貸し出し制限冊数を1人当たり5冊から10冊へふやしております。②予約リクエスト数の増加ということで、1人5冊から10冊へふやしております。

(3)蔵書の充実といたしまして、①利用者の読書傾向、貸し出し内容を分析いたしまして図書の選書に反映させまして、市民ニーズに応えられるよう、蔵書の充実を図ったところでございます。

(4)移動図書館サービスの拡充を図っております。移動図書館車の巡回場所を見直しまして、大きな空白地域をなくし、効率的な貸し出し運用ができるようにいたしまして、巡回場所を39カ所から48カ所へ増設いたしております。

平成24年10月からは、(1)マルチメディアコーナーを設置いたしております。障害のある子供や親子が気軽に安らぎながら利用できる畳コーナーで、カーテンで仕切ることができる場所を新設いたしております。また、プレックストークやタッチパネル式パソコンを備えまして、デージーCD-ROM等の再生速度や文字の大きさを変更しながら、その人に合った利用を可能にしたところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年5月からは、(1)市民推薦図書サービスを開始いたしております。市民の皆様方が推薦される図書を参考にしまして図書館が図書を購入するサービスを開始いたしております。

平成25年7月からは、ビジネス支援コーナーを設置いたしております。①ビジネス関連図

書、企業関連情報誌の設置をいたしております。②ハローワーク求人情報誌の設置をいたしております。また、③ジョブカフェやつしろ、県八代地域振興局による就活相談会の開催を毎月原則5日と20日、ハローワークの求人情報誌の発行日に合わせて開催をいたしております。

平成26年4月からは、予定でございますが、小中学生必読書コースの設定をいたしまして、各学校で読書運動に取り組んでいただきます、いわゆるハッピーブック運動を実施する予定でございます。小中学生に、国語の教科書で推薦されている図書を初めとした優良図書を中心に、1年間で小学生100冊、中学生50冊を目指して読書活動に取り組むものでございます。読破した児童生徒は表彰をいたす予定でございます。この読書活動を通しまして、児童生徒の学力の向上、非行防止や人格形成の支援を図ることと目的として取り組むものでございます。

3番目に、図書館改革による成果のポイントを挙げさせていただいております。

(1)図書館運営方針の明確化といたしまして、八代市立図書館運営方針及び子ども読書活動推進計画の策定によりまして、図書館が遂行すべき役割及び図書館サービスを市民に対して明確化することができたものと考えております。

次に、(2)図書館サービスの充実のポイントを挙げさせていただいております。八代市立図書館のサービスとしまして、①開館日や貸し出し制限冊数の拡充、②貸し出し傾向を反映させた蔵書の充実、③マルチメディアコーナー、ビジネス支援コーナー、人気絵本コーナーの設置等、市民の皆様方のニーズに応えるサービスの充実がある程度図ることができたものと考えております。

3番目に、(3)読書活動推進の実績。図書

館サービスの充実を図ったことによりまして、図書貸し出し冊数が実質29%増加したところでございます。また、窓口での挨拶の励行とホスピタリティーサービス、いわゆるおもてなしサービスを充実させたことによりまして、利用者からも好評をいただいているところでございます。

続きまして、4番目に、指定管理者制度の導入の考え方というものをまとめさせていただきました。

(1) 運営方針の策定。まず、図書館運営の柱になる運営方針及び子ども読書活動推進計画を整備しまして、目指すべき目標を明確にしていることが挙げられると思っております。

次に、(2) 図書館改革の実施が挙げられます。①開館日及び貸し出し制限冊数の拡充、②蔵書の充実、③移動図書館車の巡回場所の見直し、済いません、3ページをごらんいただきたいと思います。④新しいサービスの提供、マルチメディアコーナー、ビジネス支援コーナーの設置等を行っております。

(3) 図書館改革の成果としまして、貸し出し冊数等も伸びてきておりまして、利用者からも好評を得て、ある程度成果を上げている状況であると考えております。

4番目には、さらなる図書館サービスの充実を図る必要があると考えております。

このような中、さらなる図書館サービスの充実や市民のニーズへの対応を達成していくためには、指定管理者制度を導入しまして、民間力を活用して目標を達成していくことがぜひとも必要であると考えているところでございます。

続きまして、5番目に、指定管理者制度の計画について。新たな図書館サービス計画。具体的な導入の計画内容でございますが、まず1番目に、開館時間の2時間延長を図りたいと考えております。現在、平日の9時半から18時までの開館を9時半から20時までに、土日祝日

の9時半から17時までの開館を9時半から19時までにそれぞれ2時間ずつ延長しまして、平日お勤めの方々も仕事帰りに御利用いただけるようなサービスが提供できるのではないかと考えているところでございます。

2番目に、専門性の高い図書館サービスの実施をしたいと考えております。

①内部と窓口が連携した、より充実したサービスの提供、ア、丁寧な接遇、わかりやすい説明、おもてなしの心による窓口サービス、イ、地域の人や併設施設と連携した企画や行事の実施、ウ、市民ニーズに対応した新たなサービスの実施。

続きまして、2番目に、小中特別支援学校等への支援。ア、学校図書館の整備の支援、イ、学校図書館指導員への支援、ウ、学校等での読み聞かせの実施をいたしたいと考えております。

3番目に、レファレンスの充実としまして、ア、専門職員(司書)の配置、イ、レファレンス記録の整備と活用を図りまして、市民サービスの向上を図りたいと考えております。

(3) 休館日の短縮を図りたいと考えております。

①年末年始休館日を現在の6日間から12月31日と1月1日のみの2日間へ4日間の短縮を図りたいと考えております。

最後に、導入スケジュールにつきましてでございますが、①図書館条例の改正を平成26年の6月に提案申し上げたいと考えております。②公募の公示を7月、選定委員会の開催を9月、候補者の決定を10月、指定管理受託業者の議決を12月議会に諮りたいと考えております。また、指定の告示を12月に、協定の締結を平成27年1月にいたしまして、指定管理の開始を平成27年4月から始めたいと考えているところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたい

と思います。

6 ページに九州内の指定管理者導入図書館の資料を掲載させていただいております。

一番上が、政令指定都市の北九州市の状況でございます。分館も含めまして14館委託している状況でございます。中ほどには市の状況を記しております。福岡県で10館、鹿児島県で13館、熊本県で2館となっておりますが、平成24年4月からは、熊本市のくまもと森都心プラザ図書館が指定管理でオープンいたしております。また、平成26年3月1日、先日でございますが、熊本市立城南図書館が新たに指定管理によりましてオープンしたところでございます。

以上のように、九州内でも数多く指定管理者制度を導入いたしているところでございます。

本市立図書館といたしましても、御説明いたしましたとおり、指定管理者制度を活用しまして、さらに図書館サービスの向上をいたしまして、市民の皆様方のニーズに応えてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 1点いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。資料の3ページの5番の（2）の②のウですけど、学校等での読み聞かせの実施とサービス、それ、指定管理者を受けられた業者の方が学校に出向いて読み聞かせをしていただけるっていうサービスをされるっちゃうことですかね。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。そのとおりでございます。受託者の方に出向いていた

だいて読み聞かせをしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがたいことです。

○委員長（中村和美君） はい、いいですね。はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今まで本当に頑張っただけで、来館者もふえて冊数もどんどんふえていってる状況の中で、で、また、さらなる市民サービスっていうか図書館サービスをしてこうと。そのために、今回の指定管理者制度を導入しようというような部分でありますけども、で、何かイメージ的に、まあ、少なくともこの時間の延長っていうのはすごいことだろうと思います。夜8時まではいってますよと。土曜日曜でも7時までというような状況の中について。で、あと、その高い図書館サービスの実施というところも、まあ、イメージ的にはわかります。で、あと、休館日もわかるけども、八代市が目指す何かイメージというのが私まだですね、どういう図書館を目指してらっしゃるのかなっていう、イメージがちょっと湧かないところでもありますけど、何かこういうことなんですよっていうようなことなんかわかりやすくお話をしていただければなんて思うんで、今読み上げられた部分でも。うん。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。今、御指摘の答えになるかどうかわかりませんですけども、私どもがですね、思いをですね、入れましてつくったものが、お手元にお配りしております八代市立図書館運営方針というものを資料としてお手元にお配りさせていただいております。

す。

その中の、基本方針というのを4つほど、柱を4つつくらせていただいておりますが、その1番目にですね、郷土を開く人を育む図書館といたしております。いわゆる人材育成支援、人格形成支援をいたしましてですね、特に将来を担われる子供さん方への人格形成支援をいたしまして、どんどん読書をしていただいて、将来八代市をですね、市でですね、働いて郷土に貢献していただく、そういった人材育成支援を図りたいというのが私どもの思いの1番目でございます。

具体的には、それ以下の2、3、4の柱の具体的な施策を行うわけなんですけども、まずそういった思いを持ってですね、図書館改革を進めまして、具体的には、市民の皆様方が喜んでいただけるようなサービスをですね、提供したいというように考えております。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。
はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

それと、もう一ついいですか。

○委員長（中村和美君） はい。

○委員（堀口 晃君） 今回、その導入スケジュールが提案されておるところなんですけど、条例の改正、これは、議会を通さないといけないんで、6月議会というようなところがありますけども、この内容をまた詰めていかれることだろうと思いますけども、入札の方法なんですけども、今、環境センターが今行っている総合評価方式というような部分の入札がありますけども、この選定をするには、選定委員会を設置されて、で、結局、こういったものがないねってということで皆さんに公募をされて、そこに上がってきた部分の安い高いがあつて、そこで決め

ていかれるが、どういう決め方をしていられるのか、その辺のところを。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。事業者の決定につきましては、企画提案型の競争、いわゆるプロポーザルを行いまして、総合的にですね、提案の内容、それから受託実績、金額の見積書等をですね、総合的に評価いたしまして決定していただくと。それはもう今申されましたような選定委員会を設置いたしまして、その選定委員会の中で決定していただくというようなところでございます。

以上でございます。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。3ページのスケジュール拝見させていただいての感想なんですけれども、27年の4月のスタートに向けてですね、向こう1年間、26年度、こういった時期にこういうことをやられたりっていうことが、イメージが前回からまたさらに明確になったところなんですけども、例えばオフィシャルなところでいくと、条例の改正だとか議会の議決だとかがあつて初めてそういったきちんとしたものとしてスタートするのは理解できるんですけど、例えばこういった委員会も、いわゆる公表の場でございますので、市のホームページとか、何がしか、図書館だよりとかでもですね、こういう取り組みもしてるんだっていうのを、市民だとか、あるいはこれに公募されるであろうところにも目に触れるようにですね、さ

れたら、より円滑にいくのかなというような気がいたしますので、その点何がしかお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今お示しをして御説明をさせていただいてる部分ですが、まだ条例改正等ができていない中でですね、まだ改正ができるということになって初めてそういう方針で進んでいけるということになりますので、時期的にはどうかなというふうには思いますけども、ただ、そういう考えでいると、そういうふうなですね、方針で進めたいという部分については、いろんな形でお示しはできるかというふうに思うんですが、そこは検討して、慎重に進めるのであれば慎重に進めさせてもらいたいと思います。（委員西濱和博君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、ほかありませんか。はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） この指定管理の期間は何年予定されとつとですか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。具体的には今から検討させていただきたいと思いますが、市の例でいきますと、過去の実績等でいきますと、大体、5年ぐらいが標準的なところかと考えております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） ちょっと要望ですばってん。読み聞かせの今ボランティアの団体が幾つかございますですね。そういう方々との、ま

あ今後ですたい、どういった関係っていうか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。読み聞かせのボランティアグループの皆様方におかれましては、八代市立図書館協議会というのを設置いたしております、その中に、その代表の方2名ほど御参加いただいております。で、その方々にもですね、図書館協議会の中で、この導入計画案を御説明いたしまして、御意見を頂戴いたしているところでございます。御協力をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、ほか。はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 私も一般質問の中でこのことはちょっと質問させていただいて、また改めてで要望して申しわけないんですけど、市民から愛され、親しまれ、そして市民から育てていただきたいという思いを込めてですね、やっぱりこういった愛称とかですね、あるいは、これのマスコットとか、そういったところを市民から公募するような御検討をお願いできればということをお願いしておきたいと思います。済いません。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代市立図書館への指定管理者制度の導入についてを終了します。

・教育に関する諸問題の調査（ハッピーブック運動（八代市小中学生読書推進事業）について）

○委員長（中村和美君） 次に、ハッピーブッ

ク運動（八代市小中学生読書推進事業）について説明をお願いします。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。ハッピーブック運動（八代市小中学生読書推進事業）につきまして、濱田図書館長から説明をいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。図書館の濱田でございます。引き続き御説明をさせていただきます。座って説明申し上げます。

お手元のハッピーブック運動（八代市小中学生読書推進事業）実施要項という資料をごらんいただきたいと思います。

1 番目に、この運動の趣旨でございますが、小中学生にとって良書となる図書を設定し、必読書コースを設け、各学年で目標冊数を読破していくことにより、本市の小中学生の活発な読書活動の推進を図るものでございます。

この取り組みを通しまして、小中学生の学力の向上や豊かな心の育成、人格形成の支援をなしていくことにより、郷土を開く人を育む人材を育成し、ひいては本市の発展に寄与することを目的といたしております。

続きまして、2、内容でございますが、具体的などころとしまして、（1）対象必読図書を設定いたしております。小中特別支援学校の各学年ごとに、国語の教科書掲載の推薦図書を初めとし、厚生労働省社会保障審議会推薦図書や八代市立図書館で選定いたしました優良図書を各学年約300冊を設定いたしているところでございます。

2 番目に、読書の具体的な方法としまして、児童生徒の方々は、対象必読図書を読んでいた

だくことといたしております。必読図書がない場合は、それ以外の図書でもよろしいということにいたしております。

2 番目に、児童生徒が対象図書を借りるときは、読書カードに貸し出し日及び図書名を記入しまして、返却した場合は、確認印、——スタンプでも可といたしておりますが、確認印及び返却日を記入することといたしております。

3 番目に、年間目標冊数でございますが、小中学生の各学年の1年間、4月から3月までで読破する目標冊数は、小学生100冊、中学生50冊といたしております。

4 番目に、表彰についてでございますが、年間に小学生100冊、中学生50冊以上読破した児童生徒を各学校におきまして年度末に表彰いたしていただきます。

大きく分けまして4通りございます。①各学年表彰。1年間で読破した場合、小学校1年生から中学校3年生までの各学年の9種類ということになります。2番目には、小学校6年間を通じて読破した方を表彰いたします。3番目には、中学校3年間を通じて読破した方を表彰いたします。4番目には、小中学校9年間を通じまして読破した表彰をいたします。合計12種類の表彰をいたす予定でございます。

5 番目に、市立図書館の対象図書団体貸し出しというものを実施いたします。対象必読図書が不足する場合は、各小中特別支援学校が八代市立図書館の本館、せんちょう分館、かがみ分館から団体貸し出しによりまして借りることができることといたしております。1回で300冊、2カ月間借りることができるようにいたしているところでございます。

また、市立図書館の本館、せんちょう分館、かがみ分館におきましては、ハッピーブックコーナーというものを設けております。児童生徒の方々や保護者の方がおいでになった場合に、簡単に対象図書を選ぶことができるようにいた

しております。現在、準備を進めているところでございます。

このような方法によりまして、平成26年度から、市内の小中特別支援学校が一斉に読書運動に取り組むことといたしております。

また、この事業は、教育委員会全体を挙げて取り組むことといたしております。児童生徒の皆様方の成長の支援を図ることといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本件について何か質疑、御意見はありませんか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません、今、ハッピーブック運動で目標冊数を達した子供さんの表彰ということですが、子供ちゅうのはやっぱり何かもらうと非常にうれしいもので、表彰状もらってもあんまりうれしくないもので、何かやっぱ図書券とかですね、そういったものを。そして、図書券は、やっぱ市じゃそぎゃん金なかないじゃなくて、例えばスポンサーを募集するとかですね、地域の企業とか事業所に、こういうハッピーブック運動に協力してもらいたいってということで、そのお金はこういういろんな図書券とかの購入させていただきたいとか、そういうふうにすれば、いろんな方が、ああ、そんならよかたいちゅうことで寄附があるじゃないかなと思うんですけども、子供の思いに、例えば表彰状よりも、何かもろうたほうがうれしかかなと思ったんです。（笑声）

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。要望ですか。

○委員（橋本隆一君） バッジあるいはって書いてあるですね。

○委員長（中村和美君） はい、よかですか。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません、以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これ、かなりの数の子供たちが達成するような気がするんですね。265万で果たして足るのかなという部分が心配するところであるんですが、足らぬときにはまた補正かなんか出されますか。（笑声）

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。（委員堀口晃君「大体どのくらいぐらいを予定してらっしゃるのか」と呼ぶ）

○図書館館長（濱田大祐君） 現在、小中学生の児童生徒の方々は1万ちょっと、1万何百人かいらっしゃるかと思いますけれども、大体その中で半分ぐらいはひよっとしたら達成されるかもしれないというところで、今、表彰状ですとか、副賞としてのバッジですね、それから、その表彰状を入れる、それから読書カードを入れられるクリアファイル、A5判のちょっと小さ目のものでございますが、そういったものを準備しているところでございます。（委員堀口晃君「5000人程度ですね。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ちょっと見間違いだったら申しわけないんですけども、対象とする図書は各学年300冊と設定する。この300冊以外は対象にならないということになるんですか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。その対象

図書を基本といたしますけれども、もしない場合はですね、それ以外の図書でもよろしいですというぐあいにいたしております、とにかく読書をしていただくことが効果的なことだと思っております。

はい、以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。危惧しましたのが、300冊だと限定してしまうと、小学生が年間100冊だとすると、月当たり9冊か8冊読まなきゃいけないと。その学年が100人いたならば、100冊ぐらいは毎回出てしまうっていうことになるから、読めない期間、読もうとしても読めない期間が物理的に発生してしまうんじゃないかなっていうのをちょっと懸念しましたもんですから、あえてお尋ねしました。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。対象図書はですね、複数、市立図書館でも所蔵いたしております。それから、学校図書館でもこの対象図書は所有しておりますので、大体行き届くような考えは持っておりますけれども、もし行き届かない場合は、それ以外の図書でも読んでいただければと思っております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、ハッピーブック運動（八代市小中学生読書推進事業）について終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（パトリア千丁温泉施設の休館について）

○委員長（中村和美君） はい、行きますよ。はい、次に、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、パトリア千丁温泉施設の休館について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい。上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。長時間にわたり大変でございますけれども、最後でございますので、よろしくお願いします。

パトリア千丁温泉施設の休館につきまして、先日、橋本議員からも御質問いただいておりますけれども、改めまして今回の経緯と現状につきまして、千丁支所の市民福祉課鶴田課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） 鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。それでは、千丁支所市民福祉課の鶴田です。よろしくお願いいたします。座ってから説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） それでは、パトリア千丁温泉施設の休館につきまして、経緯と現在の状況を御報告いたします。A4の2枚の資料をお配りしてあるかと思いますけれども、それに沿いまして御報告いたしたいと思っております。

まず、1の今回の温泉施設の異常発生についての経緯ですが、温泉に異常が発生したのは年明けの1月7日で、指定管理者である社会福祉協議会より、濁りと湯量が少ないとの連絡を受けました。そこで、市民福祉課で確認しましたところ、浴槽の濁りとタンクのお湯がほとんど入っていない状況でした。11日には極端に湯量が減ることもありましたけれども、様子を見ながら1月の13日まで営業を続けていました。しかし、濁りも悪化し、湯量も安定しない状況での営業は困難と判断しまして、14日は休館日でしたので、15日からの休館を決定いたしました。

休館の告知につきましては、来館者へのお知らせやホームページ、市報にその旨の記載をするなどしまして、利用者への周知を図ったところでございます。

このような状況、原因について、まず濁りがどの部分から発生しているのか調査しましたところ、井戸からの源泉の濁りが確認できたということと、湯量が安定しないことから、温泉井戸のふぐあいによるものと思われます。

また、平成15年にも同じ濁りが発生し、井戸の改修を行っておりますので、早急に井戸の調査を行うことといたしました。

続きまして、2番目の原因究明調査の内容についてですが、現在、井戸調査業務委託を発注しております。2月の21日から3月の31日の工期で調査を行っているところです。なお、井戸につきましては、千丁支所の敷地内にあります。

それでは、現在の井戸の状況ですが、資料の断面図をごらんください。それを拡大したものがありますので、そちらのほうで説明したいと思います。

それでは、井戸の現在の断面図ですけれども、左側のほうに、これは井戸の深さを示しております。で、現在、この井戸の深さは122

1メートルまで掘っております。で、青いところが当初のケーシングでありまして、途中から絞った形で入っております。ケーシング、これは円筒の鋼管でございます。その周りを、黒い部分ですけれども、コンクリートで補強しているという状況になっております。

では、1枚目の資料の下に記載しておりますけれども、平成15年に同じような濁りが発生しまして、井戸の改修を行っております。濁りの原因が、ケーシングの亀裂ということで、上部のほうでケーシングが半分荒れていたということで、そのあたりの亀裂による濁りということで、この赤い部分ですけれども、内径が125ミリのケーシングを入れてあります。で、ケーシングが二重の構造ということで、当初のケーシング、で、10年前に一回り小さいケーシングを入れてあるということになっております。

で、そのとき、ストレーナー部分、井戸の底、お湯を取水するための鋼管に切れ目を入れてある部分ですけれども、ここの井戸のストレーナーの部分も堆積していたと、泥がたまっていたということで、10年前、ここの除去と、この赤い部分、ケーシングを入れていくということでの改修工事を行っております。

そうしまして、緑の部分ですけれども、これがお湯を上げている揚湯管でございます。その下に、茶色、柿色ですかね、がポンプの位置で、地上から670メートルのところに現在のポンプが設置されております。

それで、この調査ですけれども、(1)のまずこの揚湯管、緑の部分ですけれども、これが1本9メートルで74本ありまして、ジョイントでつないであります。この揚湯管と水中ポンプを引き上げまして、ポンプの分解点検を行います。あわせて揚湯管に異常がないか確認します。

(2)ですけれども、並行して、井戸の検

層、井戸の中の状況を調べます。検層の機器を入れまして、この赤い部分ですけれども、口径の測定、破損や接続部分の状況を確認を行います。また、温度変化の測定ですけれども、地下水の流入がないかの調査になります。また、孔底の確認、これはストレーナー部分が埋没していないかの調査になります。さらに、確認できる範囲で水中カメラを入れます。

ただいま説明しました井戸の検層作業につきましては、先週済んでおります。

で、現場で確認できた状況としましては、まず、この揚湯管につきましては異常ありませんでした。けれども、ケーシング、前回と同じように、やはり上部の七、八十メートルの部分が傷みが激しく、腐食が進んでいるということで、これは水位の変動によって空気に触れ酸化しやすいということです。

また、孔底、井戸の底ですけれども、ここ、ストレーナー部分が300メートルほどあります。これが半分ぐらい埋まっているということで、150メートルぐらいまで。

続きまして、(3)ですけれども、現在、ポンプの点検と検層のデータを分析等を行い、原因を究明するとともに、改修方法と概算費用を算出する作業を行っております。

最後の3の今後の対応につきましてですが、3月中旬に調査を終えまして、結果に基づいて、改修の方法、費用の負担等を総合的に勘案して対応を検討していきたいと思っております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私も地元の1人としてですね、まだまだ電話がかかってくる。説明はしよとですが、これは、平成15年、相当

そんなときも、相当経費がかかっておりますし、調査の結果、相当な経費が上がってくるかと思いますが、その節はひとつ、部長、よろしくお願いいたします。

それと、水中ポンプ、話を聞きますと、あれは外国産、——国産じゃなかとでしょう、ポンプ。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。建設当時の水中ポンプにつきましては、アメリカ製ということでございます。それで、なぜアメリカ製だったのかといいますと、海沿いの地中にはガスが多いということで、水中ポンプの中にガスセパレーターという部品がついております。これは、ガス抜きをする機械だそうです。この技術が当時、まあ平成8年ですか、日本にはそういった技術がなかったということで、外国製のポンプを使わざるを得なかったということです。

で、このガスセパレーターっていうのが、やはり石油掘削に使うようなポンプの仕様で、アメリカのほうが技術が進んでるということで、日本にはなかったと。しかし、今現在は、やはり、今は日本のほうもガスセパレーターの仕様のポンプはあるそうです。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） まあ、そういうことを検討しながらですね、早急っていいですか、早急にはいきませんが、相当経費もかかると思います。

部長、たまがらぬごつ、（笑声）いっちょよろしゅうお願いしておきます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今話を聞いて事の重大さが、今よくわかりました。で、市民の皆さんはですね、結構、待ち望んでらっしゃると思いますけども、今、課長が考えるのに、どのくらいぐらいの日数が要するかっていうのは、今概算でおわかりにならないのでしょうか。大体ことしの秋ぐらいまでにはできるだろうというようなところとか、夏ぐらいまでとかっていう、何かその辺の大まかなところはわからぬでしょうか。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。これにつきましては、調査の結果が出て見ないとわからないということで、また、改修方法についても、いろいろな方法が提案されてくると思います。その中で、やはり改修の方法と、何年もつのか、（「うん、そうですね」と呼ぶ者あり）はい。それと、あとは改修の費用ですね。そういったところを検討しながらいきたいと思っております。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。今、鶴田課長も申し上げましたように、詳細な調査結果が出ないと、何とも今後の対応の仕方がよくわかりませんけども、ただ、今、先ほど友枝委員さんも言われたように、莫大な予算というのがひょっとしたら必要になるかもしれません。そういったときに、当然、補正予算を組むことになりますのでですね、その補正予算を6月になるのか、9月になるのか、それ次第によってはまた休館が長期間になる

と。（「なりますね」と呼ぶ者あり）はい、ということは想定されます。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

はい。ほかありませんか。はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） 平成15年にもこれは発生しとるわけですたいな。今度はまた新たに、また次っていうことも考えられないでもなかですたいね。その主な原因というのは何ですか。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。海沿いということで、御存じのとおり、あそこは塩湯でございまして、やはり塩の原因でケーシングの傷みが早いのかなということだろうと思います。やはり先ほど説明しましたように、上のほうがやはりケーシングの傷みが早いということで、前回もでしたが、今回もやはりそのあたりが非常にケーシングの腐食が激しいという今現在の状況です。今後、報告書を見てみないとわからないという状況ではございますけれども。はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） その腐食が原因ということですか、濁り水は。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。それも、調査の結果を見てみないとわからないと思います。

○委員（百田 隆君） 今説明ではそういうふうな話だったもんですのでね。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） 今現在、——はい。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。カメラを入れておまして、今、カメラの目視の状況では、相当、上のケーシングが傷んでいるという、カメラを入れた状態では、そういった報告を受けております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） ちょっと関連して。

そのケーシングの材質っていうのはスチールですか。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。先ほども説明しましたが、鋼管でなっております。はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） いや、素人考えで、何か、じゃあ、材質、アルミとか、ステンとかにかえればどうなんだろうとか。もちろん値段は張るんでしょうけれども。（「とんでもない値段になる」と呼ぶ者あり）でも、何回も修理するんであれば、どうなのかなと思って。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁、市民福祉課長。

○千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。まあ、腐食しないステンとかという話もあるかと思いますが、費用が莫大になると思います。で、一番上のほうが腐食が激しいということで、上のほうだけ、それにかえるという方法はあるかもしれませんが、今後の報告が出てから検討させていただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。いいですか。

はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） なら、これはお願いで

すばってん、今、現況をですね、やっぱ、町内だけならよかばってん、遠方からかかってくつとですたい。できれば、FMであれば、できれば。よう同じことばっか説明、（笑声）遠かときは福岡とか。やっぱ、（笑声、「いつとき窓口になりますよ」と呼ぶ者あり）そうか。（笑声）でければ、お願いします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、要望です。

はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、パトリア千丁温泉施設の休館についてを終了します。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回の予算にも上がっておりました不登校という子供たちが今通級しているくま川教室ってあるんですけども、私もどこにあるか最初知らなかったんですけども、そこに皆さんでですね、こういうことをやっている、非常に何か取り組みがよくやっってらっしゃる方が、先生たちが一生懸命やっってらっしゃって、子供たちもそこに通ってくるのが楽しみになってきてると。今まで学校にも行き切らんかった、家も出切らんかった人間が、やっぱ、このくま川教室に行っでですね、一生懸命、学んでいる姿を見るとですね、ああ何かこうやったやつも、私たち自身も、そういったつは見る必要があるとじゃなかなかなんて思って、よければ、この委員会です、この1カ所とはなかなか難しいでしょうから、この中、1つの中にですね、何か、視察の、管内視察をされる場合に、このくま川教室をぜひ視察をしたいなんて思うととですけども、いかがでしょうか。

○委員長（中村和美君）　　ということですが、
いかがでしょうか。

○委員（百田　隆君）　それは必要なことだ
な。

○委員長（中村和美君）　　いいでしょうか。

○委員（友枝和明君）　それとですたい、普通
のというか、小学校の授業参観か、そういうと
もやっぱり必要じゃなかかな。

○委員長（中村和美君）　　はい。それじゃあ、
新年度になりまして、教育と、そして福祉関係
と、また、管内調査をですね、今、堀口委員お
っしゃったくま川教室等を含めまして、副委員
長と事務局とで検討させて、後日また連絡を申
し上げて、日にちを報告したいと思いますが、
よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　　ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　　なければ、以上で、
所管事務調査２件についての調査を終了しま
す。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
てお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお審査及び
調査を要すると思いますので、引き続き閉会中
の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　　御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了しま
した。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたし
ます。

（午後７時３５分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定に
より署名する。

平成２６年３月１３日
文教福祉委員会
委　員　長